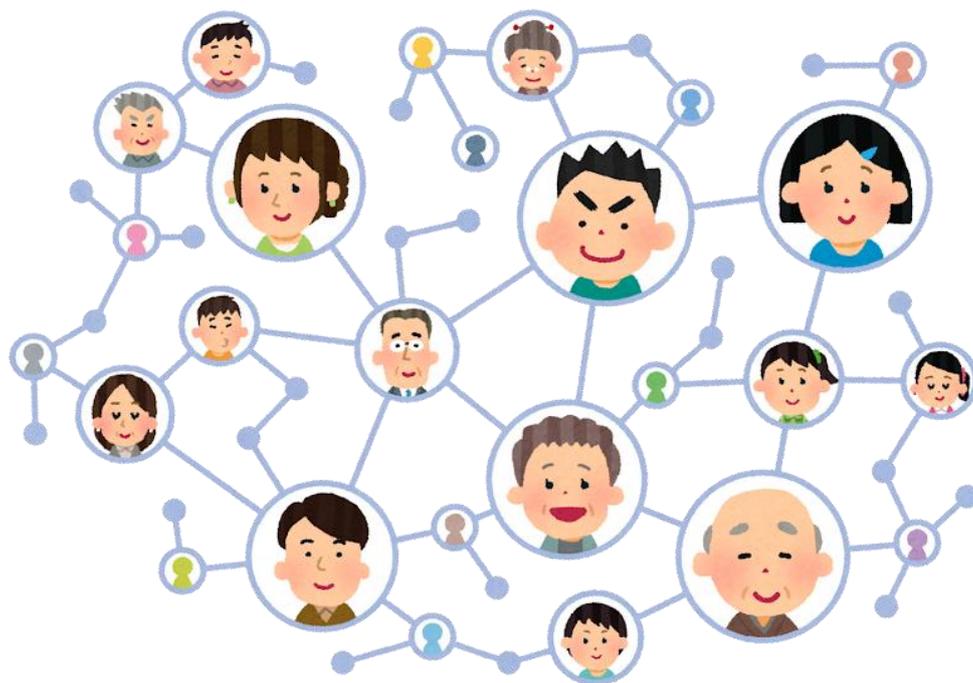


第3期（令和8年度～令和12年度）

標津町地域福祉計画

（素案）

「自助・互助・共助と公助のもと、
誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」



令和8年3月

標 津 町

はじめに

地域福祉計画とは、すべての人が住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるよう、住民や各種団体、行政などが連携し協力し合い、地域全体で支援を必要としている人（高齢者、障がい者、子育て家庭など）の生活上の課題を解決する仕組みづくりです。

本町では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第2期標津町地域福祉計画」に基づき、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指し、地域福祉の推進に取り組んで参りました。

第2期計画の主な実践としては、「高齢者の足問題解決キャラバン」を実施し、高齢者やそれを支える団体に生の声を聞取り、新たな解決を模索し、その中で高齢者サロンの送迎を開始しました。また介護従事者確保・定着を図るため初任者研修及び実務者研修への助成や、こども食堂事業や屋根の雪下ろしボランティアの推進などを進めてきました。

令和7年度は「2025年問題元年」として、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯が増え、若い世代に目を向けますと、子育てへの不安も広がっており、また、障がい者などが安心して暮らせるための施策の必要性など、様々な深刻問題や課題がこれまで以上に深刻になってくるのは言うまでもありません。

このことを踏まえ、本町では、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第3期標津町地域福祉計画」をこのたび策定しました。

本計画は、第2期計画を検証する中で、「自助・互助・共助と公助のもと、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民の主体的な参加を大前提としております。

本計画が「絵に描いた餅」にならぬよう、福祉活動に携わる人材の掘り起しや育成、見守り体制の充実・連携などをこれまで以上に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

標津町長 山口 将悟

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と目的	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の体系図	2
3 計画の期間・策定方法	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の策定方法	3
第2章 標津町の地域福祉の現状と課題	4
1 地域福祉の現状	4
(1) 標津町の概要	4
(2) 人口・世帯数の推移	4
(3) 高齢者の状況	7
(4) 障がいのある方の状況	9
(5) 子どもと家庭の状況	10
(6) 生活困窮者の状況	12
(7) 福祉活動・事業の実施状況	13
2 地域福祉の課題	14
(1) 聞き取り調査の実施	14
(2) 課題の整理	17
第3章 計画の基本理念・基本目標	19
1 基本理念	19
2 基本目標	20
(1) 支え合う地域づくり	20
(2) 安全・安心なまちづくり	20
(3) 福祉サービスの体制づくり	20
3 施策の体系	21
第4章 施策の展開	22
1 施策の展開	22

[基本目標1] 支え合う地域づくり	22
(1) 地域交流の推進	22
(2) 住民活動の拠点づくり	23
(3) 子育て世帯への支援充実	25
(4) ボランティアの体制づくり	27
[基本目標2] 安全・安心なまちづくり	29
(1) 災害援護体制の整備	29
(2) 除雪支援体制の整備	31
(3) 安心な生活への支援	32
(4) 健康増進・介護予防の充実	34
(5) 認知症施策の推進	36
(6) 再犯防止等の推進	38
[基本目標3] 福祉サービスの体制づくり	38
(1) 情報提供と相談体制の充実	38
(2) 福祉サービス利用への支援	40
(3) 権利擁護の推進	42
2 目標達成のための重点事業	43
(1) 支え合いネットワークの構築	43
(2) 生活支援の仕組みづくり	46
(3) 移動支援事業の検討	47
(4) 除雪支援体制の整備	49
(5) 高齢者福祉の推進	50
(6) ボランティア活動を円滑に進める仕組みづくり	53
(7) 災害時の要援護者支援体制の確立	54
第5章 計画の推進	56
1 協働による地域福祉の推進	56
(1) 住民・地域の役割	56
(2) 事業者・団体の役割	56
(3) 社会福祉協議会の役割	56
(4) 行政の役割	57
2 社会福祉協議会との連携による事業推進	57
3 計画の進行管理	57
資料編	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

近年、家庭や地域における支え合いの機能が弱体化し、身近な住民同士や世代間の交流も希薄化するという「無縁社会」が広がりつつあります。

現実のこととして、引きこもり・閉じこもり、家族間における高齢者や児童への虐待、DV（配偶者暴力）による家庭崩壊、認知症高齢者の「一人歩き」による行方不明、介護や子育ての疲れによる悲惨な事件などが全国的に多発し社会問題となっています。

このような背景には、核家族化による伝統的家庭の崩壊や地域における相互扶助機能の弱体化などの要因が介在していると考えられています。

また、これまで介護保険制度や障がい者自立支援法施行による福祉サービス制度の新たな導入により、福祉サービスを自ら選択でき、利用者と事業者が対等な契約関係に立つという社会福祉制度の大転換がなされてきました。

こうした中、標津町においても全国的な傾向と変わらず人口減少と少子高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、核家族化など社会環境が変化し、地域福祉に対する住民ニーズが多様化・複雑化してきています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境づくりを目指し、「標津町人口ビジョン・地方版総合戦略」との整合性を図りながら、地域福祉を計画的に推進する必要があります。

(2) 計画の目的

本計画は、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、全ての住民が等しく社会参加の機会を得、ともに支え合い、住み慣れた住みよい地域で自立した生活を送ることのできる地域福祉社会の実現を目指し、町や社会福祉協議会が策定している各福祉関連計画・施策と整合性を図りながら、地域福祉を推進する事を目的として策定するものです。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

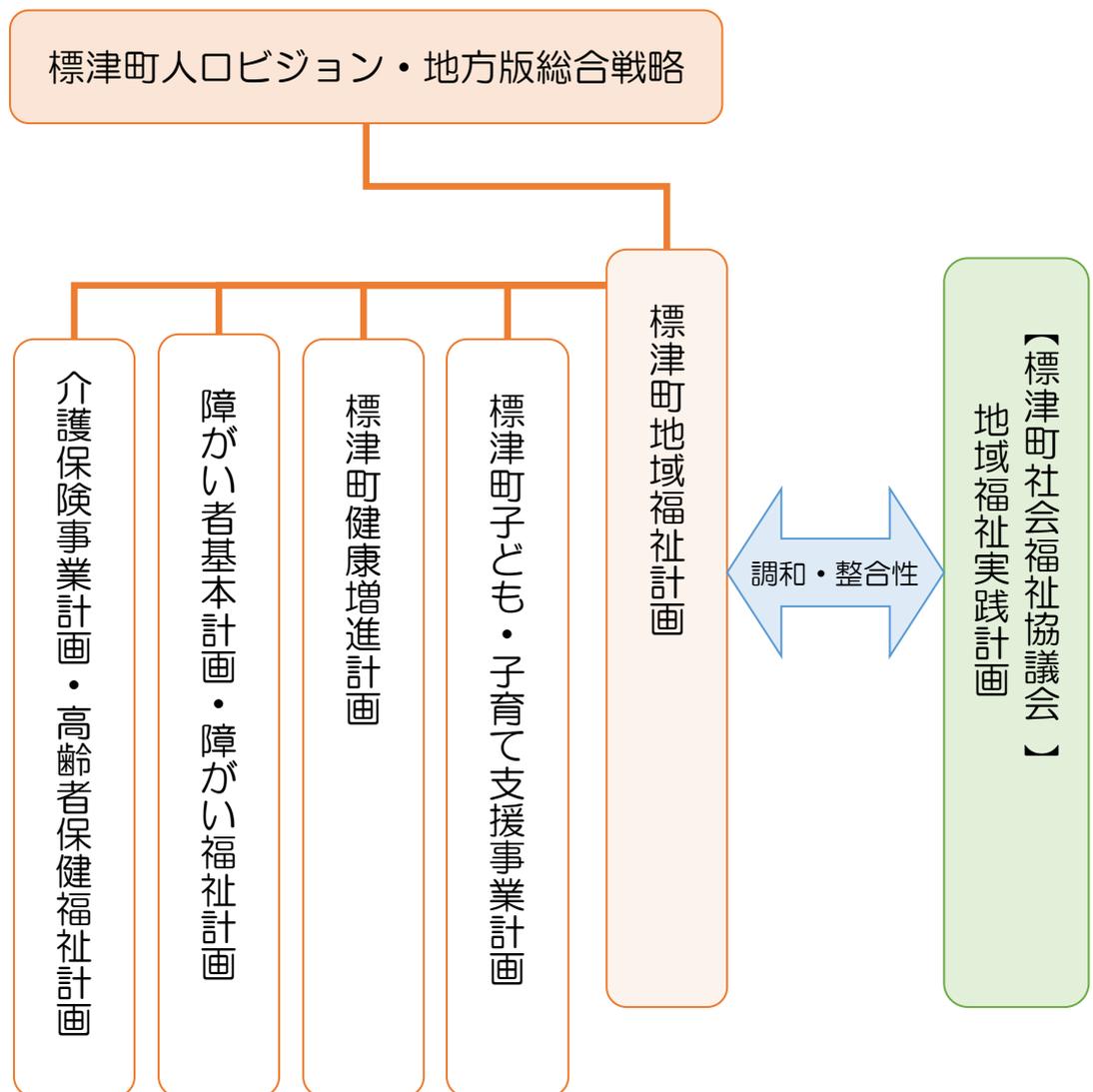
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

この計画は、まちづくり総合計画である「標津町人口ビジョン・地方版総合戦略」に基づき、別に定められた「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「障がい者基本計画・障がい福祉計画」、「標津町健康増進計画」、「標津町子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉関連の個別計画を横断的につなげるとともに、標津町社会福祉協議会の行動計画である「第1期地域福祉実践計画」との調和・整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進していくためのものです。

(2) 計画の体系図



3 計画の期間・策定方法

(1) 計画の期間

この計画の期間は令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

なお、福祉関連施策の見直しや社会情勢の変化、地域ニーズの多様化等に対応するため、計画策定後も継続的な点検活動を行い、適宜見直しを検討するものとします。

(2) 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、住民参加による計画策定を図るため、住民の様々な意見、ニーズなどを把握しながら計画策定に取り組みました。

① 標津町地域福祉計画推進委員会の設置

本計画の策定にあたっては、保健福祉各関係団体からの代表者15名により構成される「地域福祉計画推進委員会」（以下、推進委員会という。）を設置し審議を行いました。なお、推進委員会は、令和8年11月から計2回開催しました。

② 聞き取り調査等の実施

計画策定において、多くの住民の日常生活課題を把握するために、各推進委員会が属する団体に聞き取り調査を実施しました。

また、高齢者が所属する団体（シルバー勤労会、老人クラブ、高齢者サロン等）への聞き取り調査や、高齢者福祉相談員、民生委員・児童委員等に聞き取り調査を実施しました。

③ 各計画のアンケート結果を集約

町民意識を把握するため、第1回第2回と地域福祉に関するアンケート調査を独自に実施していましたが、令和4年度に「障がい者基本計画」に向けたアンケート、令和5年度に「高齢者の足問題解決キャラバン調査」アンケートと、「子ども・子育て支援事業計画」に伴う保護者向けアンケート。令和7年度に「介護保険計画」に伴う「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」アンケートを実施していることから、重複してアンケートを実施するよりも、各計画のアンケートを精査・分析して集約しました。

第2章 標津町の地域福祉の現状と課題

1 地域福祉の現状

(1) 標津町の概要

標津町は、北海道の最東端根室管内の中心部に位置し、北は羅臼町、北西は清里町、西は中標津町、南は別海町に隣接しています。また、東に広がるオホーツク海洋上にはわずか24km先に北方領土国後島がその大きな姿を見せています。

町域は624.69km²で、そのうち森林面積が428.60km²と約69%を占めており、その森林を起点

として標津川に代表される大小の河川が町内を流れています。

北東には世界自然遺産である知床半島、南東にはラムサール条約登録湿地である野付半島など、世界的な自然を有する風光明媚な地です。

気候は、春から夏にかけて霧の発生が多く、夏は冷涼多湿となりますが、秋から冬にかけては比較的日照時間も多く、降雪期間は12月～4月上旬です。平均気温は6.5℃前後と寒冷地ではありますが、夏はおおむね温暖な気候です。



(2) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、昭和40年の8,051人をピークに年々減少し、令和7年12月末には4,686人まで減少しています。

人口動態では少子高齢化が進んでおり、年少人口（0～14歳）の割合は昭和60年の22.7%（1,718人）から減少を続け、令和7年12月末には11.9%（543人）となっています。

また、高齢者人口（65歳以上）の割合は昭和60年の8.8%（665人）から増加を続け、令和7年12月末には32.8%（1,536人）となっています。

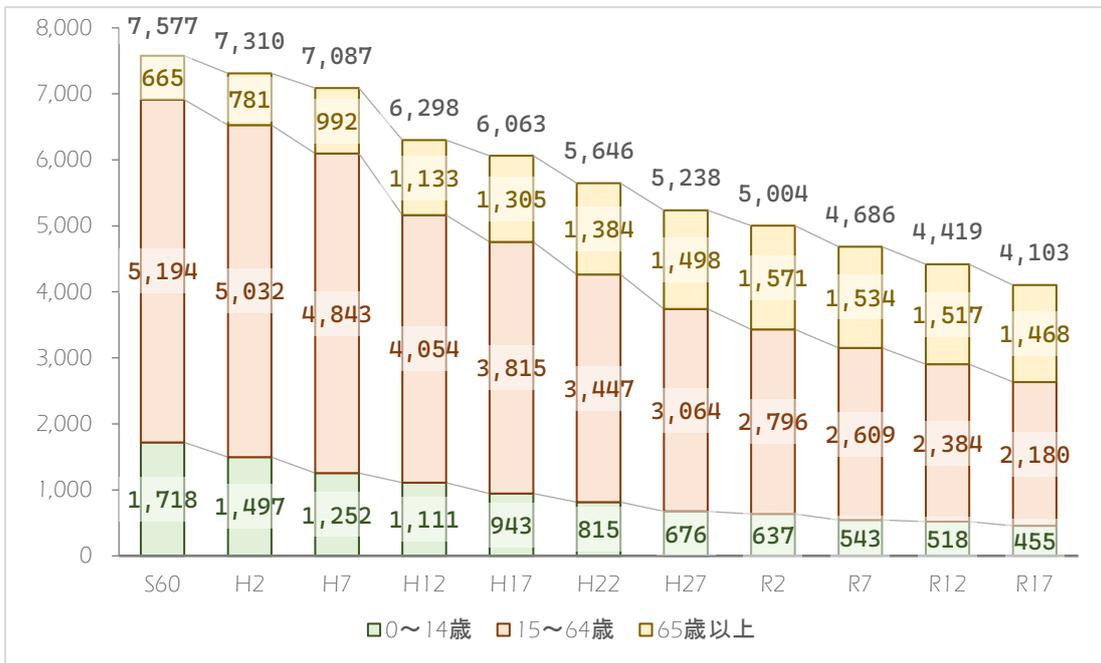
今後もこのような少子高齢化の進行が予想され、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（令和5年12月現在）によると10年後の令和17年（2030

年)には総人口は4,103人まで減少し、年少人口の割合が11.1%まで減少、高齢者人口の割合が35.8%まで増加すると推測されています。

1世帯あたりの人員を見ると、昭和60年には3.41人/世帯であったものが徐々に減少し、令和8年12月末には1.98人/世帯となり核家族化が更に進んでいます。

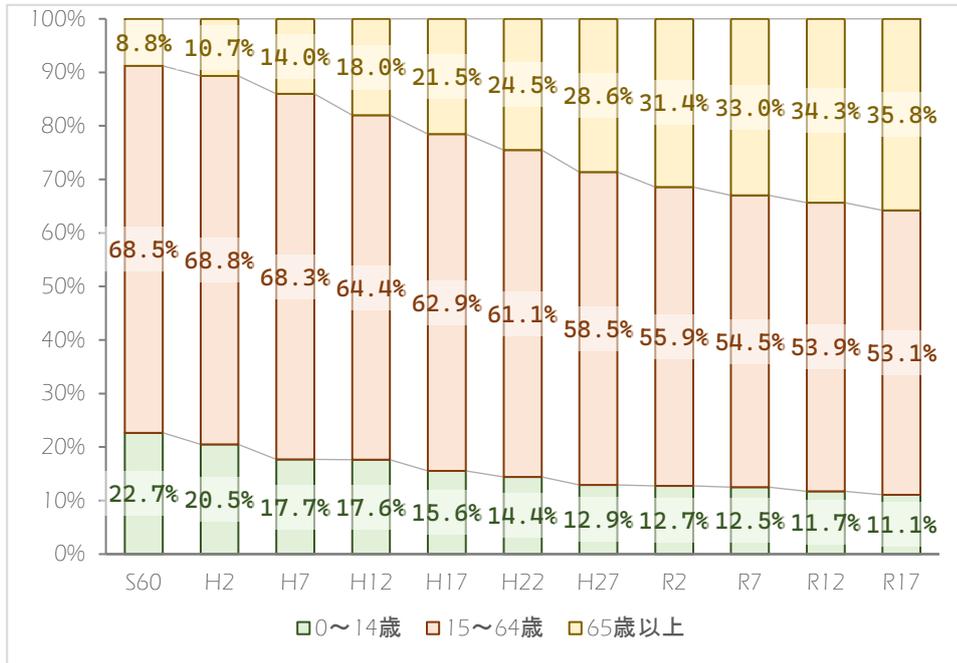
○人口の推移

区分		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17
認定者数		7,577	7,310	7,087	6,298	6,063	5,646	5,242	5,023	4,686	4,419	4,103
0～14歳	人口	1,718	1,497	1,252	1,111	943	815	676	637	543	518	455
	比率	22.7%	20.5%	17.7%	17.6%	15.6%	14.4%	12.9%	12.7%	11.6%	11.7%	11.1%
15～64歳	人口	5,194	5,032	4,843	4,054	3,815	3,447	3,064	2,796	2,609	2,384	2,180
	比率	68.5%	68.8%	68.3%	64.4%	62.9%	61.1%	58.5%	55.7%	55.7%	53.9%	53.1%
65歳以上	人口	665	781	992	1,133	1,305	1,384	1,498	1,571	1,534	1,517	1,468
	比率	8.8%	10.7%	14.0%	18.0%	21.5%	24.5%	28.6%	31.3%	32.7%	34.3%	35.8%



※S55～R2までは国勢調査、R7はR7.12月末現在の住民基本台帳、R12～R17は国立社会保障・人口問題研究所による推計

○年齢別人口の割合



※S60～R2までは国勢調査、R7はR7.12月末現在の住民基本台帳、R12～R17は国立社会保障・人口問題研究所による推計

○人口と世帯数、平均世帯人員の推移



※人口はS60～R2までは国勢調査、R7の人口及び世帯数は住民基本台帳（R7.12月末）

※平均世帯人員は、「総人口÷世帯数」により算出

(3) 高齢者の状況

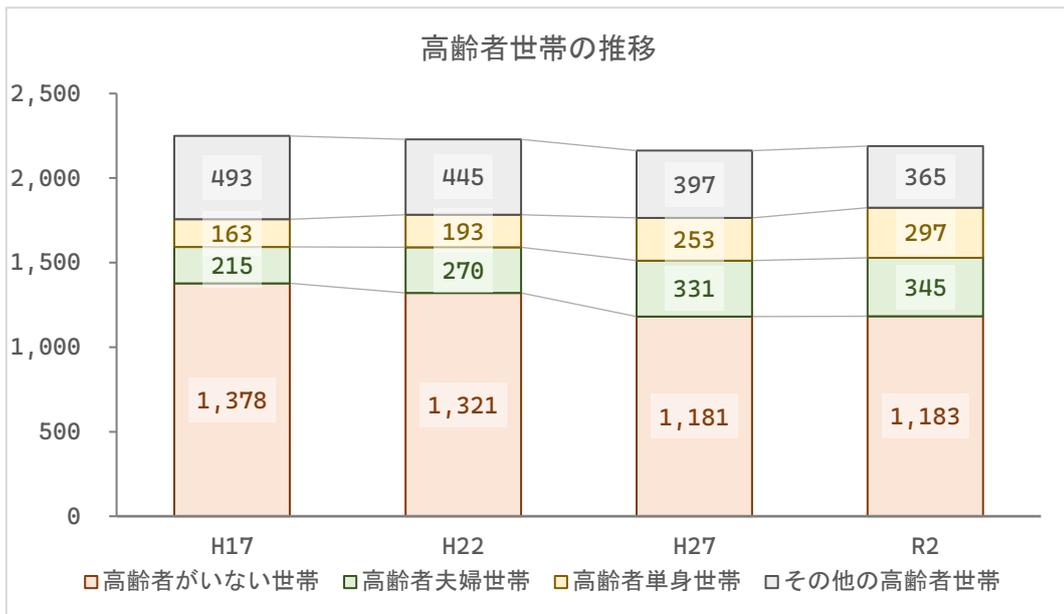
① 高齢者世帯の状況

当町では、約46%の世帯が65歳以上の高齢者のいる世帯であり、そのうちの約半数が高齢者のみで構成された世帯となっています。

また、世帯数全体としては若干の減少傾向にありますが、高齢者のいる世帯は増加傾向にあることから、介護状況にかかわらず、生活全般に対する支援対策が必要だといえます。

区分		H17	H22	H27	R2
総世帯数	世帯数	2,249	2,229	2,162	2,190
	比率				
高齢者のいる世帯	世帯数	871	908	981	1,007
	比率	38.7%	40.7%	45.4%	46.0%
うち高齢者夫婦世帯	世帯数	215	270	331	345
	比率	9.6%	12.1%	15.3%	15.8%
うち高齢者単身世帯	世帯数	163	193	253	297
	比率	7.2%	8.7%	11.7%	13.6%
その他の高齢者世帯	世帯数	493	445	397	365
	比率	21.9%	20.0%	18.4%	16.7%

※資料：国勢調査

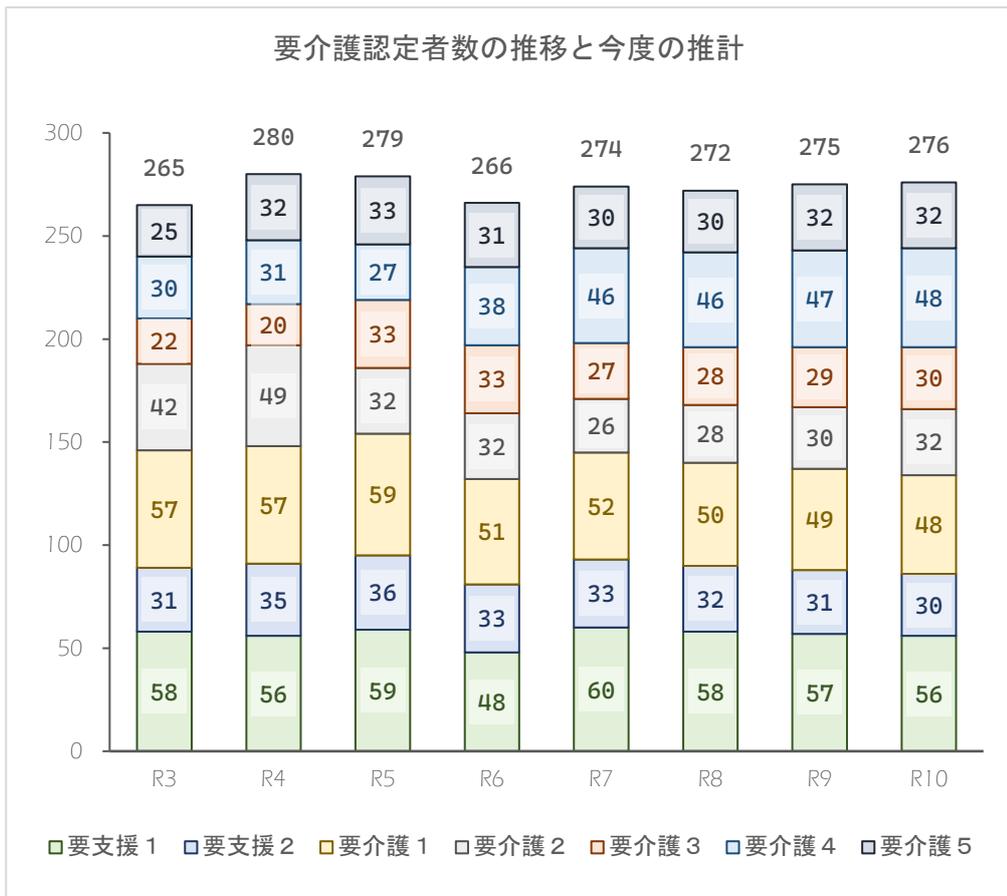


②要介護認定の状況

要支援や要介護の認定者数は、おおむね横ばいですが、後期高齢者数の割合が多くなることから、介護度の重い方の増加が見込まれます。

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
認定者数	265	280	279	266	274	272	275	276
うち要支援1	58	56	59	48	60	58	57	56
うち要支援2	31	35	36	33	33	32	31	30
うち要介護1	57	57	59	51	52	50	49	48
うち要介護2	42	49	32	32	26	28	30	32
うち要介護3	22	20	33	33	27	28	29	30
うち要介護4	30	31	27	38	46	46	47	48
うち要介護5	25	32	33	31	30	30	32	32

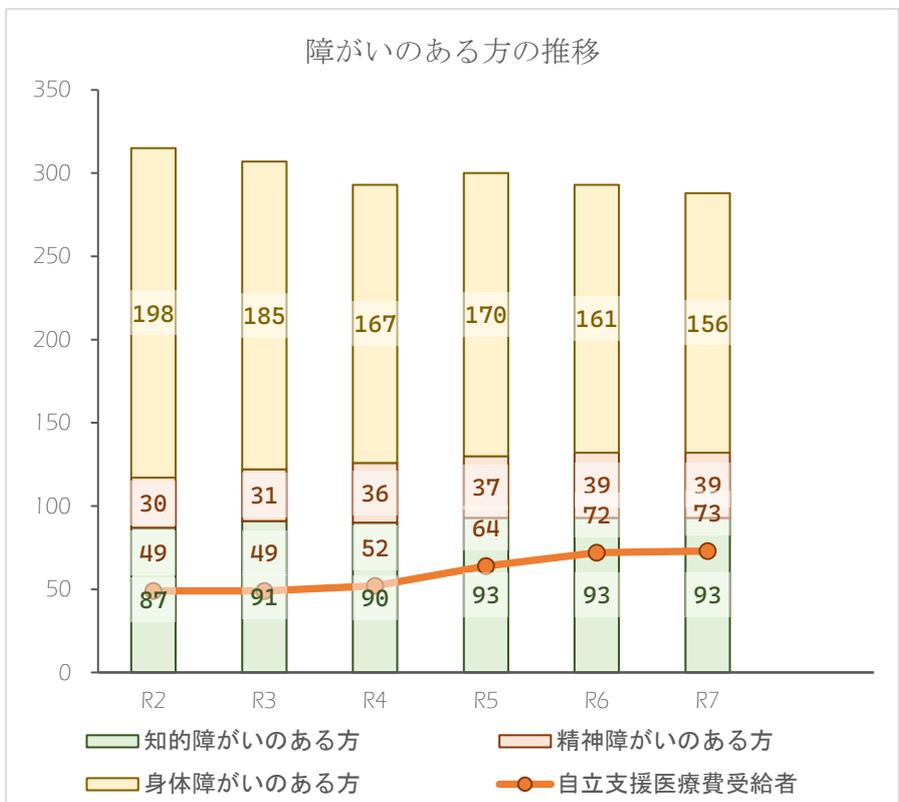
※R3～R6は実績値、R7～R10は推計値



(4) 障がいのある方の状況

各種手帳の交付者数の推移から全体の人数はほぼ横ばいですが、身体障がいのある方は減少傾向、知的障がいのある方及び精神障がいのある方においては増加傾向にあります。

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合計	315	307	293	300	293	288
身体障がいのある方	198	185	167	170	161	156
1級	54	50	48	52	46	42
2級	23	20	16	15	15	15
3級	30	30	26	26	26	26
4級	58	53	46	45	42	43
5級	20	19	18	19	19	18
6級	13	13	13	13	13	12
知的障がいのある方	87	91	90	93	93	93
A	29	27	26	27	25	24
B	58	64	64	66	68	69
精神障がいのある方	30	31	36	37	39	39
自立支援医療費受給者	49	49	52	64	72	73



(5) 子どもと家庭の状況

①出生の動向

出生数は、その年により増減がありますが総人口と同様に近年は減少傾向にあります。また出生率も減少傾向となっています。

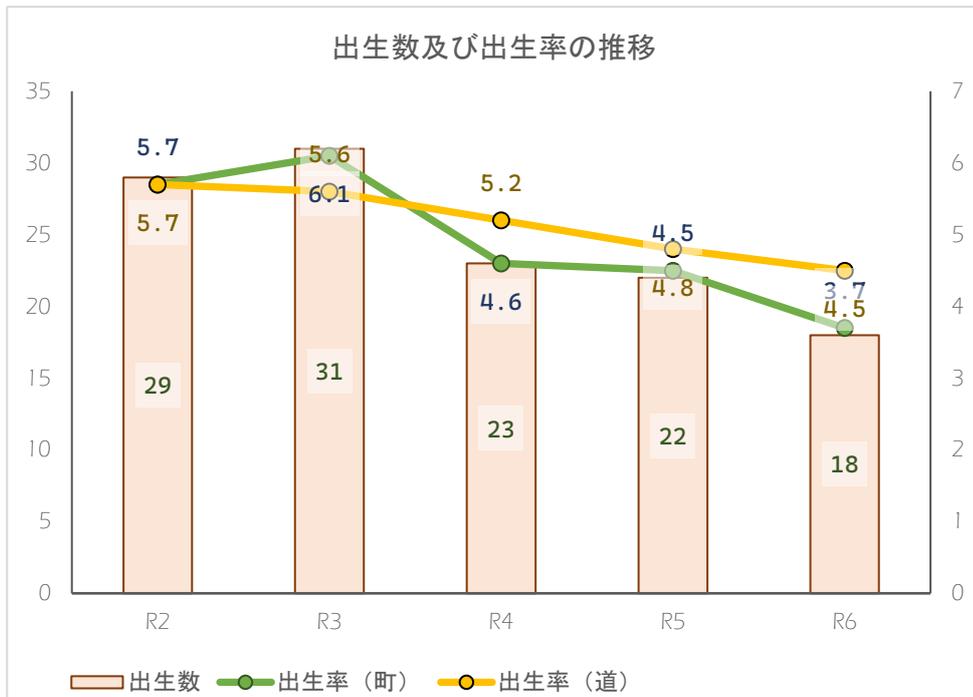
区 分	R2	R3	R4	R5	R6	
総人口	5,065	5,065	4,975	4,862	4,722	
出生数	29	31	23	22	18	
出生率	町	5.7	6.1	4.6	4.5	3.7
	道	5.7	5.6	5.2	4.8	4.5
合計特殊出生率	町	1.47	1.69	1.27	1.28	1.07
	道	1.21	1.20	1.12	1.06	1.01
	国	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

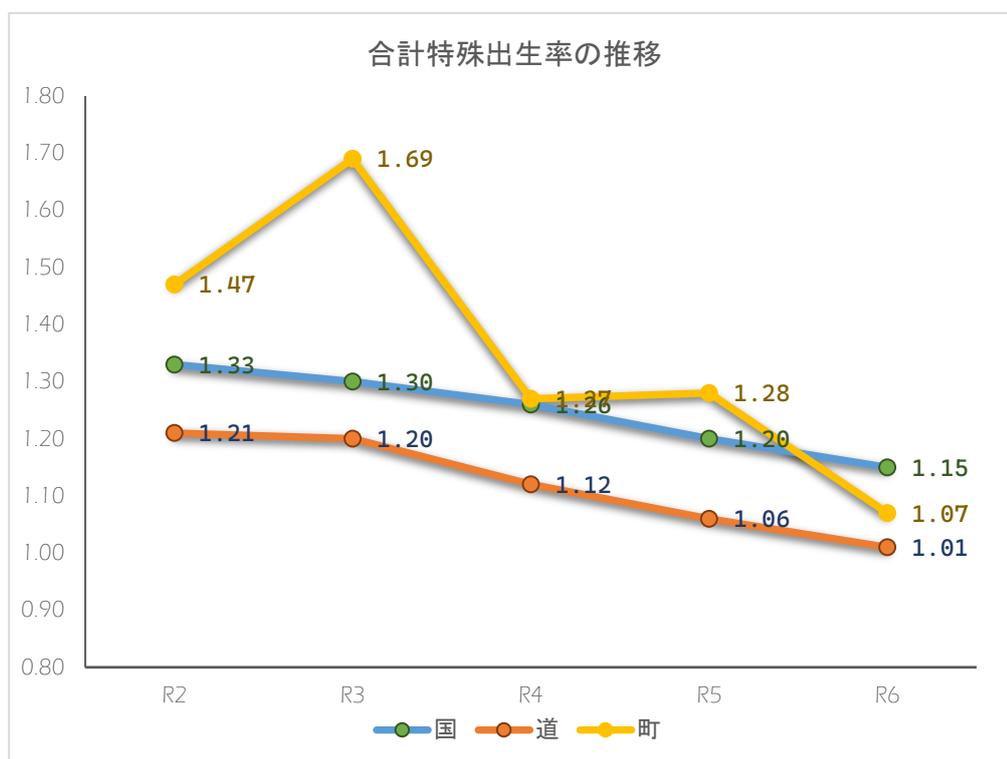
※総人口及び出生数は住民基本台帳（各年4月1日現在。）、出生率（道）は厚労省人口動態統計（各年10月1日現在）（以下、人口動態統計）より。

※出生率は人口千人あたり。（出生数÷総人口×1,000）

※合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、道・国は人口動態統計より、町数値は次式により算出。

【合計特殊出生率（非バイズ推定値）】 = {(15～19歳階級における出生数/女性人口) + (20～24歳階級における出生数/女性人口) + … + (45～49歳階級における出生数/女性人口)} ×5



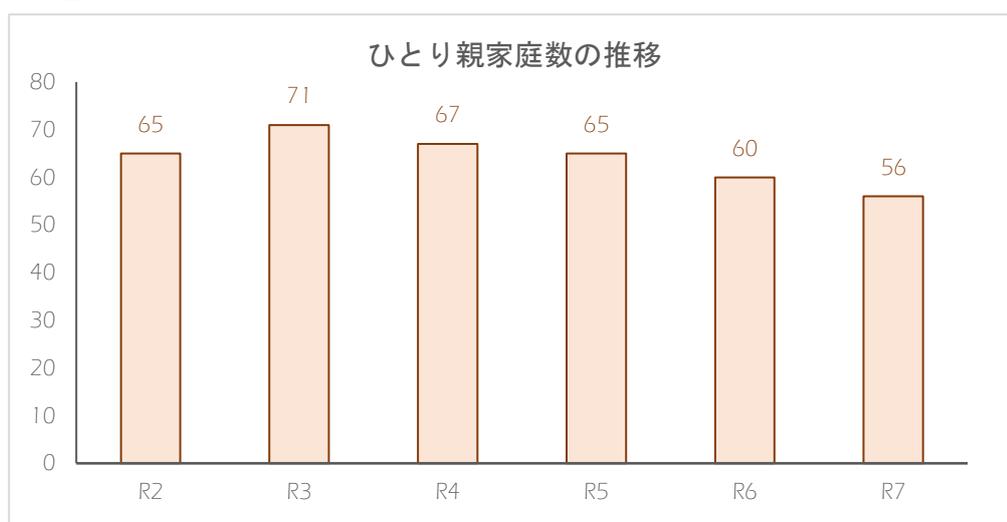


②ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数は人口減少にも伴い、ゆるやかな減少傾向にあります。

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ひとり親家庭数	65	71	67	65	60	56

※各年4月1日現在。令和7年度のみ令和7年12月31日現在。資料：住民生活課（医療給付担当）提供。



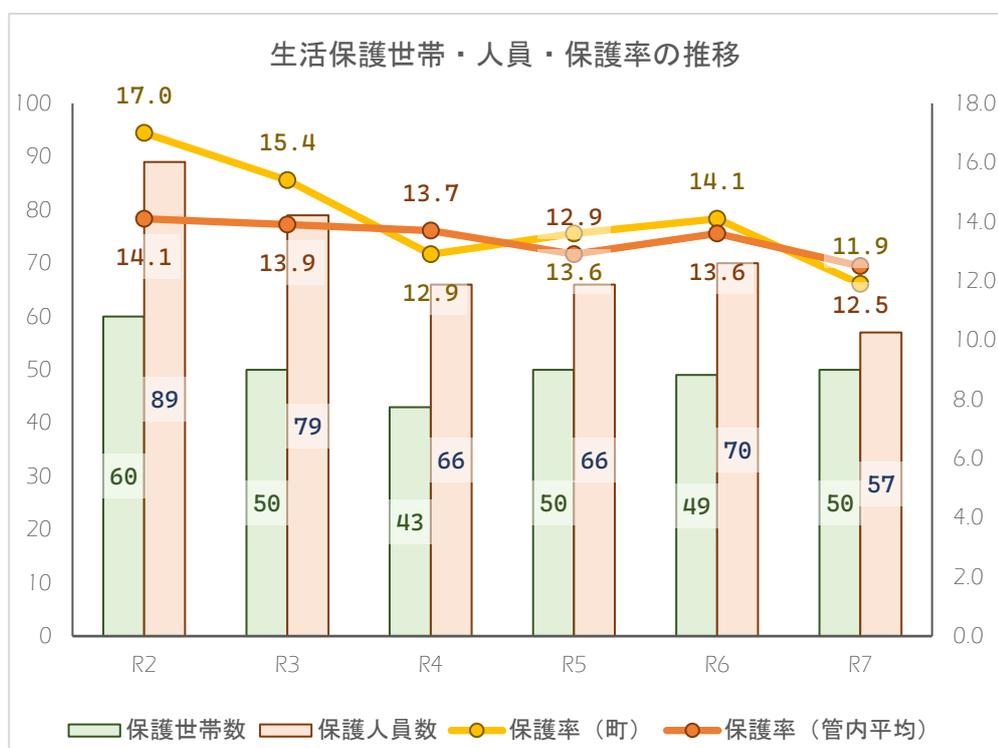
(6) 生活困窮者の状況

生活保護世帯数及び保護人員数は、徐々に減少傾向にあります。

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保護世帯数	60	50	43	50	49	50
保護人員数	89	79	66	66	70	57
保護率(‰)	17.0	15.4	12.9	13.6	14.1	13.6
根室管内平均保護率(‰)	14.1	13.9	13.7	12.9	13.6	12.5

※R2～R6は各年度末。R7は12月末現在。

※根室管内平均保護率(‰)は生活保護実施状況(根室振興局作成)より抜粋



(7) 福祉活動・事業の実施状況

地域では、町内会をはじめ、標津町社会福祉協議会、社会福祉法人標津福祉会、株式会社標津介護サービス、有限会社こすもす、NPO法人キラリ工房、NPO法人クープアなど様々な団体・事業所による福祉活動・事業が行われています。

このような団体・事業所の活動と、保健福祉センターや町住民生活課が行う事業が連携することで、町の地域福祉体制が構築されています。

① 町内会活動

町民にとって一番身近な団体である町内会は全38町内会ありますが、このうち市街地区の町内会は15町内会あり、全世帯の77.5%を占めています。また、30世帯以下の町内会が18町内会あり、すべてが漁村部、農村部の町内会です。

各町内会では、安否確認の声かけや玄関前の除雪、道路わきの草刈りなどの福祉活動が行われています。

② 社会福祉協議会

標津町社会福祉協議会は標津町老人クラブ連合会をはじめとする6団体の事務局を担っているほか、16団体・211人、個人1人のボランティアをボランティアセンターに登録しています。さらに、町内6箇所で開催されている「ふれあい いきいきサロン」（高齢者サロン）や町内会単位で活動している「高齢者等除雪支援」は地域のボランティアに支えられており、社会福祉協議会はそうした活動を支援しながら行政と地域住民を結ぶ重要な役割を担っています。

③ 福祉団体

町内では社会福祉法人標津福祉会が特別養護老人ホームやデイサービス・ショートステイの居宅介護サービス事業所の運営を、有限会社こすもすが訪問介護事業所を、株式会社標津介護サービスがグループホームを、株式会社藤本建設が高齢者対応型下宿の運営を行っており、町の高齢者福祉に大きく貢献しています。

また、NPO法人キラリ工房やNPO法人クープアは、就労継続支援B型事業所として、一般企業等で就労することが困難な障がいのある方の就労訓練サービス事業を実施し、障がいのある方への支援を行っています。

このほかにも町内には様々な福祉事業所（団体）や産業団体があり、これらの事業所（団体）の活動により地域の福祉が支えられています。

2 地域福祉の課題

(1) 聞き取り調査実施

● 調査方法

- ・各団体に伺い、担当者からこれまでの標津町地域福祉計画で推進してきた事業を説明後、意見徴収した。
- ・また、その場で意見が出てこないことを鑑み、意見用紙と返信用封筒を渡し、期限を決めて後日返送していただく方法をとった。
- ・取りまとめた意見をまとめて、計画内容に反映した。
(意見については資料に掲載)

① 社会福祉法人 標津福祉会

聞 取 日：令和7年10月15日
対 象 者：大内統括施設長・牧課長
対応事務局：吉田次長、大垣参事、
山田主幹



標津町シルバー勤労会

② 標津町シルバー勤労会

聞 取 日：令和7年10月31日
対 象 者：会員等 32名
対応事務局：大垣参事

③ 標津町高齢者福祉相談員

聞 取 日：令和7年11月27日
対 象 者：8人中 5名
対応事務局：吉田次長、大垣参事



標津町高齢者福祉相談員

⑤ 標津町社会福祉協議会

聞 取 日：令和7年11月27日
対 象 者：理事 7名
対応事務局：吉田次長、大垣参事、
荒木事務局長、梅木主任

⑥ 標津地区町内会連絡協議会

聞 取 日：令和7年11月27日
対 象 者：標津地区町内会（12町内会）
対応事務局：若月事務局長

⑦ 高齢者サロン 笑の会（古多糠地区）

聞 取 日：令和7年12月13日
対 象 者：17名
対 応 事 務 局：吉田次長、大垣参事



標津町商工会

⑧ 爽健クラブ 川北しらかば会

聞 取 日：令和7年12月14日
対 象 者：26名
対 応 事 務 局：吉田次長、大垣参事

⑨ 高齢者サロン 元気会（川北地区）

聞 取 日：令和7年12月20日
対 象 者：25名
対 応 事 務 局：大垣参事



NPO法人 キラリ工房

⑩ 標津町商工会

聞 取 日：令和7年12月23日
対 象 者：阿部事務局長
対 応 事 務 局：吉田次長、大垣参事

⑪ NPO法人 キラリ工房

聞 取 日：令和7年12月24日
対 象 者：通所者・職員 10名
対 応 事 務 局：大垣参事、工藤主事
麻地会計年度任用職員



グループホーム カント

⑫ グループホーム カント

聞 取 日：令和7年12月25日
対 象 者：佐竹常務取締役、阿部施設長
対 応 事 務 局：大垣参事、工藤主事
麻地会計年度任用職員

⑬ NPO法人 クーピア

聞 取 日：令和7年12月26日
対 象 者：通所者・職員 23名
対 応 事 務 局：大垣参事、工藤主事、
麻地会計年度任用職員



NPO法人 クーピア

⑭ 高齢者サロン 遊友会（標津地区）

聞 取 日：令和8年1月10日

対 象 者：20名

対 応 事 務 局：大垣参事



標津町老人クラブ連合会

⑮ 標津町老人クラブ連合会

聞 取 日：令和8年1月15日

対 象 者：29名

対 応 事 務 局：大垣参事、荒木事務局長、
梅木主任

⑯ 高齢者サロン 茶々の会（山茶志骨地区）

聞 取 日：令和8年1月17日

対 象 者：9名

対 応 事 務 局：大垣参事、梅木主任

⑰ 標津こども食堂 れあれあの家

聞 取 日：令和8年1月18日

対 象 者：ボランティア 8名

対 応 事 務 局：大垣参事



標津町身体障がい者協会

⑱ 標津町身体障がい者福祉協会

聞 取 日：令和8年1月22日

対 象 者：15名

対 応 事 務 局：大垣参事、荒木事務局長、梅木主任

⑲ 釧路保護観察所

聞 取 日：令和8年1月26日

対 象 者：石橋統括保護観察官

対 応 事 務 局：大垣参事

⑳ グループホーム 夢ふうせん空

聞 取 日：令和8年1月29日

対 象 者：佐竹常務取締役、職員2名

対 応 事 務 局：吉田次長、大垣参事



グループホーム 夢ふうせん空

㉑ 標津町民生委員児童委員協議会

聞 取 日：令和8年1月30日

対 象 者：民生委員児童委員 18名

対 応 事 務 局：吉田次長、大垣参事、麻地会計年度任用職員

(2) 課題の整理

地域福祉を取り巻く標津町の現状及びアンケート調査や、聞き取り調査の結果から、住民が標津町で暮らし続けていく上での課題を整理すると以下のとおりとなります。

これらの課題解決に向け「自助・互助・共助・公助」の考えのもと、住民、町内会、社会福祉協議会、事業所、団体、町などが、それぞれの役割をはたしながら協力して対応していくことが必要になります。

① 生活上の不安に関する課題

高齢者や障がいのある方などが生活する上で、移動や通院、買い物、除雪などの日常生活に不安を抱える方が増加しています。

特に、商店や公共交通機関が少なく、積雪が多い当町では、移動や除雪は生活に直結する重要なものであり、大きな不安要素となっています。

また、子育て世帯においては、急用や急病などの緊急時や短時間の託児、母親の就業に対する支援が求められています。

② 健康や介護に関する課題

高齢者や障がいのある方には、自分の健康維持や入院時の対応、高齢者福祉施設入所にかかる経済的負担などに不安を抱く方が多くいます。

一方で、介護する方も自分の健康維持や介護に関する知識、介護の継続そのものに不安を抱えています。

これらの不安を解決するためには、施設介護・在宅介護の安定供給が必要不可欠であり、高齢者福祉に従事する職員の確保・育成を進め、地域一体となった支援体制を構築する必要があります。

③ 相談・支援体制に関する課題

高齢者や障がいのある方、子育て世帯、生活困窮者など地域には様々な不安や問題を抱えている方がおりますが、困ったときの相談先がわかりづらいという方が多くいます。

また、複数の分野にまたがる問題を抱える方も多く、相談先の統一や受けられる支援の情報が一箇所で提供される体制が求められています。

相談先がなく孤立している方もおり、住民に一番近い相談先としての「民生委員児童委員」の地区担当者や活動内容の周知も必要になります。

④ 地域活動に関する課題

若い年代の地域離れが進む中、町内会活動に代表される地域活動への積極的参加や推進、企業・団体の地域活動への取り組みが求められています。

また、地域住民や同じ悩みを持つ方が集うサロンの開設や、近隣住民による高齢者などに対する安否確認の声かけ活動など、住民間の交流の場・機会の提供が必要になります。

⑤ 災害援護に関するもの

高齢者や障がいのある方の中には、自力で避難することが難しい方がおり、近隣居住者による避難支援が必要です。

そのためには、要援護者台帳の整備や町内会を中心とした近隣住民同士での災害時要援護者の情報共有による、災害時の避難支援体制を構築していく必要があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

標津町では、近年、景気の低迷や雇用の場の確保などの問題により若年層の町外流出が続くとともに、高齢化や核家族化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。

また、社会環境の変化などによる地域交流の希薄化が顕著であり、特に若年層の地域離れが深刻です。

このような状況の下、家庭内での生活力の低下や地域による助け合いが減少し、各家庭が抱える生活課題が多様化しています。支援する制度やサービスがさまざまな団体や事業所などから提供されていますが、生活課題を全て解決するには至っていません。

人口減少や少子高齢化は今後も進行することが想定され、生活課題もそれに合わせて多様化が進むと想定されることから、増え続ける生活課題を解決し誰もが生き生きと暮らし続けていくことができる地域を作り上げていかなければなりません。

本計画では、住民や関係団体に対して行った聞き取り調査等で明らかになった生活課題を、地域や関係団体、事業所、行政などがそれぞれの役割を果たす中で連携し、助け合いながら一体となって解決に向けた取り組みを推進することが重要であると考え、次の基本理念を掲げます。

《標津町地域福祉計画の基本理念》

「自助・互助・共助と公助のもと、
誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本理念を実現するために、本計画では次の3つの目標を掲げ、計画推進に積極的に取り組みます。

(1) 支え合う地域づくり

人口減少や少子高齢化などにより社会環境が変化するとともに、近所付き合いなどの地域交流が希薄化し、家庭や地域での相互扶助機能が低下しています。

このような中、各家庭が抱える生活課題が複雑多様化しており、行政や団体が提供するサービスだけでは全ての課題を解決することが難しい状況にあることから、住民同士が支え合い生活課題を共有するなかで行政や団体と協力し、地域を挙げて課題を解決していく仕組みを再構築しなければなりません。

増え続ける生活課題を解決し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し、地域住民を中心として町全体が支え合う体制づくりを進めていきます。

(2) 安全・安心なまちづくり

住み慣れた地域で生活を続けていくためには、健康な状態で安心して日常生活を送ることが不可欠ですが、様々な理由から自分の力（自助）だけでは日常生活の課題を解決できない方が増加しています。

このような方の生活を支えるため、各団体（共助）や行政（公助）による支援が行われておりますが、多様化する生活課題を解決していくためには共助や公助による支援を充実させると共に、地域住民を中心とした「互助」による支援が不可欠です。

全ての住民が健やかに安心して暮らせることを目標とし、支援が必要なときは地域が一体となって支え合う暖かな仕組みづくりを進めていきます。

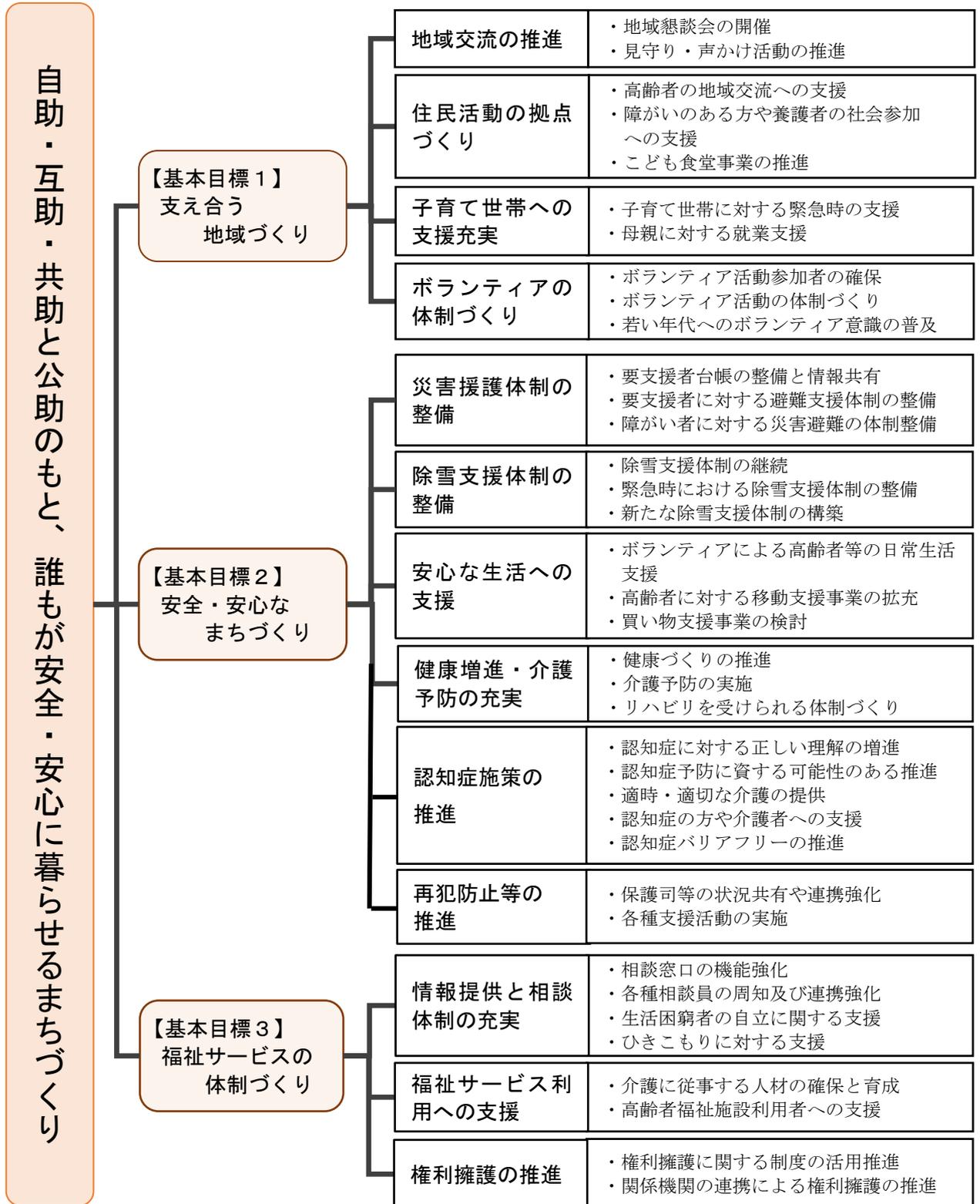
(3) 福祉サービスの体制づくり

社会環境の変化などによる生活課題の多様化に伴い、福祉に関する制度やサービスが大きく変化しており、この変化は今後も継続することが予想されます。

福祉サービス利用者は、複雑化する情報を把握した上でサービスを選択しなければならないことから、信頼できる相談体制の構築や利用者のニーズに合わせた的確な情報提供、サービス提供体制の維持など利用者を支える仕組みが必要です。

細分化される制度の下、誰もが安心してきめ細かな福祉サービスを受けられるよう、関係団体や事業所が連携した支援体制の構築を推進していきます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 施策の展開

[基本目標1] 支え合う地域づくり

(1) 地域交流の推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行により、地域内における世帯構成の状況が変化し、さまざまな問題を抱える世帯が増加しています。

一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯など、高齢者のみで構成されている世帯では日常生活などに不安を抱える世帯が増加しており、要介護認定者や障がいのある方を抱える世帯では、昔の大家族のように家族で分担して支えあうことが難しく、家庭内での介護機能が著しく低下しています。

また、子育て世帯では同居している親族がいないため、緊急時の支援が受けられない世帯が増加しています。

このように、各世帯が抱える問題が多様化・複雑化する中、社会状況や生活様式の変化により、地域の結びつきや人間関係が失われつつあり、若い年代の地域離れが進行するとともに、昔はどこの地域でもあった助け合いの精神が薄れてきています。

今後より一層の進行が予想される人口減少や少子高齢化、核家族化に対応するため、住民全体が積極的に近所付き合いや町内会活動などの地域活動を推進し、地域力を底上げする中で相互扶助機能を高め、地域における課題を発見するとともに、地域一体となって解決に向けた取り組みを行う必要があります。

【施策の展開】

① 地域懇談会の開催

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民同士が日頃からお互いを知り、思いやりの精神を持って支え合う関係を築き、地域の課題についての情報を共有する仕組みをつくる必要があります。

このことから、町内会と関係団体が連携して「地域懇談会」を定期的を開催し、地域についての情報を共有する仕組みをつくり、その中で新たな課題の発見やその解決方法についての意見を交換することで、地域活動への積極的参加

や町内会活動の推進を促し「自助・互助・共助・公助」の意識づくりを進めます。

また、懇談会には若い年代の方の参加を促し、地域活動への関心を持つ機会を創出するとともに、地域の状況を把握し課題を共有していく中で、高齢者との相互扶助関係を構築し地域交流の活性化につなげていきます。

② 見守り・声かけ活動の推進

少子高齢化や核家族化が進行する中、様々な支援を必要としながらも、日々の生活に不安を抱えながら過ごしている方が存在しています。

このような方の不安や生活課題を見過ごさず、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、町内会を中心として地域内で支援が必要な方の情報を共有し、町内会や近所付き合いを基本とした日常的な見守りや声かけ活動を推進します。

また、高齢者など支援を必要とする方の安否確認や孤立死防止対策を強化するため、民生委員児童委員や郵便配達員、電気・水道検針員、新聞配達員、民間宅配業者などに協力を依頼し、異常な状況が確認された場合の関係団体との連絡体制の整備を検討します。

なお、平成28年度から平成29年度に、町と次の団体等と「高齢者等の見守り活動に関する協定書」を結び、日常的な見守り活動を進めています。

- ・町商工会「どこでもカウモン号」、標津・川北・薫別郵便局、釧路地方道新二十会（町内新聞店）、㈱セブンイレブンジャパン

（2）住民活動の拠点づくり

【現状と課題】

近所付き合いの希薄化や核家族化が進行する中で、家の中に閉じこもり、外部から孤立しがちな高齢者や障害のある方の存在が社会的に問題視されています。閉じこもりになると心身が虚弱化し、要介護状態になる危険性が高まります。

現在、高齢者については町内に8つの老人クラブ、6つの高齢者向け地域サロンがあり活発に活動していますが、男性の参加率の低さが課題となっています。

障がいのある方については、高齢者同様に家に閉じこもり気味になる方が多いことに加え、養護者の方の中には障がいのある子どもの就職や自分が養護できなくなった後の子どもの生活維持など、常に不安や悩みを抱えながら日々の生活を送っている方がいます。

このような方が家の中に閉じこもることなく、同じ悩みを抱える方や地域の方とお互いを認め合いながら情報を共有し住民活動を共にする中で、いつまでも明るく元気に生きがいを持って暮らせるような場の提供が求められています。

また、令和7年度が「2025年問題元年」となり、「地域包括ケアシステム」の枠組みから、「高齢者と障がい者」「高齢者と子ども」などの、地域のあらゆる住民が、世代関係なく支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことの出来る「地域共生社会」を実現することを必要に掲げています。

この新しく創られようとする地域共生社会の中に、今後地域包括ケアシステムは組み込まれる形で構築されていくこととなります。標津町としても、高齢者のみならず全ての人を対象とした支え合いの総合支援体制の新たな整備が求められております。

【施策の展開】

① 高齢者の地域交流への支援

現在、町には8つの老人クラブと社会福祉協議会が開設し、地域住民ボランティアが担っている6つの高齢者向け地域での「ふれあい いきいきサロン」（高齢者サロン）があり、社会福祉協議会と連携した中で様々なイベントが開催されるなど、活発な活動が行われています。

これらの団体の活動は高齢者の生きがい対策に大きく寄与しており、今後到来が予想される超高齢化社会においても不可欠なものであることから、今後も各団体に対する支援を継続していきます。

また、高齢者の地域活動への参画を推進するため、新たなサロンの開設やサロンへの移送手段などに対する支援を検討し、令和7年度から4か所のサロンで送迎が開始され、通所者やボランティアに好評をいただいております。

令和8年度からは、新たな地域共生社会の集いの場として、認知症を通じて地域とのつながりを構築し、認知症や介護の相談ができる認知症カフェ「ひまわりカフェ」が開始する予定です。

② 障がいのある方や養護者の社会参加への支援

障がいのある方やその養護をされている方の中には、悩みや不安を抱える方が少なくありません。主な相談先は身内や福祉施設・行政の職員、障がい者相談員などですが、相談する機会が限られており、他者との会話が減少し家に閉じこもりがちになる方や、悩みや不安などを話せる場所が少なくストレスを抱えている方がいます。

このような状況を改善するため、障がいのある方やその養護をされている方が気軽に集い、多くの方と会話を行う中で日頃の悩みや不安、ストレスを解消できる場の提供を検討します。

また、障がいのある方に対する地域住民の理解を促進するため、就労継続支援施設である「キラリ工房」「クープア」への支援（就業体験の場や就労説明会などの機会や、重度で就職が困難な方へも適した場所について町も一緒に考える等）を継続するとともに、活動範囲の拡大や活動内容の周知に対する支援の強化を検討します。

なお、障がいの有無や年齢を問わず、誰もがお互いを認め合いながら社会生活を共にすることができる体制の構築を推進するため、将来的に地域住民や高齢者、子育て世帯など様々な方が気軽に集いあえる「地域共生型福祉施設」の開設を展望した取り組みを検討します。

③ こども食堂事業の推進

地域共生社会の支え合いの総合支援体制を新たなに整備するなかで、「高齢者」「障がい者」「こども」が同じ場所に集う場はなかなかありませんが、令和6年度から開始している「みんなの食堂 れあれあの家」が地域共生社会の一里塚として機能しております。

こどもが「みんなの食堂 れあれあの家」でカレーライスなどを食べているところに町民が高齢者や障がい者等の垣根なく見守れる集いの場として定着しております。町としても活動の周知や助成金等で支援の強化を推進していきます。

(3) 子育て世帯への支援充実

【現状と課題】

周囲から子育てに関する支援が十分に受けられず、子どもの養育や経済面に不安を抱えている世帯が増加しています。

町では、子育て世帯に対する不安を解消するため、国や道の支援を受けながら学校や関係機関と連携して、子育て支援拠点や放課後児童クラブの設置、各種養育支援などの事業を実施するとともに、平成29年4月には保育園、幼稚園、母子通園センター、子育て支援拠点の機能を集約した「標津こども園」が開設しました。

このほかにも、町独自の事業として18歳未満の子どもの医療費無償化や、出産祝い金の支給、紙おむつ用ゴミ袋の支給、インフルエンザ予防接種助成事業などの子育て支援事業を進めています。

このように子育て世帯に対する支援体制は整いつつありますが、一方で親族からの支援を受けられない家庭における緊急時の支援や、母親の就業先の確保、働きやすい体制の整備などの課題もあります。

今後、ますます進行が予想される少子高齢化や人口減少に対応していくには、次代を担う子ども達を安心して育てることができる環境や仕組みづくりが欠かせないことから、近隣住民や事業所など地域全体で子育てを支援していく必要があります。

【施策の展開】

① 子育て世帯に対する緊急時の支援

保護者の急病や急用時に周囲からの支援を受けられず、保育園や幼稚園への送迎や子どもの保育に困難を生じている家庭があり、特に急病時は、体調不良の中自宅で子どもを保育している保護者もいます。

このような課題を解決するには第三者による支援が必要であるため、近隣住民や子どもが同じ施設に通園している保護者、近年まで育児を行っていた保護者などによる助け合いの体制整備を検討するとともに、将来的に有料ボランティアによる支援制度の構築を視野に入れた取り組みを検討していきます。

また、近隣住民が子育てに対する支援を通して若い年代との交流を深めることで、子どもへの声かけや高齢者の見守り活動などの地域活動を推進していきます。

② 母親に対する就業支援

景気低迷や社会環境の変化により子育てに関する費用が増加し、子どもが成長するに従い家計に対する子育て費用の割合も増大する傾向にあります。

町では18歳以下の子どもに対する医療費の無償化などの経済支援を行っていますが、経済的理由から両親が共働きしなければならない状況にある家庭が多いのが現状です。

町内に就職先が多くない状況に加え、就業時間が子どもの在校・在園中に限られるため、子育て中の母親は就業先が見つかりにくい傾向にあります。

この対策として、比較的就業時間が柔軟であり、今後社会的なニーズが高まることが想定される介護職員の資格取得に対する助成を検討していきます。

また、子育て中の母親に対しては延長保育や放課後児童クラブなどの支援事業を行っていますが、子どもの急病や学校行事など仕事を休まなければならないことが多いため、町内事業所に対する理解を深め、母親が働きやすい職場環境を整備するなど、地域一体となった子育て支援を進めていきます。

③ 安心して出産できる支援

本町には出産可能な医療機関なく、急な陣痛や体調変化のほか、お産のときに冬期間の吹雪で道路が通行止めになった場合など、妊婦さんやその家族は不安を抱えます。

このため、町では妊婦さんに関する情報を関係部署が共有し、緊急出産時の救急体制の整備や荒天時の情報提供を行い、出産時のリスク軽減を図る「緊急出産サポート事業」や、妊婦健診・出産に係る交通費や宿泊費に対しての助成を行い、健診・出産に係る妊婦さんの経済的負担を軽減する「妊婦健康診査等交通宿泊費助成事業」を行っています。

今後も妊婦さんやその家族の不安を少しでも解消するため、これらの事業を継続して実施します。

(4) ボランティアの体制づくり

【現状と課題】

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、自助、互助、共助、公助の連携による地域福祉活動を推進し、複雑化する地域課題を解決していく必要があります。

特に、共助や公助では対応しきれない生活に密着した課題を解決するためには、ボランティア活動に代表される住民同士の助け合いを基本とした互助の活動が重要であり、この活動は「人」に支えられて成り立っています。

しかし、少子高齢化の進展や地域交流の希薄化などにより、互助の活動を推進するために欠かすことができない「担い手」となる人材の確保が難しい状況となっていることから、地域交流の推進を図る中でボランティア活動参加者の確保を図る必要があります。

また、ボランティア活動を円滑に進めるためには、基盤となる組織の構築や活動の中心となる人材の確保、ボランティアに関する情報の提供、幼少期からの意識付けの推進など様々な取り組みが必要になります。

これらの取り組みを効率的に進め、年齢や性別を問わず全ての住民がボランティア活動に参加しやすい体制を構築する必要があります。

このことから、平成31年2月、社会福祉協議会では町のボランティア活動の拠点となる「ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の推進に取り組んでいます。

【施策の展開】

① ボランティア活動者の確保

地域福祉を推進していく上で、住民同士の助け合いを基本とする互助の活動は重要な役割を担っています。

ボランティア活動は誰もが参加できる身近な地域福祉活動であり、町内では様々な住民や団体によるボランティア活動が行われていますが、活動している方々が固定化されつつあり、新たな活動者の確保が課題となっています。

このことから、これまで事業所や団体を第一線で支え、現在は現役を退かれている「団塊の世代」の方々へのボランティア活動を推進し、培ってきた知識や技術、人脈等を活かしたボランティア活動への取り組みを検討してきてところです。

また、ボランティア活動は年齢や性別を問わず誰もが参加できる活動であることから、永年の歳月で培ってきた高齢世代の方々の知恵や技術を活かせる場を工夫すると共に、子どもや若い世代の活動を推進し、幅広い世代がボランティア活動を通して世代交流が図れるよう取り組みます。

② ボランティア活動の体制づくり

ボランティア活動を円滑に進めていくためには、活動者の確保や活動内容の検討、ボランティアを必要とする方々とのマッチング等、様々な業務が必要となります。

今後、地域福祉を推進していくにあたり、ボランティア活動の中心となるこれらの業務を担う組織の構築を検討していきます。

また、生活課題の多様化により、活動内容の細分化や新たなボランティア形態の検討などボランティア活動を取り巻く環境が複雑化することも予想されます。

このことから、誰もがわかりやすく活動しやすいボランティア活動体制の構築を検討していくとともに、地域が一体となった支え合いの取り組みに努めます。

平成30年度にボランティアセンターが開設されましたが、機能していない部分もあるため、町と社会福祉協議会と一緒に先進地への視察を実施し、一層のボランティア活動の体制強化を進めていきます。

③ 若い年代へのボランティア意識の普及

地域福祉を推進するためには、住民が世代の枠を超えてお互いに支えあう意識を持つことが重要ですが、アンケート調査から「若い世代の地域離れ」、「地域交流の希薄化」などが顕著であるという結果がみられました。

しかし、「助け合いや支え合いなど地域福祉の取り組みを不要とは考えていない」結果もみられることから、年齢や性別を問わず、趣味や特技を共有する場などの様々な取り組みが可能であるボランティア活動を推進し、地域福祉に対する意識を普及する取り組みが必要です。

このことから、若い年代が所属している団体やサークルへのボランティア活動の啓発を行っていく中で、子どもの頃からの地域福祉に関する意識の普及を図り、地域一体となった支え合いの取り組みを進めていきます。

[基本目標2] 安全・安心なまちづくり

(1) 災害援護体制の整備

【現状と課題】

大規模な地震や津波、台風や暴風雪による被害を抑えるためには、日頃から災害に備え防災体制を確立しておくことが重要です。

特に地震に関しては、本町がオホーツク海に面しているという地理的要件から、地震の直接的な被害のみならず、その後の津波による被害を想定した避難体制の整備が必要になります。

このことから、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障がいのある方などの「災害時要支援者」に対する避難支援策として、標津町災害時要援護者支援制度実施要綱に基づき「要支援者台帳」を整備しており、各町内の役員に対して情報提供をしているとともに、町内会単位での避難支援体制が確立されています。しかし、情報の精度や周知範囲、支援体制などに課題があり、町内会役員など一部の方の負担が大きい状況にあります。

また、要介護者の方は通常の避難所を利用することが難しいことから、大規模な災害の場合は福祉避難所が開設されますが、暴風雨や暴風雪など避難者が限られる場合は福祉避難所が開設されません。

関係機関の調整により要介護者の避難を受け入れておりますが、避難支援方法や受入体制の明確化、対象者による情報提供が必要な状況です。

【施策の展開】

① 要支援者台帳の整備と情報共有

災害時の要支援者避難体制を確立するためには、要支援者に関する情報との地域住民の協力が不可欠です。

町では、災害時に支援が必要な方の情報が掲載された「災害時要支援者台帳」を整備するとともに、転入や転出などによる対象者の移動や要支援者の状況の変化による掲載内容の更新を定期的に行い、最新の情報を町内会に提供していきます。

また、要支援者の避難には町内会を中心とした地域住民の協力が必要であり、役員など一部の方だけでは対応が困難になります。

要支援者台帳の存在を広く周知し住民全体が災害時要支援者の存在を認識するとともに、町内会の班単位など近所同士で避難に必要な情報を共有し、日常的な見守りや声かけ活動を行う中で世帯構成者の就業状況や支援が必要な時間帯、避難に特殊な車両や機器が必要な方などの状況を把握することが必要です。

また、要支援者台帳には掲載されない就学前の子どもや妊婦などの支援を必要とする方の情報把握についても検討する必要があります。

なお、要支援者に関する情報は個人情報にあたることから、情報提供に関しては細心の注意を払いながら進めていく必要があります。

令和7年度から、要支援者台帳登録世帯が緊急避難所までの避難経路を記載した「個別支援計画」を関係者に配布し、災害が発生した時でもスムーズに避難できる指針となります。

② 要支援者に対する避難支援体制の整備

災害時の一時避難は、行政の避難支援体制が構築される前に地域住民が自主的に協力して行わなければならない、要支援者の避難には地域住民による協力体制の確立が不可欠です。

そのためには、日頃から要支援者台帳などにより提供された情報を地域住民が共有し、町内会や班単位で避難先やルート、支援方法、各自の役割などを明確にして、役員など一部の人のみに負担がかからない体制を築く必要があり、社会福祉協議会や民生委員児童委員、行政の協力のもと地域住民が中心となって検討していく必要があります。

また、要支援者に対する情報を支援者に提供する「命のバトン」の取り組みや、要支援者の避難を想定した避難訓練の実施などを推進するとともに、要支援者の避難を受け入れる体制を確立し、実効性のある避難体制を整備していきます。

③ 障がい者に対する災害避難の体制整備

高齢者施設の避難体制については、ある程度整備（福祉避難場所への避難等）されていますが、障がい者施設や就労B型事業所の通所者への避難体制に等についてはあいまいな部分（避難先での対応等）も見受けられます。

新たに見直しを図るため、要支援者台帳に登録し関係各所に情報共有できるなど検討していきたいと思います。

(2) 除雪支援体制の整備

【現状と課題】

当町の平均年間積雪量は50cm～100cmとそれほど多くはありませんが、近年は大型低気圧の影響により道路が長期的に通行止めになるほどの予想を超えた暴風雪が度々発生しています。

積雪地帯での生活を送る上で除雪は欠かすことのできない作業ですが、高齢者のみで構成される世帯や障がいのある方を抱える世帯にとっては大きな負担となります。

現在は、住民同士の助け合いや社会福祉協議会の除雪支援助成事業を活用した町内会による支援、住民が直接除雪業者への委託などにより対応しています。

また、吹き溜まりなどによる一時的な積雪量の増加により、ストーブの排気口周辺の除雪や屋根の雪下ろしなどの緊急性を要するものや、排雪場所の確保などこれまで必要性の低かった支援が要望されるなど、必要とされる支援の種類が多様化しています。

このことから、既存の除雪支援体制を継続すると共に、新たな要望に対する支援体制の検討が必要とされています。

【施策の展開】

① 除雪支援体制の継続

現在、地域での助け合いや社会福祉協議会の除雪支援助成事業を活用した町内会による除雪支援が行われており、これらの活動は地域の方に支えられています。

この活動は地域福祉において重要な役割を担う「互助」の活動であり、今後も継続・拡大に向けた取り組みが必要であることから、支援対象者の情報提供などを進めていきます。

また、歩道やゴミステーションなど、地域住民が共同で利用する場所の除雪に関しても、互助の精神のもと利用者が協働して行う仕組みづくりを推進していきます。

② 緊急時における除雪支援体制の整備

近年増加する大型低気圧の影響により、ストーブ排気口周辺の除雪や屋根の雪下ろしなど緊急的な対応が必要な状況が増加しています。

このような状況への対応は危険性が伴うため高齢者のみで構成される世帯では難しく、住民同士の助け合いによる支援も難しい状況にあり、気象条件によっては避難が必要な場合もあります。

このことから、関係部署間で気象条件や要援護者の情報を共有すると共に、支援方法や支援員の派遣体制、避難施設の確保など支援に必要な体制の整備を検討していきます。

③ 新たな除雪支援体制の構築

高齢化の進行により除雪に苦慮している家庭が増加する中、大型低気圧による暴風雪の増加など気象条件の変化により、除雪に関する支援の要望が多様化しています。

玄関前やストーブ排気口周辺の除雪など住民同士の助け合いの中で対応可能なものに加え、屋根の雪下ろしなどの危険が伴うものや、排雪場所の確保などの特定の機械が必要なものなど様々な支援が要望されています。

また、地域交流の希薄化から、近所同士や町内会による除雪支援が受けられない方もいます。

このような方の課題に対応するため、現在の除雪支援の取り組みを推進していくと共に、支援を受けることができない方を対象とした新たな除雪支援体制の構築を検討していきます。

令和6年度から、株式会社上田組による「屋根の雪下ろし等ボランティア」が開始され、今まで個人では作業が困難であった屋根の雪下ろしが、専門の業者が実施することで、新たなボランティアで高齢者世帯が生活しやすい環境を生み出しました。対象者の洗い出しには、民生委員児童委員が地域の高齢者世帯の聞き取りで実施しました。

(3) 安心な生活への支援

【現状と課題】

高齢者や障がいのある方に対する日常生活上での支援策として、介護保険制度や障害者自立支援制度の下で提供されるサービスのほか、配食サービス、町営無料バス、通院ハイヤー助成、除雪支援などの町や社会福祉協議会が主体となった独自の公的サービスが提供されています。

また、商工会による移動販売車の運行や町内の各商店による配達サービス、町内会など地域住民による独自の除雪支援や見守り活動など、民間の力が公的なサービスを補完する役割を担っています。

しかし、核家族化や住民同士のつながりの希薄化、高齢化の進行などにより、現行の制度やサービスでは網羅することができない、日常生活上の「ちょっと

した困りごと」に対するニーズは今後ますます高まっていくことが予想されま
す。

中でも、都市部と違い公共交通機関の利便性が低く、移動の多くを自家用車
に頼る傾向にある当町のような地域においては、自家用車を持たない、もしく
は自動車を運転することが困難な高齢者などにとって、移動手段の確保は大き
な課題の一つとなっています。

これらの生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくため
に、既存事業の拡充と新たな対策を組み合わせた総合的な支援体制の構築が求
められています。

【施策の展開】

① ボランティアによる高齢者等の日常生活支援

高齢者などの日常生活を支えるため、町内会や社会福祉協議会、町などによ
り様々な支援が実施されています。

これらの支援は生活していく上で欠かせないものですが、高齢化の進行など
によりゴミ出しや電球交換、病院受診の付き添いなどの生活に密着した活動や、
草刈りや日曜大工、ストーブ排気口の位置調整などの居住環境を整備するた
めの活動など各家庭が抱える生活課題が多様化しています。

生活課題の多様化は今後も進行することが想定されるため、行政（公助）だ
けでは全てを支援することは難しいため、介護保険制度（共助）などの事業を
活用しながら住民によるボランティア活動（互助）や、あんしんサポートセン
ターを中心とした支援体制の構築を検討していきます。

② 高齢者等に対する移動支援策の拡充

町内における公共交通機関として、民間事業者によってバスとハイヤーが運
行されており、自家用車を利用できない高齢者などのいわゆる交通弱者と呼ば
れる方々の移動手段として、貴重な役割を担っています。

また、町では民間のバス路線を補完する形で無料の町営バスを運行している
ほか、これらの交通資源を活用した民間バス利用券の配付や通院ハイヤー助成
事業などの支援策を講じています。

しかし、バスの路線数や便数の少なさ、住まいがバス路線から離れている方
の移動手段、ハイヤーの営業時間外や休業時における移動手段の確保など、解
決すべき課題は多く残されています。

さらに近年、高齢化に伴い高齢者が占める交通事故の割合が高まっている中、
運転に不安を感じる高齢者の運転免許証の自主返納の動きが本町でも見られ、
今後、運転免許証返納後の高齢者の移動手段の対応策への検討が必要です。

日常生活上における移動への支援は、誰もが等しく地域で暮らしていくために必要なものであると同時に、外出機会の確保による閉じこもり防止といった介護予防の面でも効果が期待できます。

これらのことから、町による既存の支援策の見直しを行うとともに、民間の交通資源が行き届かない部分の課題解決に向けて、その対策を検討します。

③ 買い物支援の検討

日常生活を営む上で、生活必需品などの買い物が不可欠なものであることは言うまでもありません。

しかし、高齢者や障がいのある方にとって、商店までの移動や購入した物の運搬など大きな負担となる場合があります。

これらの方への支援策として、町による無料バスの運行や民間バス利用券の配付などの公的なサービスのほか、商工会による移動販売車の運行や各商店による配達サービスなどの買い物支援が実施されていますが、健康上の理由などにより移動が難しい場合や、自ら商店に出向いて買い物を楽しみたいというニーズへの対応などの課題があります。

これらの課題解決に向けて、買い物支援・買い物代行などの取り組みについて検討していきます。一例として「買い物ツアー」を検討していますが、現行の交通機関の営業に影響しないことと、商店利用の偏りを無いようにする等、課題の解決が必要となります。

(4) 健康増進・介護予防の充実

【現状と課題】

健康増進・介護予防と社会参加

本町の介護認定者の大半は何らかの生活習慣病を抱えています。その中でも心臓病が7割弱、脳卒中が3割強となっています。これらの病気の発症や重度化予防をすることが介護予防につながります。そのためにも健診をより多くの方が受けられるよう、また生活習慣の改善につながるような保健指導の充実が大切になります。

令和元年国民生活基礎調査によると、介護が必要となった主な原因の上位は認知症、脳卒中、高齢による衰弱の順となっています。前回調査で第2位だった認知症が第1位となっています。軽度の要支援者については関節疾患、高齢による衰弱、転倒骨折の順となっています。

本町の新規介護申請者においても、認知症、脳卒中、関節疾患が多く、全国と同様な傾向にあります。

このことから生活習慣病対策に加え、高齢者の健康づくりの特徴としては身体虚弱、転倒、認知症等の老年症候群に対応するための介護予防の取り組みが重要となります。また、認知症の方が増えると推測されるため、地域の方々が認知症の理解を深めて、認知症やその家族の支えとなる体制が大切となります。

身体障がいや高齢者の方々の身体機能の維持・低下予防のために、専門職によるリハビリ指導が有効ですが、地域にリハビリに係る資源が十分でないのが現状です。

日本人の令和元年の平均寿命（簡易生命表）は、男性81.41歳、女性87.45歳ですが、健康寿命（平成28年）は男性72.14歳、女性74.79歳であり、平均寿命と健康寿命の差は男性9.27年、女性12.66年でした。この差は、日常生活に制限がある心身ともに「不健康な期間」を意味し、この差を短縮し、個人の生活の質を高めるためにも、自らの健康の維持・増進の実践と、個人、地域が一体となって健康づくりに取り組むことが重要です。

【施策の展開】

① 健康づくりの推進

介護状態となる原因には、食生活や運動習慣などの生活習慣の改善により予防が可能なものもあります。幼少期からの生活習慣病を予防する取り組みや、青年・壮年層を対象とした体操などの健康維持活動の推進、成人・高齢者を対象とした健診、保健指導、健康相談、健康教育等を実施していきます。

② 介護予防の充実

平成28年度に2地区から開始した「いきいき百歳体操」は、令和2年度には6地区に拡大しました。コロナ禍を機に2地区で中止となりましたが、令和7年度から住吉・東浜地区で開始になり現在5地区で実施しています。

「通いの場」としての機能を発揮し、筋力を付けるという体力的なことだけでなく、参加者同士の交流の場、社会参加の場となっています。高齢者が地域で主体的に活動することが健康づくりにつながっていると実感できているため、今後も活動が継続できるように推進します。

③ リハビリを受けられる体制づくり

リハビリテーションは要介護状態の重度化予防、体の動きの保持・改善など、生活の質につながります。町内でリハビリを受けられる体制を関係機関と検討していきます。

(5) 認知症施策の推進

【現状と課題】

わが国では、ますます高齢化が進む中で、認知症を有する高齢者も増え続けており、国の認知症施策推進関係者会議によると2040年（令和22年）時点で、65歳以上の認知症患者数は584万人となるなど、65歳以上の約7人に1人が認知症を有し、また、軽度認知障害（MCI）の有病率も2040年時点で、612万人（65歳以上の約6人に1人）と推計されていることから、認知症は誰もが関わる可能性のある、身近な病気であると言えます。

国では、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の方を含めた住民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら強制する活力ある社会の実現を推進するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を令和5年6月に成立・交付しました。

この法律に基づき、国においては「認知症施策推進基本計画」を策定することとなっており、都道府県と市町村においては、それぞれの実情に応じた「認知症施策推進計画」を策定することが努力義務とされたところであります。

標津町認知症施策推進計画は、標津町に住む認知症の方やその家族の以降を十分に尊重しながら、認知症になってもいつまでも安心して暮らせるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念や基本的施策に基づき、認知症に関わる施策をまとめ、総合的かつ計画的に推進するために認知症施策推進計画を策定するものです。

本町では、認知症施策推進計画を「第3期標津町地域福祉計画」に包含し、以後、関連する「標津町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」にも盛り込んでいきます。

【施策の展開】

① 認知症に対する正しい理解の増進

認知症の早期対応を実現するためには、本人だけではなく周囲の方が認知症の兆候に早期に気付くことが重要であり、そのためには認知症に対する正しい理解と適切な対応が必要になります。

認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の開催をはじめ、認知症ケアパスの普及や毎年9月に行われる認知症月間に合わせた標津図書館「としょばる」での認知症関連の図書展示、11月の介護の日に合わせて映画上映会など住民の認知症に対する正しい理解や知識の取得の推進に努めます。

② 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

運動不足の解消、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等は、認知症予防に資する可能性のある取組として示唆されていることから、「いきいき百歳体操」の推進や認知機能セルフチェッカーを用いた「健康チェックDAYinひまわり」の開催などにより、日頃からの健康意識や認知症に対する意識の醸成に努めます。

③ 適時・適切な介護の提供

認知症は、様々な原因で脳の一部の細胞が機能しなくなる、または働きが悪くなるために障がいがあり、生活するうえで支障が出ている状態で、誰にでも起こりうる病気です。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう地域包括支援センターでの相談体制の維持や認知症初期集中支援チーム（標津病院大野院長と地域包括支援センター職員が構成員）による認知症の初期の段階で医療との連携のもと認知症の方やその家族に対して戸別の訪問等を行い、適切な支援を行うことで認知症の早期発見や早期対応に努めます。

④ 認知症の方や介護者への支援

認知症になっても、一人ひとりが尊重され、その人にあった社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。また、認知症カフェの定期開催により認知症に関する情報交換や相談、交流ができる場を提供するとともに、認知症サポーターが認知症カフェに携わるボランティアとして活躍し、地域で認知症のサポートができる体制づくりを検討します。

その他にも高齢者虐待防止や成年後見人制度についても周知を行い、認知症の方の介護者の負担を軽減する支援を行います。

⑤ 認知症バリアフリーの推進

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面において外出や交流機会の減少が危惧されています。

こうした認知症の人の様々な生きづらさを解消していくためには、まずは認知症の人の希望や困りごとに耳を傾け、何があったら暮らしやすくなるかを一緒に考えながら地域づくりを進め、まち全体として取組を進める必要があります。

※ 認知症バリアフリーとは、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていくこと。

(6) 再犯防止等の推進

【現状と課題】

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少し続けている状況ですが、検挙者の約半数が再犯者で、その割合が毎年高くなっていることが全国的に課題になっております。

このような状況から、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（「再犯防止推進法」）では、再犯防止等に関する施策を実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されております。

犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援し、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないために取り組みを推進していきます。

【施策の展開】

① 保護司等との状況共有や連携強化

犯罪をした人等の更生を助けることを目的としている保護司や法務省関係機関、北海道等との情報共有や連携強化を図ります。

② 各種支援活動の実施

「社会を明るくする運動」や学校と連携した就学支援の実施等を通じて、青少年の犯罪や非行の未然防止、立ち直り支援、さらには犯罪をした人等の更生について理解を深める取組をします。

[基本目標3] 福祉サービスの体制づくり

(1) 情報提供と相談体制の充実

【現状と課題】

各世帯が抱える生活課題の多様化・複雑化により、福祉に関する制度やサービスも細分化されており、各分野の関係団体・事業者が様々な事業を行うことできめ細かなサービスが提供される体制が構築されておりますが、一方で、住民の方には相談先がわかりづらい状況が発生しています。

現在は行政の各部署が中心となり、団体や事業所と連携して適切なサービスにつなげておりますが、本人や家族の状況によっては複数分野のサービスを組み合わせる利用することが必要な場合もあります。

住民が適切なサービスを選択し利用するためには、分かりやすい情報提供や、相談内容の課題を整理し適切なサービスにつなげる総合窓口の整備が必要になります。

また、自ら支援を求めない方や相談先が分からないなどの理由からサービスを利用していない方などの課題を把握し、適切なサービスにつなげる体制や、家庭環境や身体的・精神的な事情により就労が困難であるなどの理由により収入が少なく生活が困窮している方に対する支援体制も整備していく必要があります。

【施策の展開】

① 相談窓口の機能強化

福祉に関する制度やサービスが複雑化し、それに伴い関係する団体や事業所も多様化しています。

現在は、行政の各部署が中心となり各団体や事業所と連携することで支援体制を構築していますが、支援を受ける方には相談先が分かりづらい状況となっています。

このような状況を解消するため、住民に対して制度やサービスの情報をわかりやすく提供するとともに、相談窓口を明確にし支援体制の充実化を図ります。

また、複数の分野に属する課題を抱える方が適切な支援を選択し利用するためには、「課題の整理」「制度やサービスに関する分かりやすい情報の提供」「適切な支援につなげる体制の整備」などを行う機関が必要です。

将来的に福祉分野に関する総合窓口の設置を検討し、複雑化する住民ニーズに対応できる支援体制を整備していきます。

② 各種相談員の周知及び連携強化

地域のつながりが希薄化する中、様々な課題を抱えながらも相談先が分からず支援を受けられない方が存在しています。

このような方の課題を把握し適切な支援につなげるため、民生委員児童委員や各分野の相談員による活動が行われており、地域と密着した行政や団体・事業所とのパイプ役として重要な役割を担っています。

各種相談員の活動により多くの方が支援を受けられた一方で、支援を受けたことが無い人にはその存在や活動内容が認識されておらず、居住地の担当相談員が誰なのか分からないという声があります。

今後、高齢化や核家族化の進行により支援や見守りが必要な世帯の増加が予想されており、地域に密着した相談先である各種相談員の活動は、より一層重要なものとなっていきます。

支援を求める声を聞き漏らさず適切な支援につなげる体制を構築するため、相談員の存在や活動内容に関する住民周知をより一層強化すると共に、各分野の窓口との連携をより一層強化していきます。

③ 生活困窮者の自立に対する支援

景気の低迷による雇用状況の変化や家庭の状況、身体的・精神的な理由により、生活保護を受けている方や世帯が増加しています。本町では生活保護世帯数は横ばいで推移しているものの、保護人員は増加しており、これに伴い保護率が上昇しています。

生活困窮者に対する支援として、町や社会福祉協議会では生活相談や生活資金の貸付などの支援事業を実施しており、北海道では平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行に伴い、社会福祉法人北海道社会福祉事業団を実施主体とした相談窓口を中標津町に設置し、就職、住居、家計管理、子どもの学習など生活困窮者の自立に向けた支援を実施しています。

これらの北海道や関係機関と連携した支援につなげていくためには、生活保護に至る前に地域で生活困窮者に対する情報を早期に把握する必要があります。

このことから、行政の徴収・公共料金担当部局や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など関係機関との情報共有により生活困窮者の早期発見に努めると共に、支援制度や相談窓口の周知を行い適切な支援につなげていきます。

④ ひきこもりに対する支援

高齢化が進む現代社会で、80代の親とひきこもりの50代の子どもの世帯で構成される「8050問題」が注目されており、町でもそのようなケースが見られ、親の死亡等に伴い、ひきこもり子どもが生活保護費を受給するなどのケースも見受けられます。町としてもそのような方たちを早期発見し、適切な支援に結びつける必要があります。

ひきこもりは、本人や家族が悩みを抱え込んでしまい、早期に適切な相談窓口につながりづらい問題であると考えられます。他機関と連携しながら、引きこもりの問題の解決に向けて、それぞれのケースに合わせた対応を目指します。

(2) 福祉サービス利用への支援

【現状と課題】

要介護者を抱える世帯や高齢者のみで構成される世帯が増加する中、家庭内での介護能力が低下している世帯が増加しており、高齢者福祉施設や各種居宅介護サービスを利用することで要介護者の日常生活が支えられています。

しかし、介護保険法の改正により、特別養護老人ホーム入所者の介護度の重点化や所得に応じた介護サービス利用者負担割合の引き上げが行われるとともに、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められるなど、福祉サービスを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、全国的に介護職員の不足が懸念されており、将来を見据えた介護職員の確保対策を検討する必要があります。

また、町内には複数の高齢者福祉施設があり、「地域包括ケアシステム」を構築していく上で高齢者福祉施設は重要な役割を担っており、これらの施設が安定した経営の下、適切なサービスを提供する体制の確保が重要な課題となります。

【施策の展開】

① 介護に従事する人材の育成

町では、進行が予想される高齢化に対応するための体制構築に向けた取り組みを進めており、そのためには介護従事者の確保及び定着が不可欠となります。

当町においても介護職員の不足は深刻化しており、介護従事者を確保し定着させるための対策が必要となります。

このことから、介護職に従事する人材の確保・定着を図ることで、高齢者福祉施設や事業所の安定したサービスの提供を推進するため、平成28年度から介護職員初任者研修（旧2級ホームヘルパー養成研修）受講料等の助成（1/2）を始め、継続した助成を行っていきます。

また、令和4年度から「介護従事者確保・定着対策事業」として、介護従事者の確保・定着を図るため、初任者研修や介護福祉士実務者研修の地元開催や令和5年度からは、介護従事者就業支援金等助成事業により、介護施設や障がい者施設が採用した職員に対し、就業助成金や住宅準備支援金を交付した場合に町から3/5を助成し、職員を採用しやすい環境づくりを行っているほか、北海道の介護従事者確保総合推進事業（介護のしごと魅力アップ推進事業）を活用した講演会の開催など介護従事者の確保・定着を図っています。

② 高齢者福祉施設利用者への支援

現在町内には、社会福祉法人や民間事業所が運営する特別養護老人ホーム、高齢者対応型下宿、認知症高齢者グループホームの3種類の高齢者福祉施設があり、平成28年度にはサービス付き高齢者向け住宅が開設されました。

これらの施設の利用を希望する方の中には入所費用を負担する見込みが立たず、入所を見合わせる方や入所中の施設を退去される方がおり、適切なサービスの提供や施設の安定した運営に影響を及ぼす恐れがあります。

自宅で家族が介護できない方や介護者がいない方などが入所する高齢者福祉施設は、高齢化社会に対応していく上で重要な役割を担っていることから、平成28年度からの施設入所に係る家賃等への助成事業を継続し実施することで利用希望者の入所を促し適切なサービスの提供を継続するとともに、経営を安

定させることで施設の存置対策の一助とし、地域における雇用確保を推進していきます。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要になったときに、安心して介護や福祉などのサービスを利用できる環境が必要です。

これまで町では、判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が適切に福祉サービスを利用したり、詐欺や悪徳商法などの被害に遭わないようにしたりできるよう、成年後見制度に関する講演会や市民後見人の養成を行い、このような方を支援する仕組み作りに取り組んできました。

今後も、支援が必要な方が標津町で住み続けられるよう、権利擁護実施体制の充実・強化が必要となってきます。

【施策の展開】

① 権利擁護に関する制度の活用推進

成年後見制度に関する講演会を開催し、住民や関係団体への周知を継続すると共に、連携を強化し、多層的な相談・支援体制の構築を進めます。

また、今後ますます高まる成年後見制度の需要に対応するため、市民後見人の養成やフォローアップ研修の実施などによる支援体制の整備します。

② 関係機関の連携による権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業に代表される権利擁護に関する制度を利用する方は、判断能力に不安のある方や近隣に身内がない方など、生活上の課題を抱える方が多く、課題も複雑化していることが想定されます。

このような方の生活を支えるためには隣近所や町内会による見守りや声かけなどの安否確認や、各団体、事業所が提供するサービスや制度を併用した複合的な支援が必要です。

そのためには、支援する団体や事業所による連携のもと必要な情報を共有し、課題を総合的に検討した上で利用者の権利擁護を推進できる体制の整備を検討していきます。

2 目標達成のための重点事業

(1) 支え合いネットワークの構築

① 事業の目的

少子高齢化の進行や人口減少などにより、家族のサポート力や地域における支え合い機能が低下し、多様な生活の課題に対応が求められています。

制度の隙間の問題もあり、住み慣れた町で暮らし続けるためには、町内会や地域福祉のボランティアの方などの町民の「地域力」を活かし、町民の困り事や心配事などに対応できるような横断的な支援体制の構築を図ります。

② 事業の効果

- 家の中で自分ひとりではできないことのサービス（例えば、電球の玉の取り替えや部屋の家具の移動、除雪など）や、日常生活の相談などを気軽に行なうことができる窓口ができます。
- 高齢者や障がいのある方などで地域から孤立する可能性がある方に対して、ボランティアが本人宅へ伺って話し相手や買い物支援を行います。
- 認知症の症状を有する方に対して、ボランティアが自宅などへ訪問し、話し相手や見守り・趣味活動の付き添いなどを行い、家族介護者の負担の軽減を行います。
- 高齢者や障がいのある方の中には、認知症や障がいにより判断能力が低くなり、地域社会で犯罪や不利益を被る場合があります。そのような被害から守るための成年後見制度の理解が深まり活用することによって、預貯金や不動産などの財産管理や各種の契約が安全に行えるようになります。

③ 事業の概要

- 地域福祉の中核的な推進主体となる社会福祉協議会と協働し、制度の隙間を埋めるために町内会や各団体、ボランティアなどとのネットワークづくりや、ボランティアの養成などにより地域で活動できる人材を確保します。
- 高齢者などの日常生活のちょっとした困りごとを支援する「標津町あんしんサポートセンター」を継続します。

④ 第2期計画の主な取り組み

- 高齢者などの日常生活でのちょっとした困りごとを町民のボランティアで支援する「標津町あんしんサポートセンター」を平成28年12月12日に開設され、コロナ禍後に初めて令和7年8月にサポーター養成講座を実施し、5名の新たなサポーターを輩出しました。
- 利用登録者114人、サポーター登録人数49人（令和7年12月31日現在）。

- 利用者からは、「高齢で体の自由がきかなくなり、このような事業制度があると大変助かる」「一人暮らしにとって有難い。標津町は住みやすい町で良かった」などと好評。サポーターからは、「こういったボランティア活動を待っていた。少しでも地域のお役に立ちたい」「自分も高齢だが、元気なうちはサポーターで頑張りたい。体が弱くなったら、サポーターのお世話になりたい。そのためにも今はサポーターで頑張りたい」と、高齢者の活躍の場としての仕組みづくりにつながっています。
- 平成29年4月から社会福祉協議会の事業となり、町が平成30年度までサポート体制を取りました。これをきっかけに同センター事業だけではなく、高齢者などの困りごとに寄り添う、きめ細やかな対応に努めています。
- 町のサポート体制を終えた令和元年度から利用者が減少し、令和2年度からコロナ禍のため利用者がさらに減少しました。その後の社会福祉協議会の事業の停滞もあり利用件数は減少しているため、今後の事業の見直しが必要と感じられます。

〈あんしんサポートセンター利用等実績〉

年 度	利 用 件 数	サポーター派遣人数
令和3年度	33件	66人
令和4年度	22件	40人
令和5年度	31件	56人
令和6年度	35件	69人
令和7年度	20件	44人
計	141件	275人

※令和7年度は、令和7年12月31日現在の実績

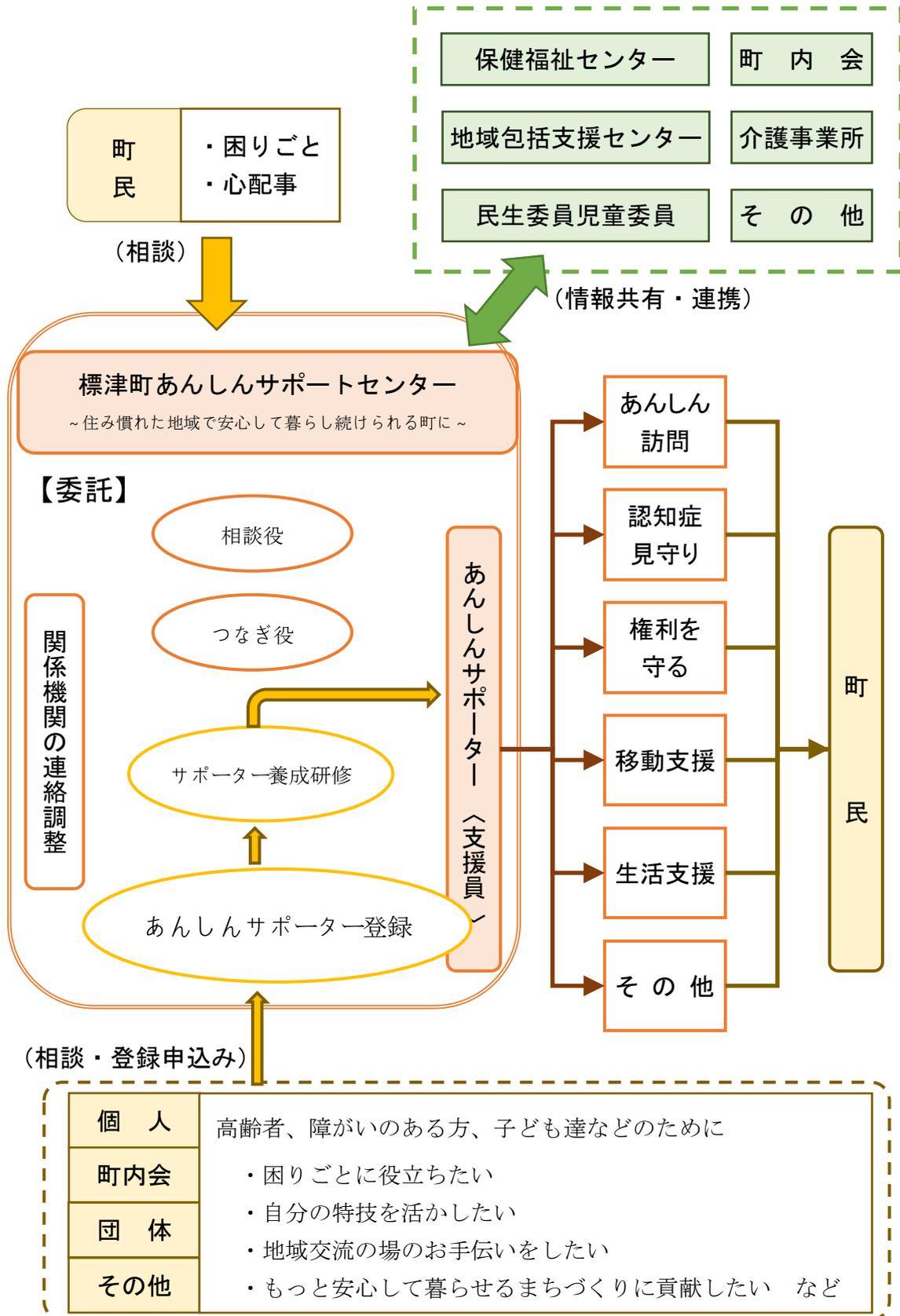
〈主な利用内容〉

- 粗大ごみ搬出、ごみ分別、物置整理、部屋清掃、家具移動、カーペット取替、蛍光灯取替、神棚清掃、窓拭き、窓のビニール張り 等

⑤ 今後の取り組み

- 制度が始まって10年経過しますが、利用者件数もサポーターも減少してきております。そのことを踏まえて積極的な周知活動を実施していきます。
- 「あんしんサポートセンター」の利用者やサポーターの声をお聞きするなど、事業内容の充実を図っていきます。

あんしんサポートセンターの目指すイメージ図



(2) 生活支援の仕組みづくり

① 事業の目的

高齢者などの日常生活に支援を必要とする方の生活課題が複雑化し、共助や公助では解決できない課題が増加していることから、住民同士の助け合いにより生活課題を解決する仕組みの構築を図ります。

② 事業の効果

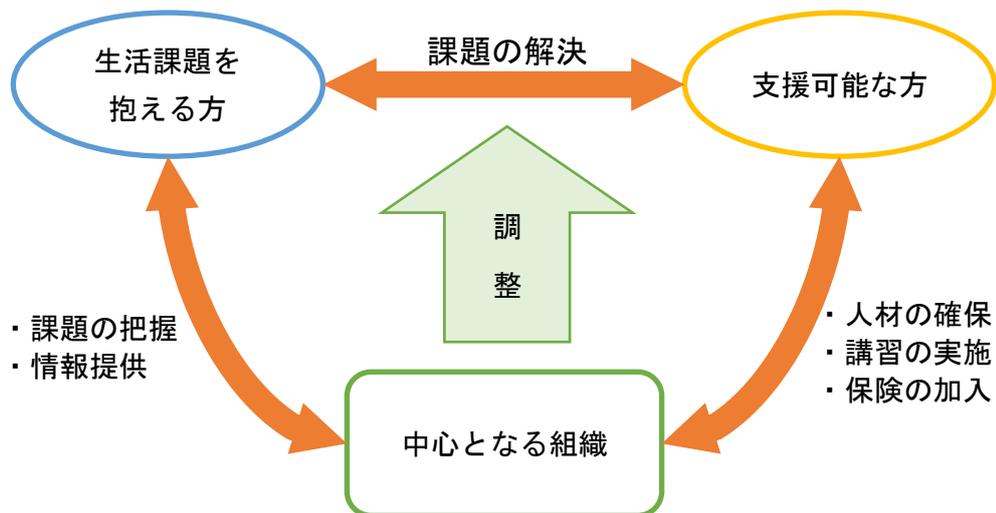
- ・ 共助や公助では解決できない生活課題を抱える方の課題が住民同士の助け合いにより解決されます。
- ・ 住民同士が助け合うことにより地域交流が活性化され、互助の意識が普及されます
- ・ 助け合いを通して、地域内で支援を必要とする方の情報が共有されます。

③ 事業の概要

日常生活に支援を必要とする方の課題を把握するとともに、支援を行える人材を確保し、双方をつなげる体制を構築します。

また、支援者への講習や保険の加入、情報提供などの役割を担い体制の中心となる組織の設立及び運営に対して支援します。

【生活支援の仕組みづくり・イメージ図】



④ 第2期計画の主な取り組み

「あんしんサポートセンター」の設置により、住民同士が助け合う仕組みづくりが進められています。

社会福祉協議会も体制の刷新や専門職の採用などで、新たな体制で取り組みを推進していきます。

⑤ 今後の取り組み

生活課題を抱える方と支援可能な方の双方をつなげる体制を構築し、その中心となる組織の設立を目指すため、支援を行える方の人材の確保と育成に努めます。

(3) 移動支援事業の検討

① 事業の目的

高齢などの理由によって自家用車の運転が難しくなり、自由に外出することができなくなるため、買い物や通院、交流活動等、生きがいを持って自立した生活を送るには、「ドア・ツー・ドア」の移動手段の確保が必要となります。そのため、既存の交通体系の維持や拡大に努めるとともに、新たな地域交通体系の取り組みを検討していきます。

② 事業の効果

日常生活に欠かせない移動手段の確保により、移動に支援を必要とする高齢者や障がいのある方の快適な暮らしの実現が図られます。

③ 事業の概要

既存の交通体系の維持や拡大、新たな移動支援事業の体制を構築する為、町、社会福祉協議会等関係機関で協議会の設立を目指します。

④ 第2期計画での主な取り組み

町でも令和3年度に「標津町地域公共交通会議」を開催しましたが、新たな交通体制は生み出すことはできませんでした。

デマンドバスの運行経路の見直しを行い、茶志骨地区の運行も開始されましたが、残念ながら利用者がおりませんでした。

令和5年度に、「高齢者の足問題解決キャラバン」を実施し、高齢者団体及び高齢者を支える団体に赴き、高齢者が抱える足問題の不安等を聴取し、また75歳以上の高齢者を対象にアンケートを実施しました。この「高齢者の足問題解決キャラバン」をもとに、新たな施策を推進していくことになりました。

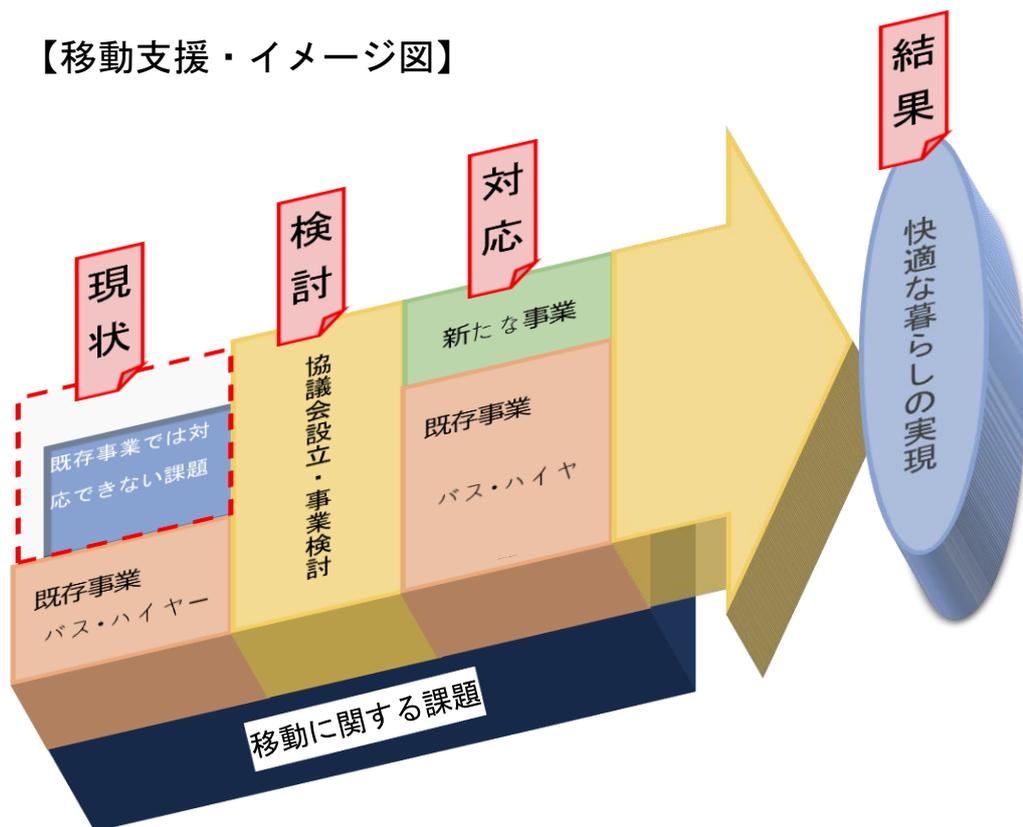
令和7年度から、高齢者サロンの送迎を開始し、利用者もボランティアにも喜ばれております。

⑤ 今後の取り組み

移動支援は、高齢者等にとって喫緊の課題であることから、高齢者サロンの送迎に加えて、老人クラブやいきいき百歳体操の送迎を開始します。

また地域公共交通会議とは別に、町や社会福祉協議会と足問題解決を検討する協議会の開催を検討します。

【移動支援・イメージ図】



(4) 除雪支援体制の整備

① 事業の目的

高齢者や障がいのある方にとって除雪作業は困難を来たすことから、日常生活あるいは災害時の不安感の解消のため、除雪支援体制の整備を図ります。

② 事業の効果

除雪支援体制の整備により、高齢者や障がいのある方など支援を必要とする方の負担が軽減されます。

③ 事業の概要

支援が必要な方の情報把握を行い既存の支援体制（社協の支援事業等）を維持しつつ、必要に応じ新たな支援のあり方について社会福祉協議会や地域住民に提案し、実現に向けて協議を行います。

④ 第2期計画での主な取り組み

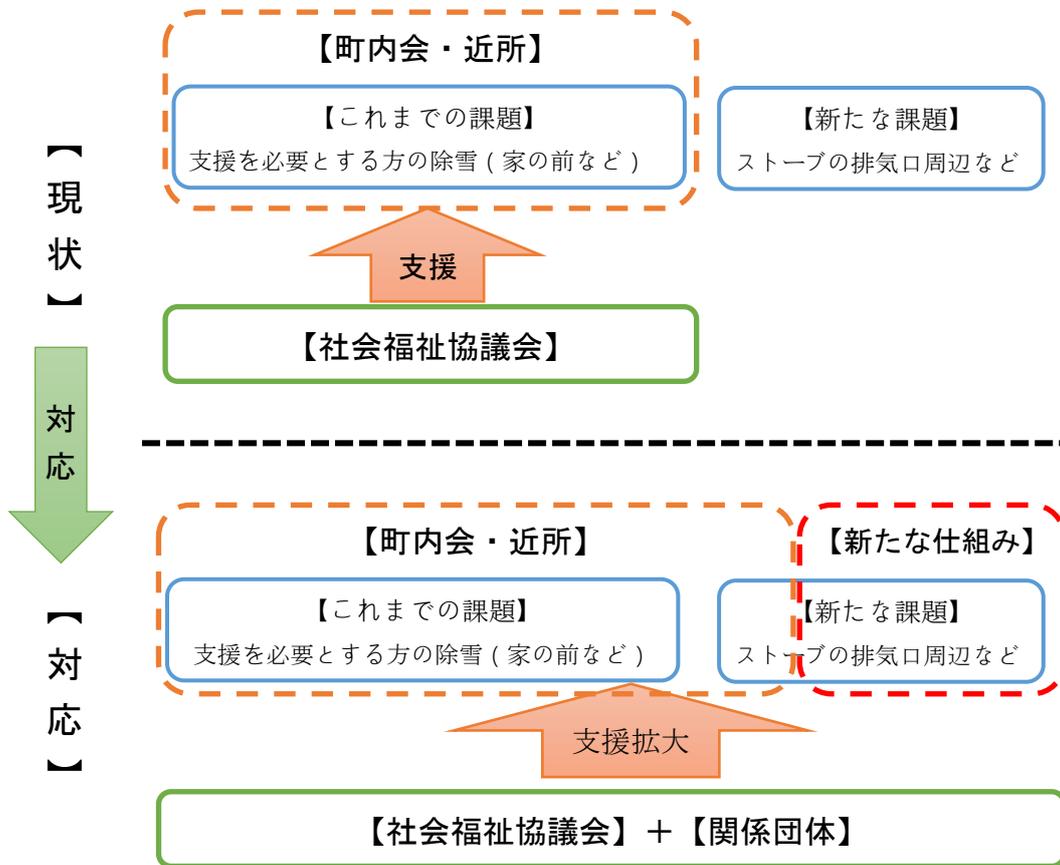
平成29年11月、第4回推進委員会で「自助・共助・公助」の計画基本理念のもと、「自助・共助」で対応すべきであり、今は除雪支援対象者を安易に拡大するものではないとし、この方針のもと、除雪支援を推進していくこととしました。

なお、「屋根の雪下ろしの支援要望に対しては危険であるため、町内会では支援せず、業者等に依頼するなどその家族が対応すべき」との結論に至りましたが、令和6年度から株式会社上田組による「屋根の雪下ろし等ボランティア」が開始され、今まで個人では作業が困難であった屋根の雪下ろしが開始したことで、高齢者等の世帯が危険を伴うことなく屋根の雪下ろしができるようになりました。

⑤ 今後の取り組み

今後、一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増えることから、町内会や民生委員児童委員などの協力のもと、支援が必要な方の情報を把握するための聞き取りの対応をお願いしていきます。また、支援が必要な方の情報を把握する中で、必要に応じ、継続した検討をしていきます。

【除雪支援体制・イメージ図】



(5) 高齢者福祉の推進

ア) 介護予防事業の実施

① 事業の目的

地域の高齢者が定期的集う「通いの場」を整備し、体力づくり・健康づくり活動を推進することにより、体力や筋力の維持向上、身体機能の低下予防を図ります。

② 事業の効果

高齢者の体力づくり・健康づくり活動を推進することにより、将来的に介護状態となってしまうことに対する予防につながるものと考えています。

また、地域の住民が定期的集まり、主体性を持って取り組んでいただくことにより、閉じこもり防止や生きがい創出といった「心の健康づくり」の面でも効果を期待しています。

③ 事業の概要

厚生労働省が推奨する「いきいき百歳体操」の活動を、推進します。

事業推進の第一段階として、平成28年度より一部地域をモデル地域として指定して先駆的に実施し、次年度以降徐々に実施地域の拡大をしていきました。

あくまで地域で主体的・自主的に取り組んでいただくことを目標とし、町は必要な器具の調達や運動効果の測定、運動をサポートする人材の養成などの面で支援します。

④ 第2期計画での主な取り組み

地域包括支援センターが中心となり、各地区の老人クラブに出向き、厚生労働省が推奨する、「通いの場」で体力づくりを行う「いきいき百歳体操」を説明。行政主導ではなく、住民主体での取り組みを呼び掛けました。

令和7年度現在、標津、川北、古多糠、北標津、住吉東浜地区の5地区で同体操を実施しています。週1回の実施で各地区の会館などで開催しています。

令和7年度には、7年ぶりに弟子屈町との交流会も開催しました。

⑤ 今後の取り組み

未実施地区の取り組みを奨励し、取り組みの輪を広げ、継続した取り組みを支援していきます。

イ) 介護に従事する人材の育成

① 事業の目的

町内の事業所で介護職に従事している方に対し、資格取得に係る費用の一部を助成することにより、資格取得を奨励します。

② 事業の効果

高齢化の進行により、介護職従事者は今後ますます需要が高まることが想定されます。こうした状況に備え、安定的な人材の確保が図られるものと考えます。

また、既に介護職に従事している方が、研修を受講し資格を取得することで、提供される介護サービスの質の向上につながります。

③ 事業の概要

介護職員初任者研修と実務者研修に要する受講料、テキスト代の1/2を助成します。

また、人材の安定的な確保の観点から、本事業の助成を受けた以後3年間は、標津町内の事業所に勤務していただくことを条件として付与します。

④ 第2期計画での主な取り組み

令和4年度から「介護従事者確保・定着対策事業」として、介護従事者の確保・定着を図るため、初任者研修や介護福祉士実務者研修の地元開催や令和5年度からは、介護従事者就業支援金等助成事業により、介護施設や障がい者施設が採用した職員に対し、就業助成金や住宅準備支援金を交付した場合に町から3/5を助成し、職員を採用しやすい環境づくりを行っているほか、北海道の介護従事者確保総合推進事業(介護のしごと魅力アップ推進事業)を活用した講演会の開催など介護従事者の確保・定着を図ってきました。

⑤ 今後の取り組み

介護事業所においても人材確保に苦慮していることから介護人材の確保と定着に向けた対策が今後も必要であり、制度を活用してもらいながら、資格取得による人材の確保・定着と介護サービスの質の向上につなげます。

また、介護従事者の担い手確保のため、介護の仕事の大切さや魅力を広める講演会等の開催を検討します。

ウ) 高齢者福祉施設利用者への家賃等の助成

① 事業の目的

高齢者福祉施設の家賃等が利用者にとって重い負担となっていることから、町の助成により利用者負担の軽減を図ります。

② 事業の効果

利用者本人やそれを支える家族の経済的負担が軽減され、町民にとってより利用しやすい施設となります。

また、利用者の確保が施設の安定的な運営に寄与し、「地域包括ケアシステム」の一端として位置づけられている「高齢者の住まいの確保」にもつながることが期待できます。

③ 事業の概要

町内の認知症高齢者グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者対応型下宿の入所者に対して利用者負担軽減を図るため、地域支援事業を利用し利用者の家賃等の一部を町から助成金を交付します。

④ 第2期計画での主な取り組み

平成28年度から町内の認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者対応型下宿の入所者に対して「家賃等助成事業」を実施しました。助成額は、次のとおり(1カ月あたり)。

- ・ 認知症高齢者グループホーム～ 非課税世帯39,000円、課税世帯19,500円
- ・ サービス付き高齢者向け住宅～ 非課税世帯13,000円、課税世帯 6,500円
- ・ 高齢者対応型下宿～ 非課税世帯 4,800円、課税世帯 2,400円

※上記のほかに冬期間加算（暖房費）あり

⑤ 今後の取り組み

制度を継続し、家族・本人の経済的な負担軽減を図ることで、施設利用者の確保により各施設の安定的な運営に寄与し、「高齢者の住まいの確保」につなげていきます。

(6) ボランティア活動を円滑に進める仕組みづくり

① 事業の目的

ライフスタイルの多様化などにより、地域社会における支え合いの機能が弱体化している一方で、町民アンケートの結果では、住民のボランティア活動への意識の高さがみられました。

このような状況から、社会福祉協議会を中心に関係機関と連携しながら、地域の課題に対して「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤にした、あらゆる世代の住民が協働して解決する事ができる仕組みの構築を推進します。

② 事業の効果

- ・ ボランティア活動を通して互助の意識が普及されるとともに、住民や企業、団体の地域交流が活性化され、支援活動に向けた情報が共有されます。
- ・ 幅広い年代の方が活動することで世代間交流が推進され、生きがい対策や学生の福祉に係わる意識の向上に繋がります。

③ 事業の概要

社会福祉協議会を中心に関係機関と協力しながら、ボランティアの担い手確保や支援を必要とする方の課題把握、双方の調整、情報提供などの機能を担う仕組みの構築を推進します。

④ 第2期計画での主な取り組み

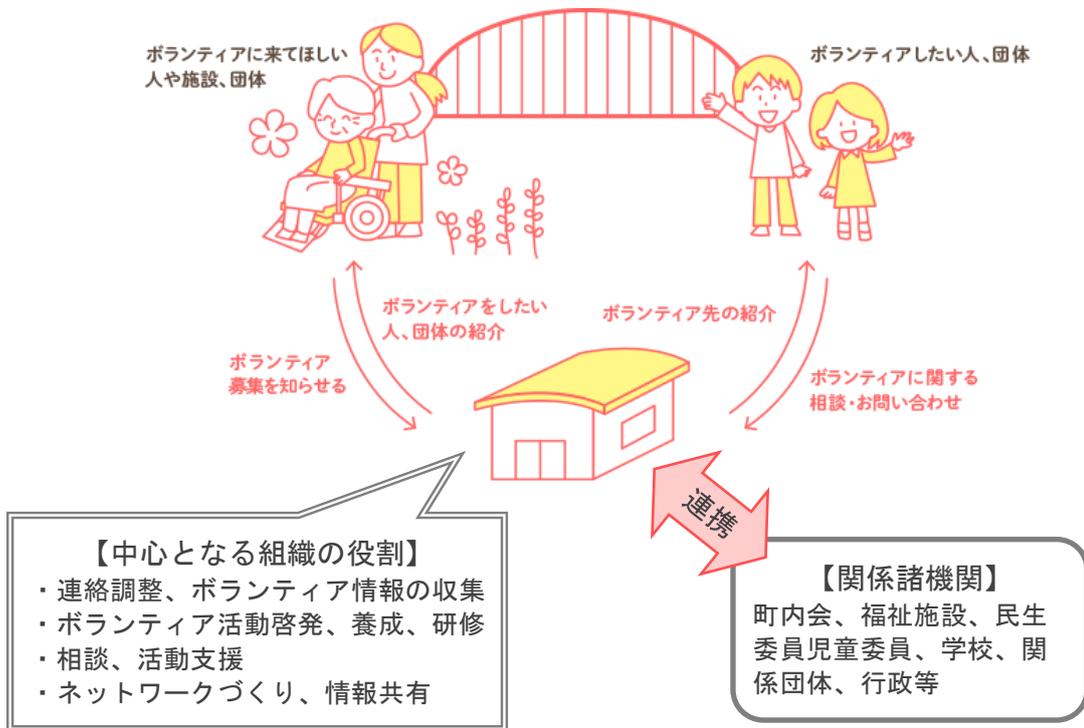
- ・ 団体登録は16団体・211人、個人登録人数は1人。
- ・ 平成30年度に「標津町ボランティアセンター」を設立しましたが、それから会議等の活動は行っておらず停滞しています。
- ・ しかし前回の策定年と比較し、ボランティア団体や登録人数は増加しています。

(こども食堂運営の「標津こども食堂 れあれあの家」、保護猫活動の「しべつ保護猫 パウパウファミリー」、ゴミ拾い活動「標津躍進クラブ」等)

⑤ 今後の取り組み

社会福祉協議会の「標津町ボランティアセンター」を拠点として、関係機関と連携し、多くの団体や個人への登録を呼び掛け、今後、本町のボランティア団体、個人の意見・情報交換やボランティアの育成等に努め、町内のボランティア活動の推進を図ります。

【ボランティア活動の仕組みづくり・イメージ図】



(7) 災害時の要援護者支援体制の確立

① 事業の目的

地域に住む一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援が必要な人（以下「要援護者」といいます。）の把握を行い、避難が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めることにより、安心して暮らせるまちづくりを確立します。

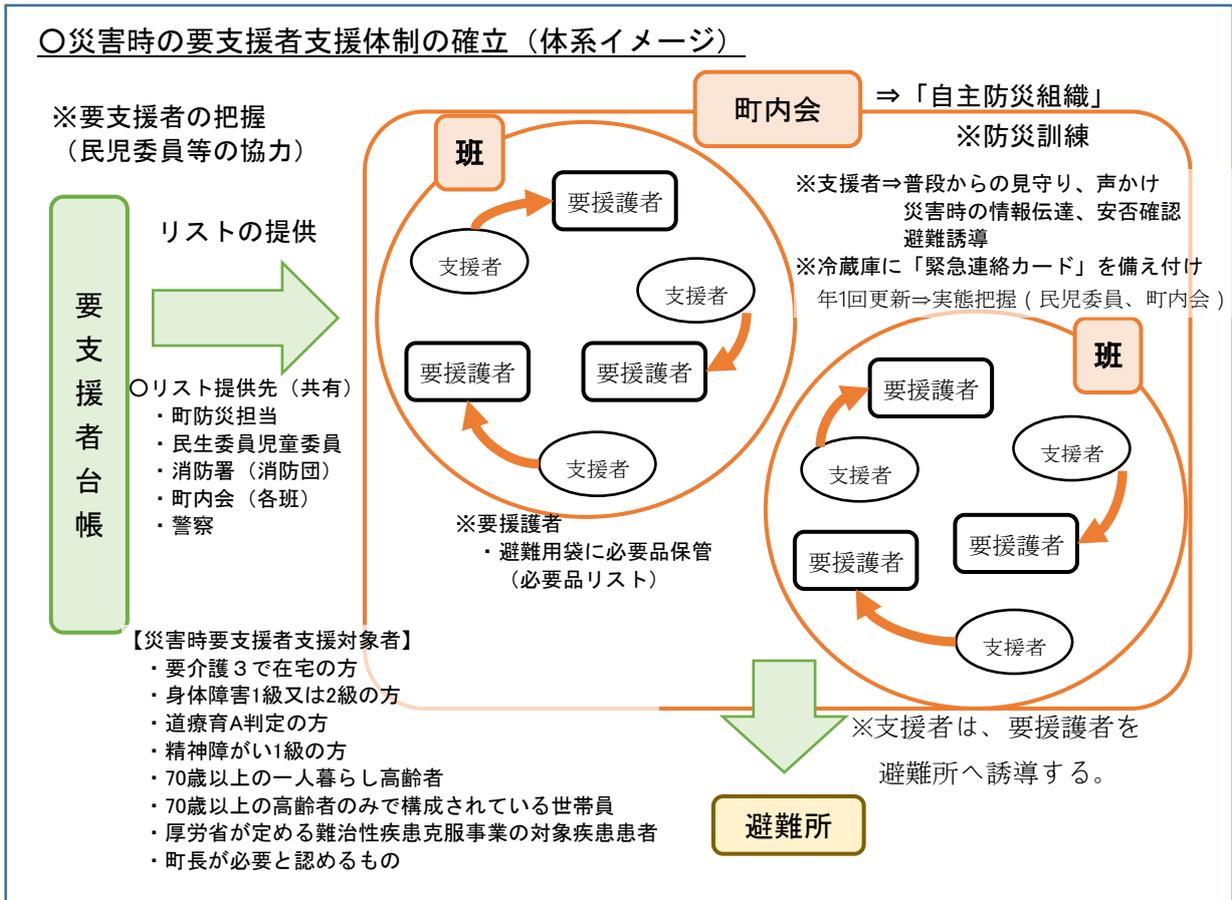
② 事業の効果

支援体制の構築により、連帯感の向上を促し助け合い、支え合いのあるまちづくりが期待できます。

③ 事業の概要

社会福祉協議会や民生委員児童委員の協力により要援護者の情報把握に努め、その者の情報を町内会に提供し、班単位で誰が誰を支援するという体制をつくります。

○



第5章 計画の推進

1 協働による地域福祉の推進

(1) 住民・地域の役割

地域に暮らす住民こそが地域福祉の主役であり、推進主体です。自主的にボランティア活動に参加することで地域福祉に関する意識を高めるとともに担い手の確保を推進し、地域での見守り・声かけ活動や交流の場づくりなどの日常的な活動に積極的に取り組むことが求められています。

また、町内会を中心として住民同士の交流を深める中で身近な生活課題を新たに発掘するとともに、関係団体と連携し課題解決に向けて積極的に取り組むことが期待されています。

(2) 事業者・団体の役割

福祉サービスの提供主体として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、利用者の保護、サービス内容の情報提供などの充実が求められています。

また、複雑化する地域ニーズに対応するため、他のサービスとの連携や新たなサービスの開発、障がいのある方の雇用機会拡大、福祉事業にかかわる人材の育成などの取り組みも必要になります。

更には、地域の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、研修会や交流会などへ講師を派遣するなど、共助の力を高める取り組みも期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、介護予防事業の一役を担う地域サロンの開設や総合的な生活相談から把握した住民ニーズを適切な福祉サービスへとつなげる支援、ボランティアの育成、地域福祉活動の場の提供などの取り組み機関として活動しています。

今後さらに、地域福祉に係わる取り組みを効果的に推進していくためには、住民、福祉団体、関係諸機関との連携を図り、地域に根づいた団体である社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的役割となることが期待されます。

(4) 行政の役割

行政は、地域福祉活動に関する関係者の連携・体制の整備、地域福祉を担う人材の育成に対する支援など住民の地域福祉に関する取り組みへの積極的な支援が重要な役割になります。

また、住民ニーズを把握しながら、事業・制度に関する相談体制の整備や保健福祉分野の施策充実、新たな制度への対応など、住民への情報提供体制の確立や円滑な制度の運用に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による事業推進

標津町地域福祉計画の基本理念である「自助・互助・共助と公助のもと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めるためには、住民、行政、事業者、関係団体の協働が必要になります。

特に、社会福祉法において「地域福祉を推進する中心的な団体」として位置づけられている社会福祉協議会には大きな役割を担うことが期待されます。

このことから、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」の連動を図り、両者の密接な連携により地域福祉を推進していきます。

そのためにも早急な「地域福祉実践計画」の策定が必要です。

3 計画の進行管理

この計画を総合的に推進するため、地域における支え合いなどの地域活動に関する町民の意識や活動状況の把握に努めるとともに、適切な評価や計画の進捗状況について検証し、町民全体にきめ細かなサービスを提供できるよう、関係機関との連携を図ります。

また、保健福祉センター関係部局による計画の進捗状況や町民意識の把握を行い、次期計画に向けた新たな課題の抽出や方向性を検討します。

なお、定期的に「標津町地域福祉計画推進委員会」を開催し、計画の進捗状況や新たな課題の状況など報告するとともに、次期計画の方向性などの必要な議論を行います。

資 料 編

- 1 標津町地域福祉計画策定経過
- 2 標津町地域福祉計画推進委員会名簿
- 3 標津町地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 4 アンケート調査・意見聴取結果

（１）地域福祉に係るアンケート調査（各計画から抜粋）

- ① 「高齢者の足問題解決キャラバン」調査（令和５年度）
- ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和７年度）
- ③ 障がい関連計画策定に向けたアンケート調査（令和４年度）
- ④ 第３期子ども・子育て支援事業計画に伴う保護者向けアンケート
（令和５年度）

（２）各団体に属する方からの意見（推進委員以外）

- ① 老人クラブ・高齢者サロンの意見
- ② 高齢者福祉相談員の意見
- ③ 標津地区町内会連絡協議会の意見
- ④ 標津町シルバー勤労会の意見
- ⑤ 標津町身体障害者協会の意見
- ⑥ 意見の総括

（３）各推進委員の団体からの意見聴取について

- ① 社会福祉法人 標津福祉会
- ② グループホーム 夢ふうせん空
- ③ NPO法人 キラリ工房
- ④ NPO法人 クープア
- ⑤ グループホーム カント
- ⑥ 標津町商工会

5 意見徴収の際使用した「標津町地域福祉計画推進の歩み」

1 標津町地域福祉計画策定経過

開催日・実施日	内 容
令和7年10月15日～ 令和8年1月30日	標津町地域福祉計画事務局聞取調査 ・各委員の団体に訪問 ・これまでの地域福祉計画の推進の説明 ・参加者へ無記名で意見を聴取
令和7年11月11日	第9回 標津町地域福祉計画推進委員会 ・委員委嘱 ・地域福祉計画の概要について ・第2期計画の重点事業の実績と評価について ・第3期計画策定スケジュールについて
令和7年11月12日～ 令和8年2月13日	標津町地域福祉計画事務局策定作業 ・意見聴取等集計、結果とりまとめ、課題等の整理 ・各計画からのアンケート結果を抜粋 ・計画の素案作成
令和8年3月3日	第10回 標津町地域福祉計画推進委員会 ・聞取調査等の結果報告 ・計画の素案説明、提案 ・今後のスケジュール ・意見交換等
令和8年3月9日 ～令和8年3月29日	パブリックコメントの実施
令和8年3月31日	計画の決定

2 第3期標津町地域福祉計画推進委員会名簿

役職名	氏名	所属	備考
委員長	大西 光博	標津町社会福祉協議会	会長
副委員長	藤本 謙二	標津町町内会連絡協議会	会長
	金田 良雄	標津町老人クラブ連合会	会長
委員	大野 高義	標津町国民健康保険標津病院	院長
	武田 義昭	標津町民生委員児童委員協議会	会長
	島影 文子	標津町身体障がい者福祉協会	会長
	大屋 知行	標津地区保護司会	分区長
	島影 文子	標津町身体障がい者福祉協会	会長
	阿部 徹	標津町商工会	事務局長
	櫻井 昌子	ふれあいいいきサロン 元気会	代表
	音川 真由美	標津こども食堂 れあれあの家	代表
	大内 哲也	社会福祉法人 標津福祉会	統括施設長
	佐竹 和己	株式会社 標津介護サービス	取締役
	藤本 清美	特定非営利活動法人 キラリ工房	施設長
若澤 めぐみ	特定非営利活動法人 クープア	代表	

3 標津町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき標津町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、「標津町地域福祉計画」（以下「計画」という。）推進を目的として、標津町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は標津町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を推進するものとする。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、福祉団体の代表者、保健福祉等の関係者、職見を有する者などから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は保健福祉センター内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4 アンケート調査・意見聴取結果

(1) 地域福祉に係るアンケート調査（各計画から抜粋）

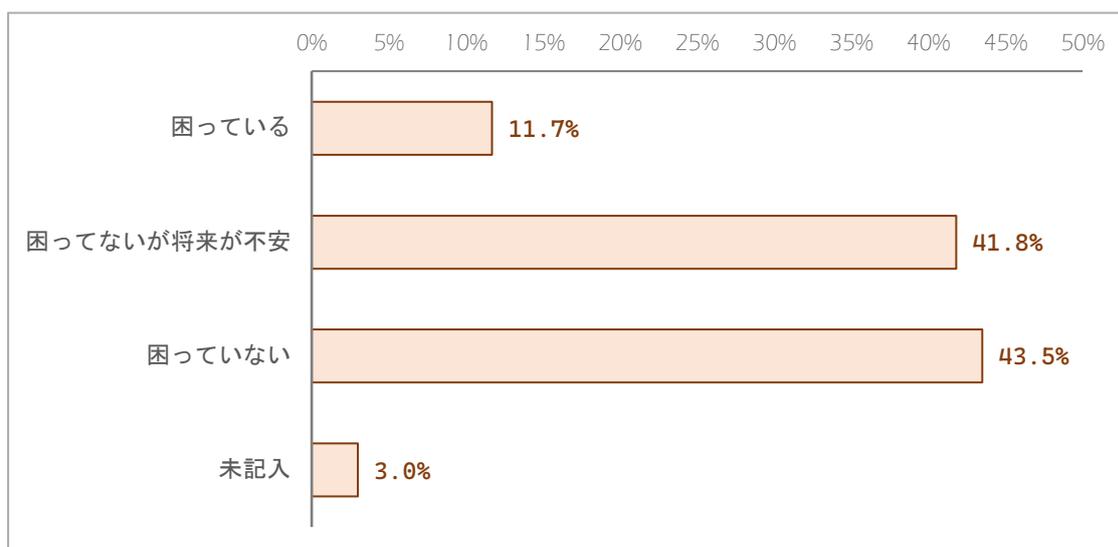
①「高齢者の足問題解決キャラバン」調査（令和5年度）

I 調査の概要

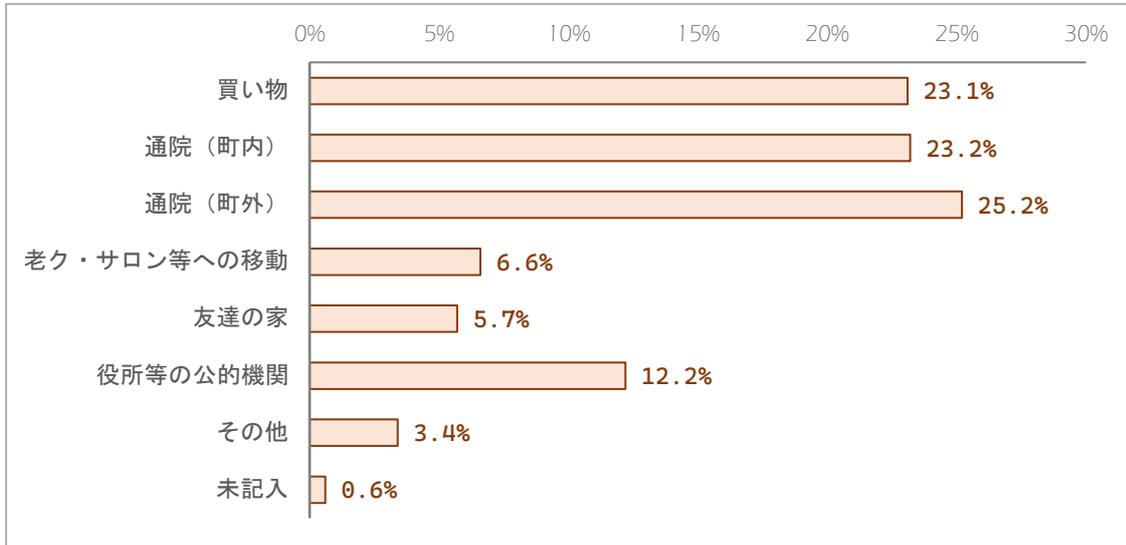
調査対象者	75歳以上の在宅で健康な方 ・要介護認定者でない方 ・老人施設に居住していない方 ・調査時に長期入院していない方
調査方法	・高齢者の足問題解決キャラバンに参加 していただいた方 ・調査対象者にアンケート用紙を郵送
調査期間	・高齢者の足問題解決キャラバン 令和5年10月～令和5年11月 ・アンケート調査 令和5年12月
回答数	・キャラバン参加者 129人 ・アンケート 330人（回収率57.4%）

II 調査結果（抜粋）

問 現在、移動等（通院や買い物、老人クラブやサロンへの移動等）に困っていますか。



問 どんなことに困っていますか。また不安ですか。



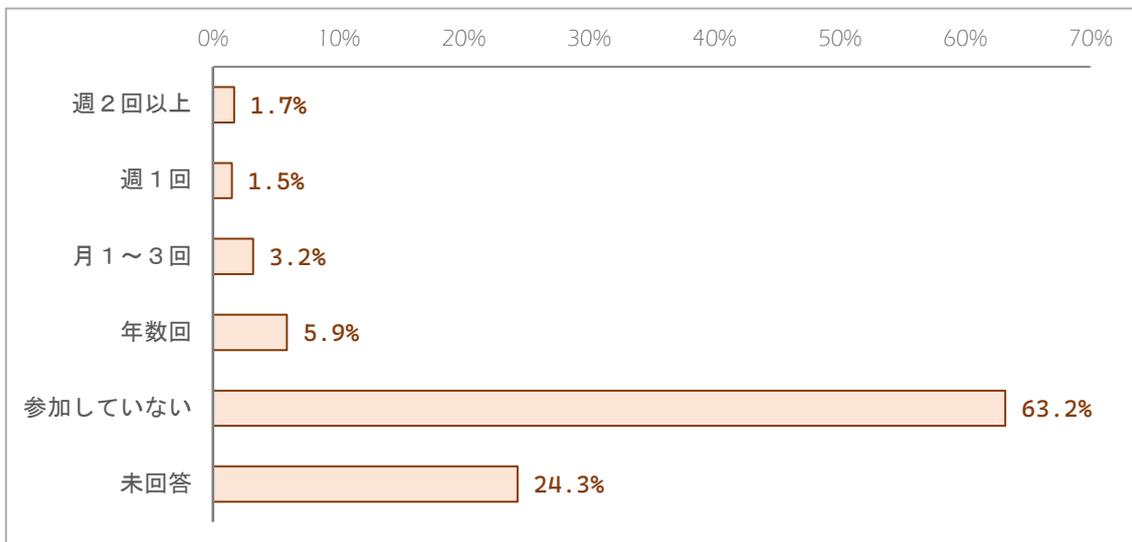
② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和7年度）

I 調査の概要

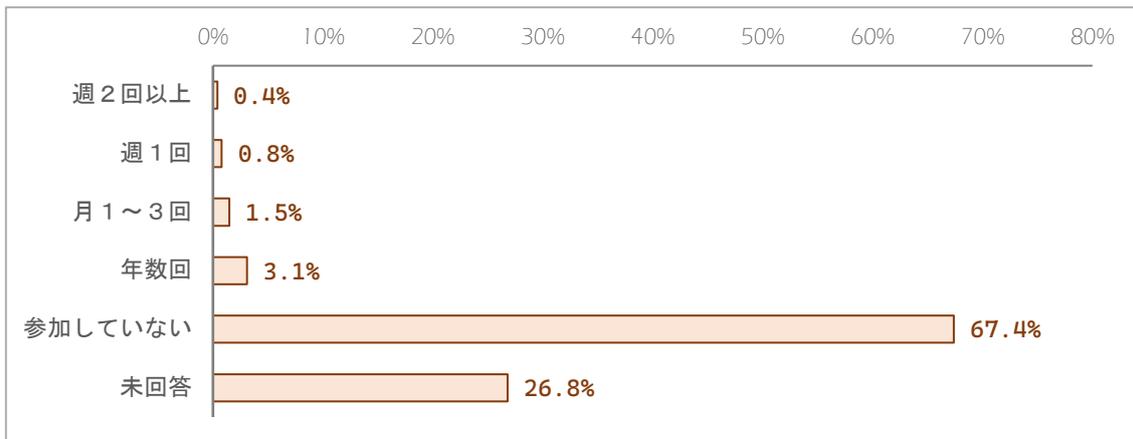
調査対象者	65歳以上の在宅で要介護認定者でない方
調査方法	調査対象者にアンケート用紙を郵送
調査期間	令和7年11月4日～令和7年12月4日
回答数	740人（回収率54.7%）

II 調査結果（抜粋）

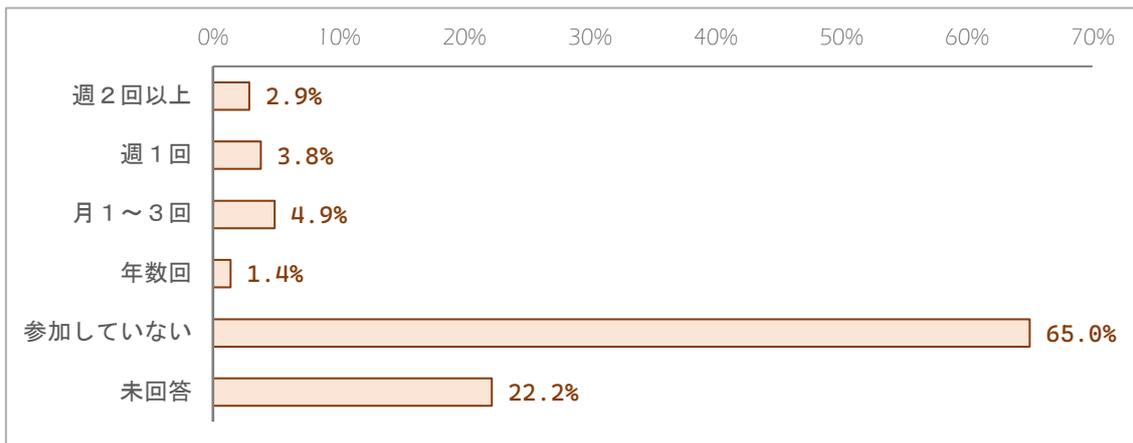
問 ボランティアのグループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。



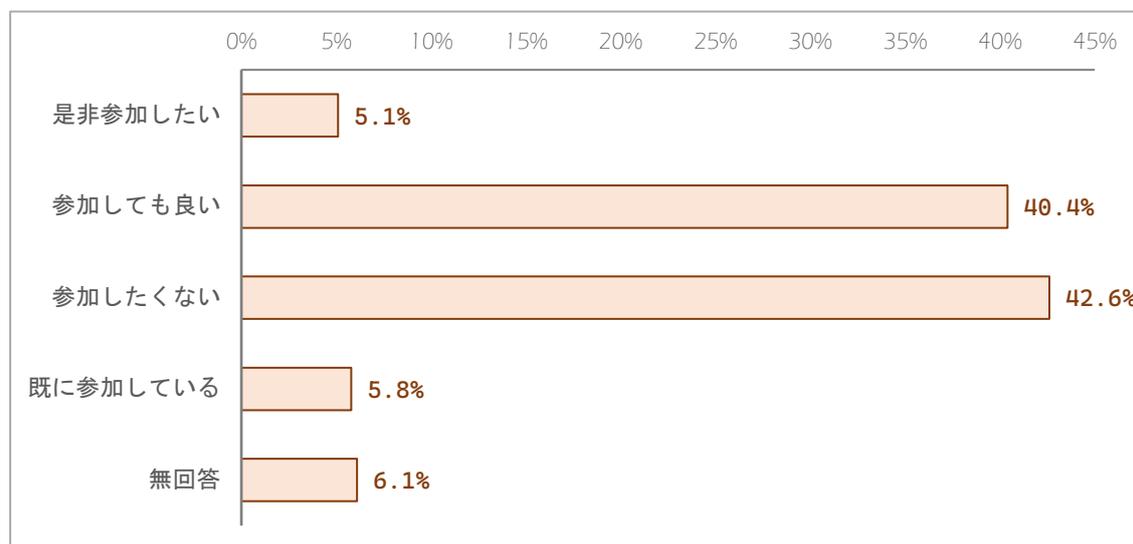
問 いきいき百歳体操や高齢者サロン等にどのくらいの頻度で参加していますか。



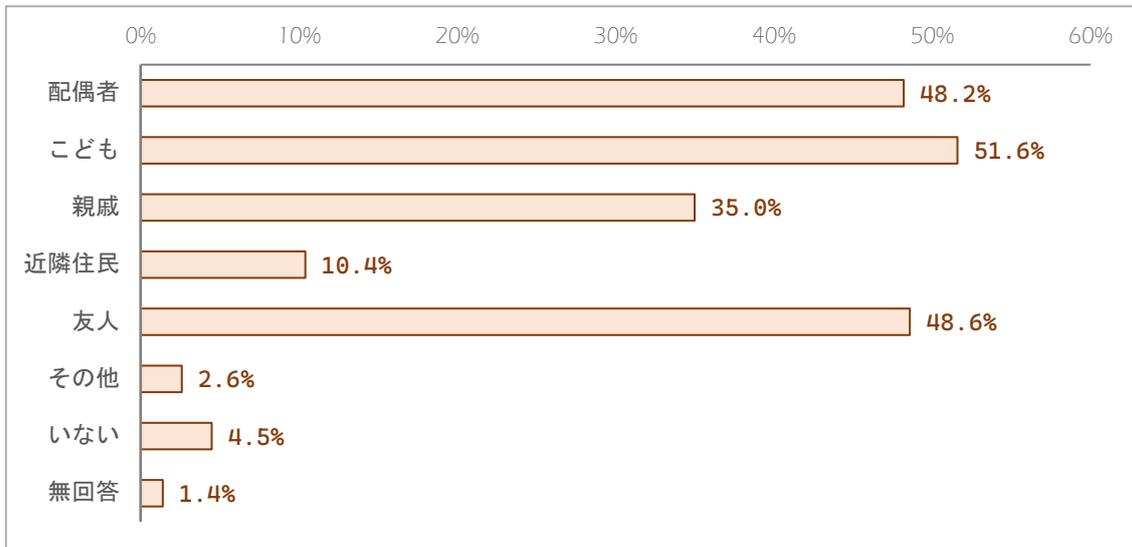
問 老人クラブにどのくらいの頻度で参加していますか。



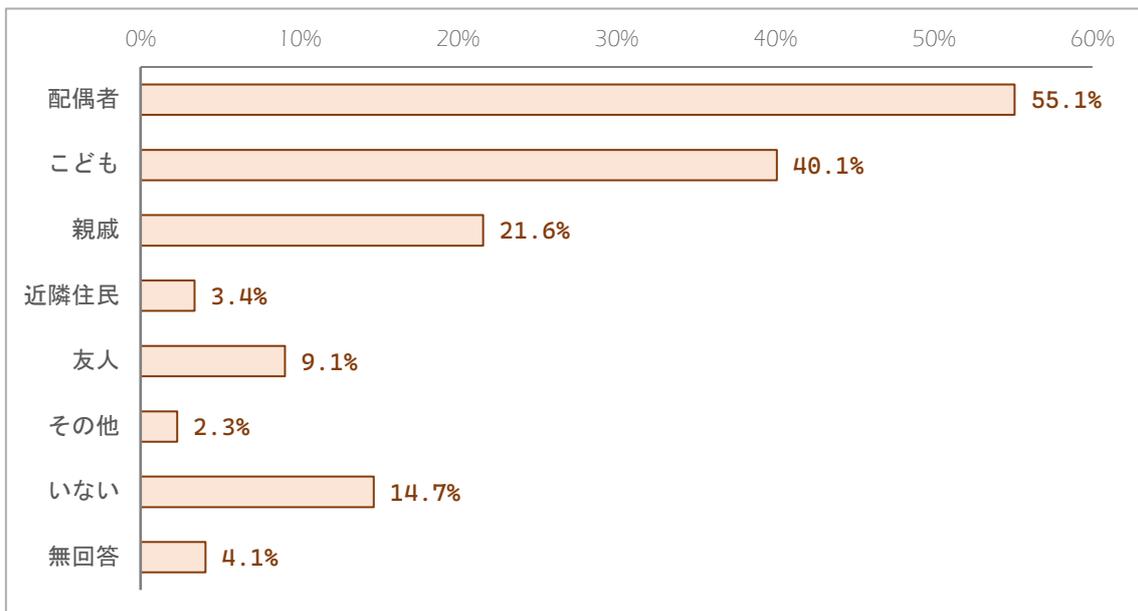
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等グループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたらあなたは参加してみたいですか。



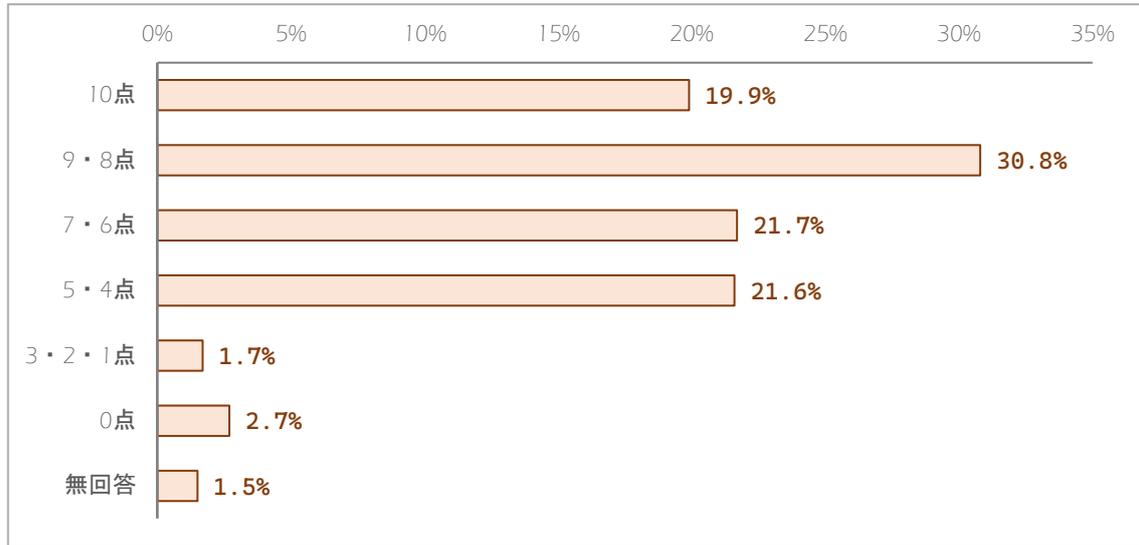
問 あなたの心配や愚痴を聞いてくれる人はいますか。(複数回答)



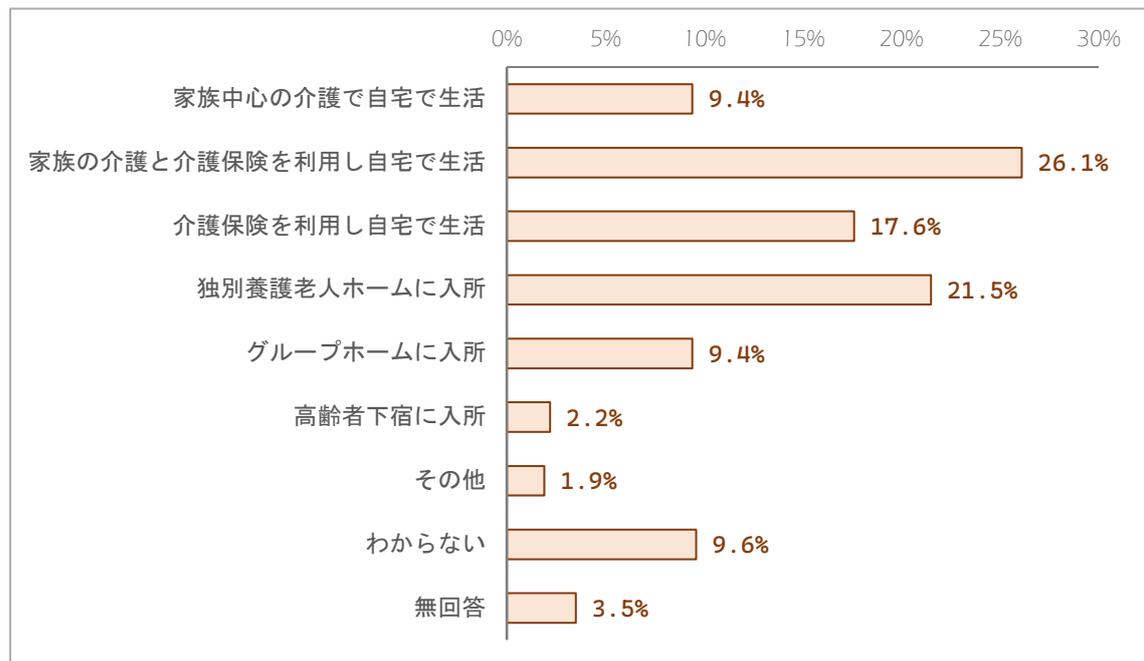
問 あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいますか。(複数回答)



問 現在あなたはどの程度幸せですか。



問 あなた自身が、もし介護が必要な状態になった際に、どのような介護を希望しますか。



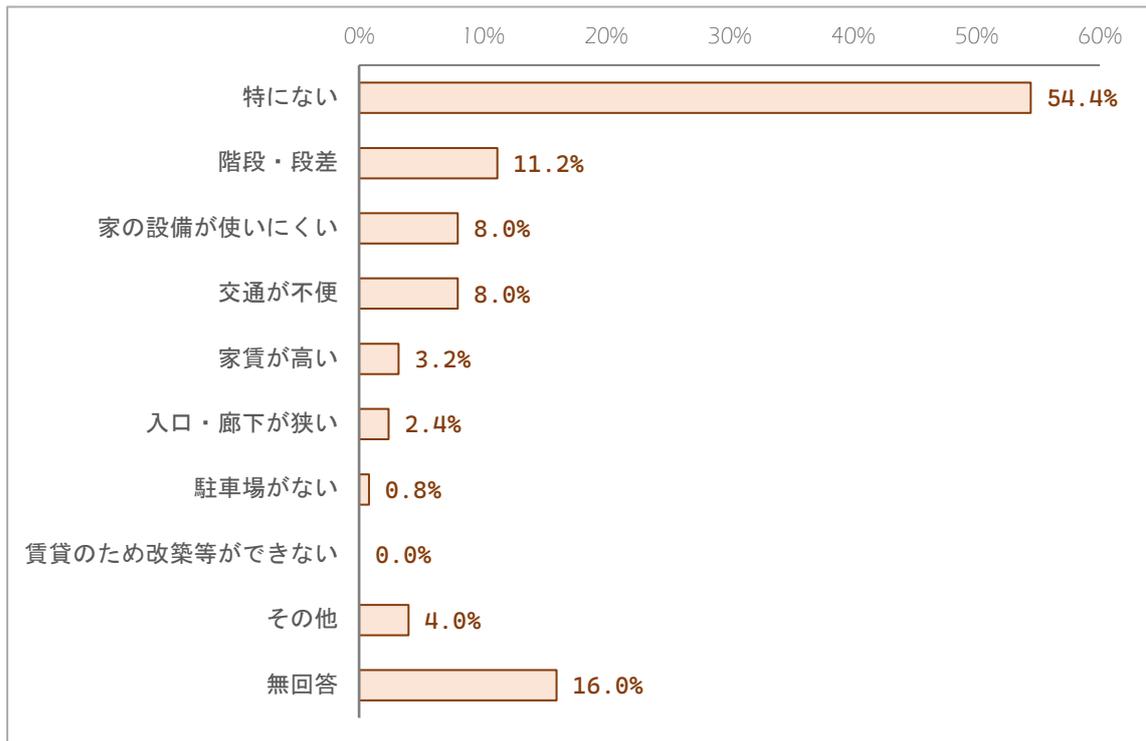
③ 障がい関連計画策定に向けたアンケート調査（令和4年度）

I 調査の概要

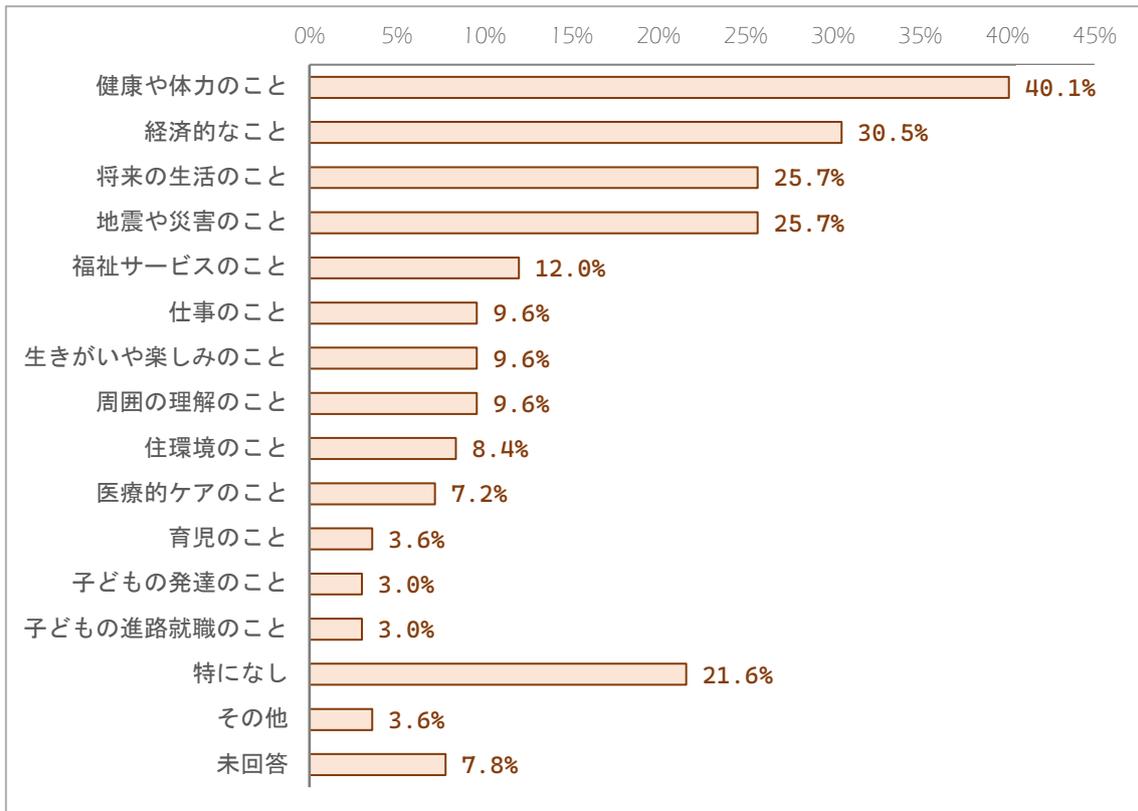
調査対象者	町内在住で障がい手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者
調査方法	調査対象者にアンケート用紙を郵送
調査期間	令和5年2月～令和5年3月
回答数	167人（回収率50.6%）

II 調査結果（抜粋）

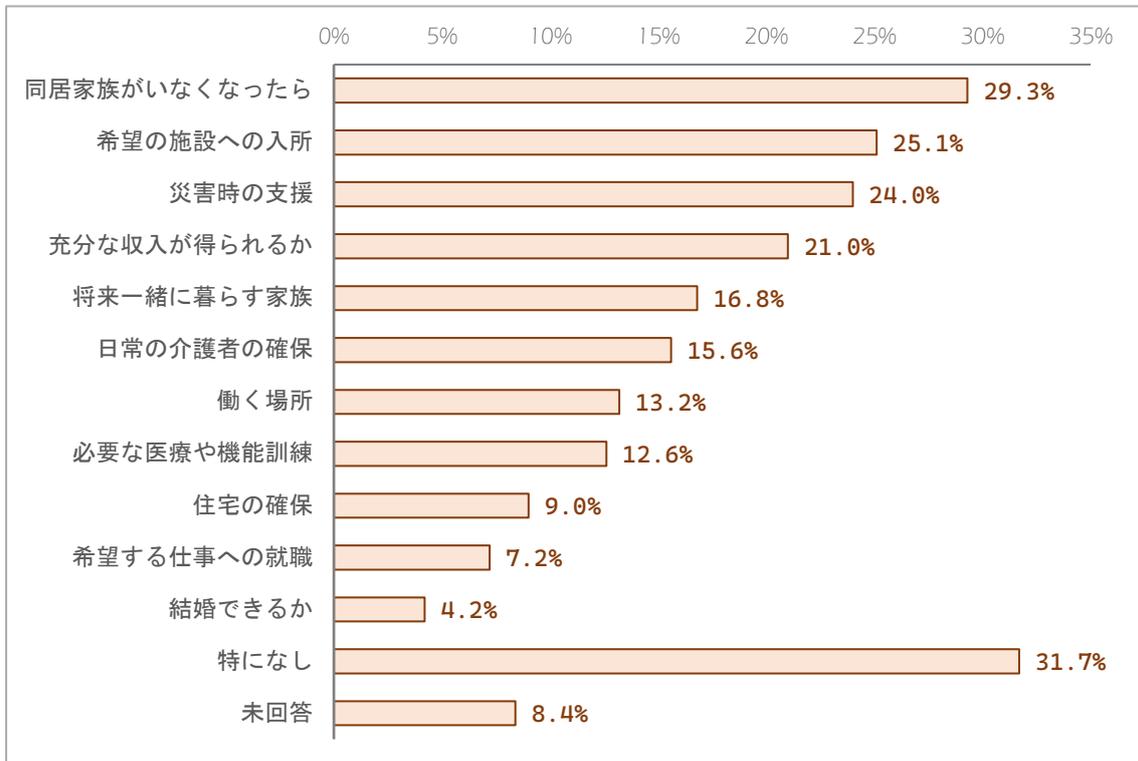
問 住まいについて困っていること（複数回答）。



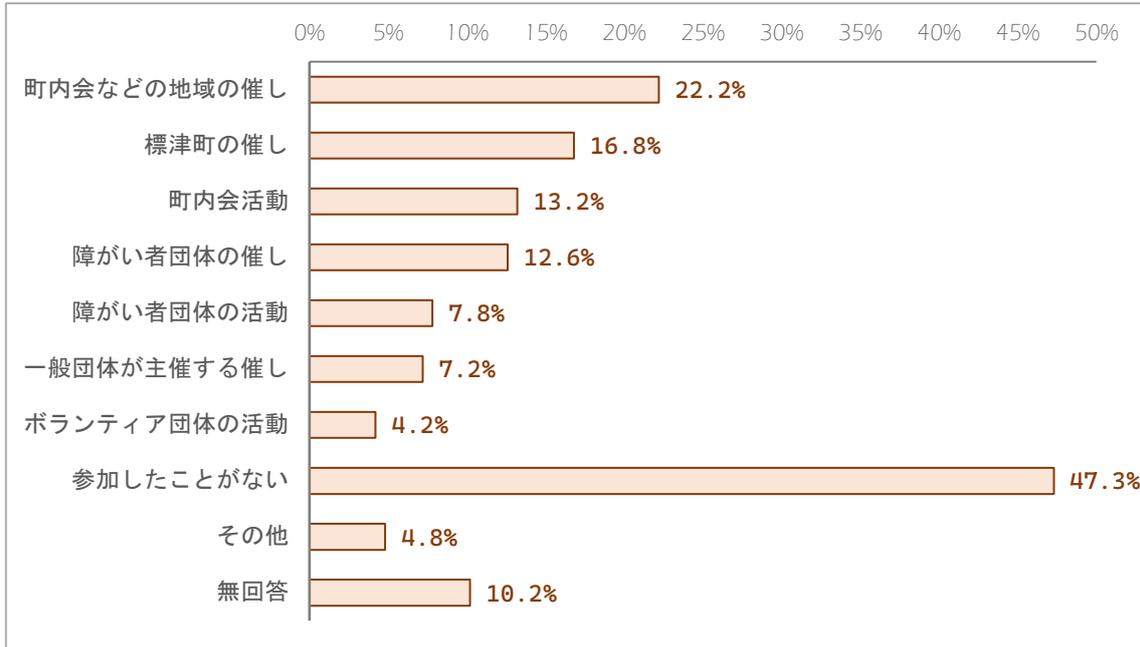
問 現在の不安や困っていること（複数回答）。



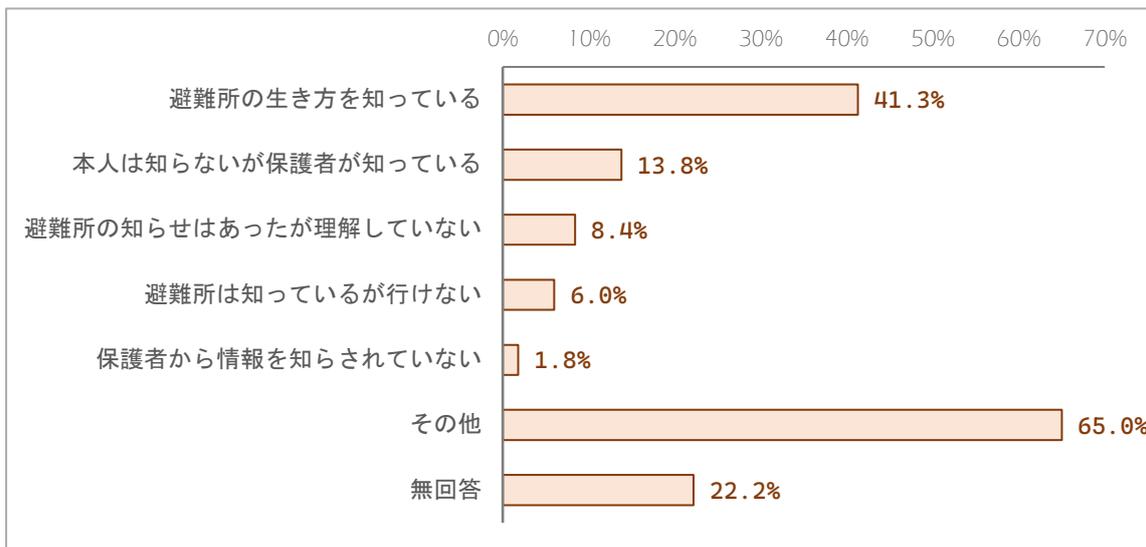
問 将来に対して不安に思っていること（複数回答）。



問 参加している地域の活動や行事（複数回答）。



問 災害等の緊急時の対応について岐南場所への行き方の認知状況。



④ 第3期子ども・子育て支援事業計画に伴う保護者向けアンケート

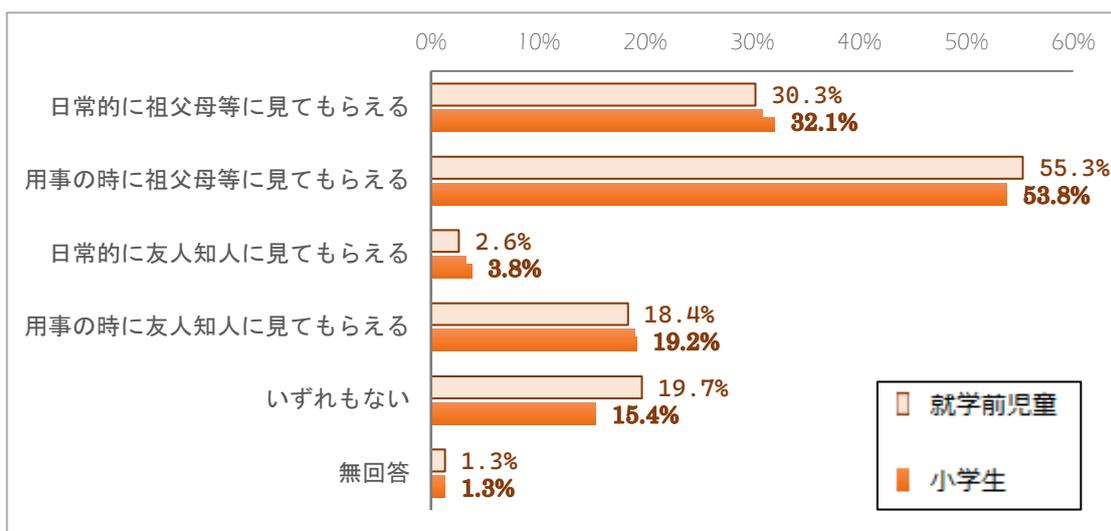
(令和5年度)

I 調査の概要

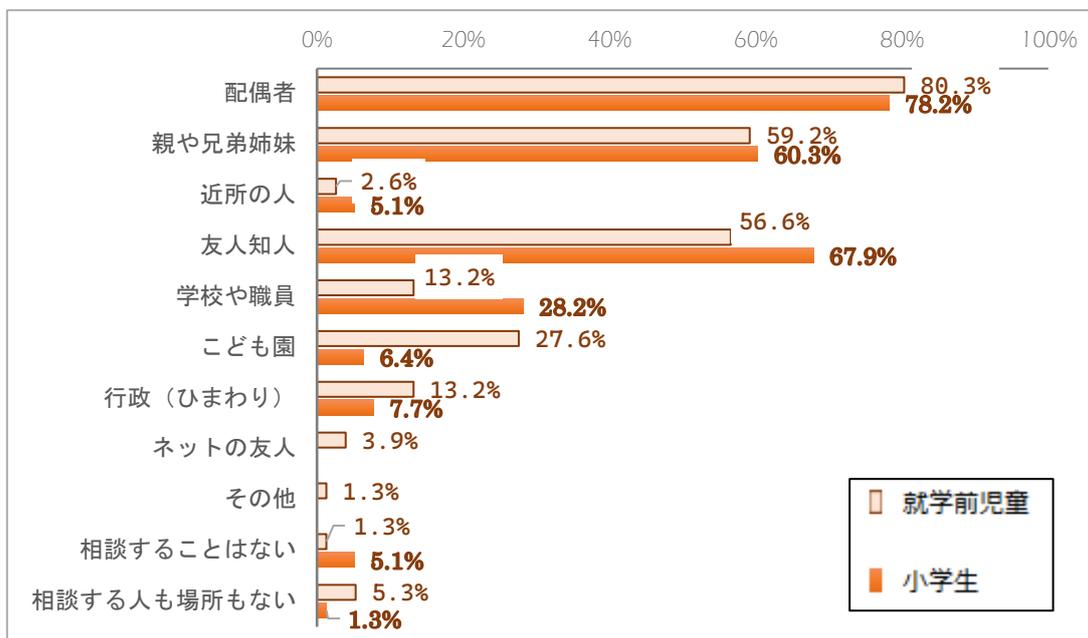
調査対象者	就学前児童及び小学生児童のいる全世帯
調査方法	こども園財政記事は園を通じて配布（それ以外は郵送） 小学生は学校を通じて配布。郵送回収。
調査期間	令和6年2月
回答数	就学前児童の保護者 76人（回収率44.2%） 小学生の保護者 78人（回収率41.3%）

II 調査結果（抜粋）

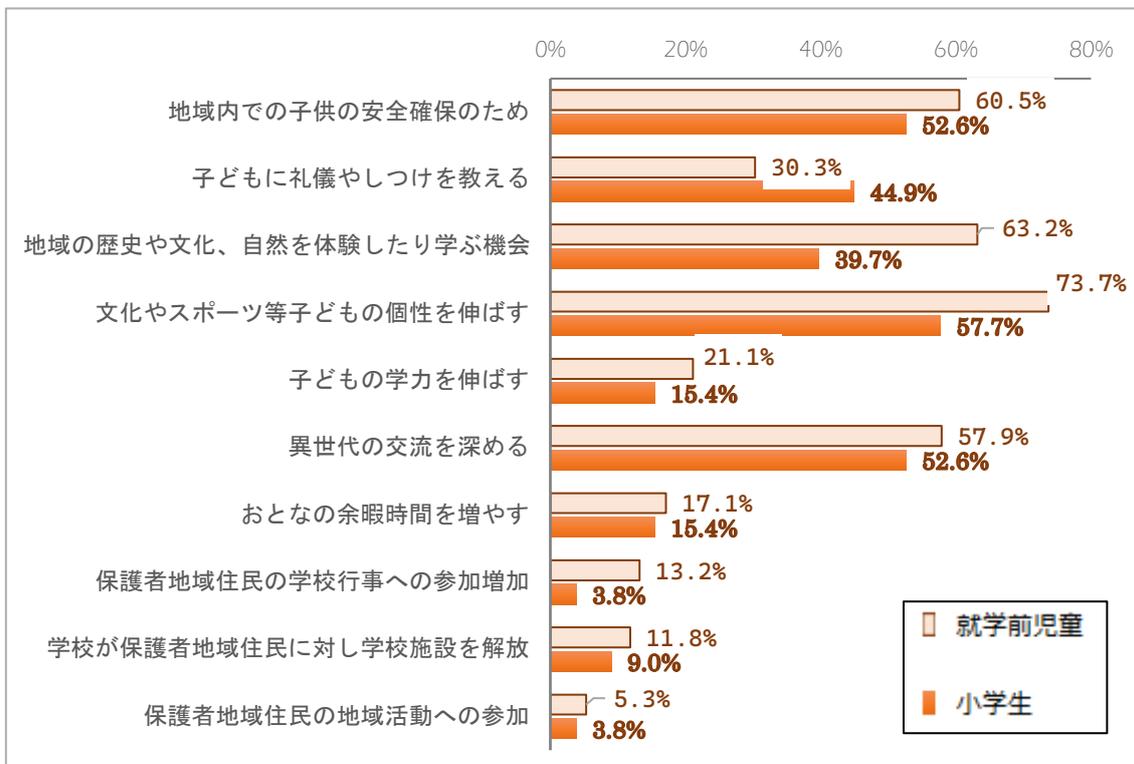
問 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。



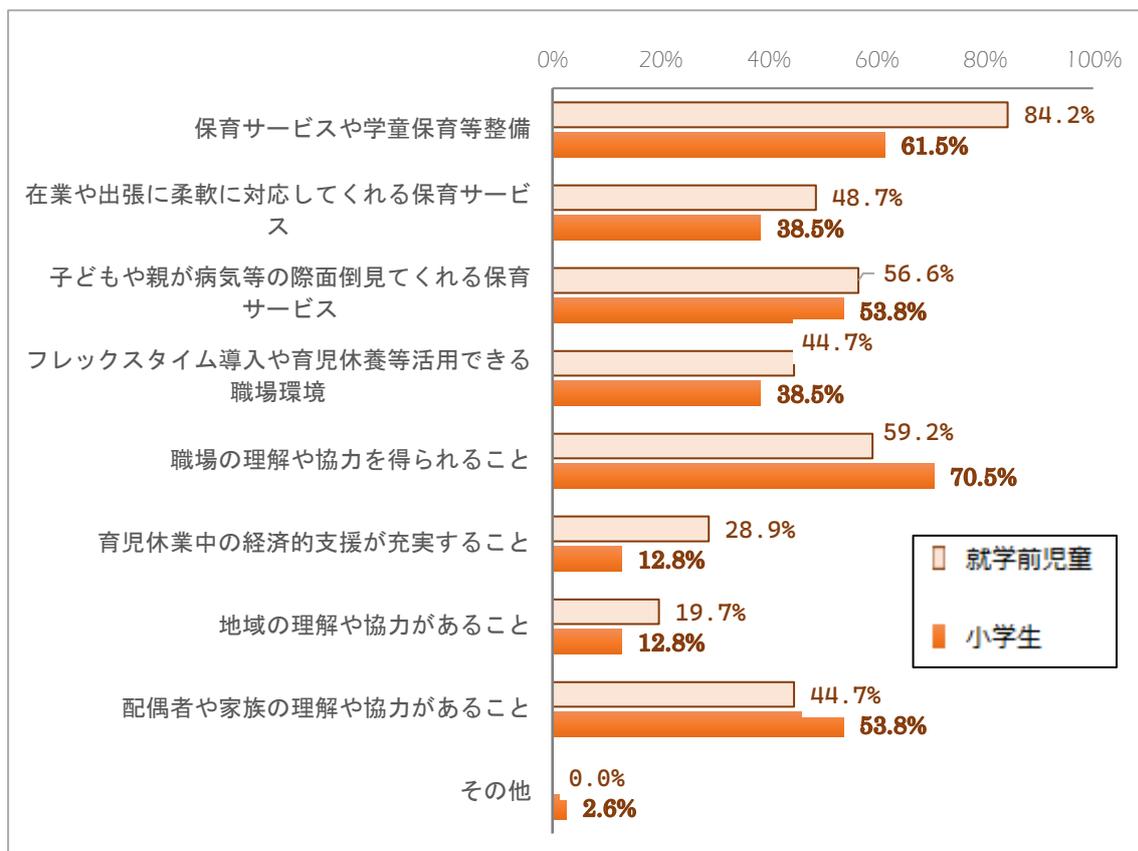
問 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また相談できる場所がありますか。



問 あなたは、地域で子どもが健やかに育まれるようにするために、地域はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。



問 子どもを育てながら働くために重要なことはどのようなことだと思いますか



(2) 各団体に属する方からの意見（推進委員以外）

① 老人クラブ・高齢者サロンの意見

- いつも福祉の方々にはお世話になっているものです。今のところ運転はできますが、乗り合い乗車ができて病院に行けたり、買い物ツアーができれば良いと思っています。
- 一人暮らしの居住者で急に具合が悪くなった時など、近所づきあいをしていない人などいると思うのですが、そういう時にブザーでひまわりに届くようなものがあればいいなあと思ってしまう。
- 今は大丈夫ですが、先はわかりません。今後の足が欲しいです。
- 特に冬などは外に出る機会が少ないので「みんなのひろば」を復活させてはどうですか。（ゲーム系でも）
- 今年は熊騒動が多く、散歩する場所が少なく歩く時間が減りました。何か良い方法があればいいと思います。
- 普通のバスでも途中から乗車・下車ができれば便利かな。
- 色々やってくれてうれしいです。これからもよろしく。
- 終活として令和3～4年に片づけました。神棚・アルバム等、特大袋25個でした。
- 高齢のため、標津病院に行くにもバスの本数も少ないので、標津病院に通院できるタクシーやバスの本数を増やせないだろうか。
- 車がない人のため、通院時にお願いできたらよいですね。
- 2週間に1回でいいから、標津と川北にお出かけしたいです。
- 地域のイベントに参加するための移動もしたいです。
- 年金生活のため、物価の値上がりで頭を悩ませている。幸いにも病院通いをしながらも今のところは薬を飲みながらも、集まりにも誘ってもらいながら、コロナやインフルエンザを避けながら一応暮らせていることに感謝です。ドライブがてら、車に燃料を入れたついでに、食料の買い出しに出かけられるのが楽しみの一つです。一日でも長く続くことを願いながら・・・これからも楽しく愉快的なゲーム等で指導してください。楽しみにしています。
- サロンの送迎で家の前に来ていただきありがとうございます。心配事がなくなりました。
- また買い物行ってみたいです。
- 標津町内でも地区に寄って少しづつ様子が異なると思いますので、バスなどで地区をまわって見学をしたり、手助けができることがあれば参加する機会をもてるのも良いのではないかと思います。参加が無理ならば桜の時期とか紅葉の時期に見学させてもらうのも良いかと思います。
- 買い物ツアーが1年に1回でもお願いします。

② 高齢者福祉相談員の意見

- 平成29年度から実施していた「みんなのひろば」をもう一度全地区へ周知し送迎付きで誰でも気楽に参加できる事業をもう一度行ってもらいたい。
- 月に一度サロンで集まっているが、「集いの場」を欲しがっている。
- 老人のためのこども園的な・・・いつでも来ていいよ～って言える場所。
- 1人でご飯を食べるのが淋しい・・・とか意見がありました。
- 明確なこれを・・・これが・・・という意見はありませんが、集いの場所を必要としていると感じました。
- 各地区でサロンもあると思いますが、昼間、送り迎えをしながら昼カラオケや、また温泉の利用など会話をしたり大きな声で歌ったりすることも良いことかなと思いました。
- 会話したり、大きな声で歌ったりすることも良いことかなと思います。
- まだまだ町内の循環バスのことなど、わからない人たちがたくさんいると思うので、もっともっとしゅうちしていなければならないと感じています。
- 我が家も来年は両方後期高齢者になります。いつまで車の運転ができるか・・・やはり足問題の解決ですね。
- こども、高齢者の見守りが大切です。
- 災害の時の避難場所を、特に津波の時に集合できる建物。
- 高齢者も参加できる避難訓練を実施してほしい。
- 老人クラブではなく、「老人」から「高齢者」クラブにかえることはできないのか。
- これから冬になり、風邪など人にうつる病気が多くなりますので、人数が集まる場所にはマスクを必ず使用する等、サロン・老人クラブなどに声をかけることが必要になっております。
- 「高齢者サロン」・「いきいき百歳体操」など、普及していない（取組）地区に保健福祉センター方からも後押ししてほしいです。
- 高齢者とペットの関り・・・もしもの時に備えて、福祉の担当者とボランティアが協力して進めていきたい。
- 災害ボランティアについて、今秋の地震の際に多くの方が川北に避難してきました。しかしその後の対応が不明で、ずっと駐車場で待っている方が見受けられました。この時に災害ボランティアとして何かできるかの指示があればいいと思いました。ボランティアに関しては社協の管轄かと思しますので、これから災害が起きても大丈夫なように、なんらかの対応をお願いしたいです。

③ 標津地区町内会連絡協議会の意見

- 車がない方のために、買い物ツアーで町内の商店に定期的買い物できるようなことをしてほしい。
- 現在、独居老人等の町内会での除雪に社協から助成金をいただいておりますが、雪かきの担い手確保に大変苦労しています。本町内会は高齢者の割合が高く、なかなか他の家まで手が回らないのが現状です。この例だけでなく人手の確保に苦労しているので、特に人手の確保について支援があればありがたいです。
- 「みんなのひろば」復活・拡充
- 健康麻雀、花カルタ、卓球、ウォーキングなどの実施
- 「NPO法人標津スポーツクラブすぽっと」との連携で、「健康夢フェスティバル」の開催ステージ発表、3世代交流事業、健康麻雀、花カルタ、もちつき 等
- カフェ運営
- 高齢者と子供達との遊びの広場
- 昔あそび、レクスポーツ
- 「昔ながらの健康づくりの知恵」の研究発表
- 身近な野草を活用する
野草=いのちくさ
身土不二=からだとその土地環境とは切っても切り離せない
※ もともと薬は、薬草（野草）の効用からつくられたもの
- 高齢者の交通機関に不足があると感じています。
- 四国等で対応している「生活バス」「地域コミュニティタクシー」など地域振興協議会が主体となっている活動がある参考にしていただければよいかと思えます。
(公共ライドシェア)
- 自助・互助・共助の強化
- 少子高齢化の進む人口4,700名ほどの標津町において、お互いさまの意識作りを強化することが必要に思います。これから起こる町の予想に対するセミナー等の開催や町内会毎の意識づくり。
- ボランティア登録できるように整備周知してほしい。(ちょっとしたことなどでお手伝いできます)

④ 標津町シルバー勤労会の意見

- 町のことや制度のことで聞きたい時に、今は特定の役場職員に聞いていますが、今後も相談しやすい役場職員や部署の確立をお願いしたいです。

⑤ 標津町身体障害者福祉協会の意見

- 乗り合い乗車ができる制度を構築してほしい。
- 買い物ツアーで町内の商店に定期的買い物できるようなことをしてほしい。
- あんしんサポートセンターを初めて知った。利用したいと思うので、もっとみんなに知らせてほしい。

⑥ 意見の総括

上記5団体の意見を集約すると以下の6点となります。

- I、高齢者等の足問題解決に向けての対応
(ライドシェア・乗り合いバス・タクシーやバスの本数増加 等)
- II、買い物ツアーの運用
- III、ボランティア団体の拡充(一般・災害ボランティア 等)
- IV、「みんなのひろば」の再開及び新たな集いの場の模索
- V、高齢者等への支える側の担い手不足
- VI、新たな福祉施策の開始と周知の重要性

I、高齢者等の足問題解決に向けての対応

- 令和5年度に実施した「高齢者の足問題解決キャラバン」でも意見の聴取やアンケートでも多くの意見をいただきましたが、超高齢化社会の中、喫緊の課題と考えております。
- しかし、新たな交通体制を取るには「地域公共交通会議」において委員全会一致でまとまらなければいけないため、現状では困難と考えております。
- 阿寒バスや日東ハイヤーも民間企業のためニーズに合わせた運行が必要なため、今後増便等は見込まれないと考えております。
- 町として社協とも協議し、令和7年度から高齢者サロンの送迎を開始し、利用者に大変喜ばれております。
- 令和8年度からは老人クラブ活動参加の足確保や、いきいき百歳体操の送迎も開始し、今後も、できることから足問題の解決をしていきたいと考えております。

II、買い物ツアーの運用

- 特に高齢者は交通手段がないことに加え、買い物の荷物を店から自宅まで運ぶことも困難になっています。
- 「どこでもカウモン号」は標津町商工会で運用していますが、欲しいものを目で見ても購入したいという気持ちも汲み取れます。
- 買い物ツアーの大きな問題点は2つあり、高齢者等を自宅から店へ運ぶためには他の交通機関の営業に妨げになってしまうことと、買い物する店が一定の店に偏る可能性があることです。

- 運用する場合は、交通機関の妨げにならないよう、その交通機関が営業していない機関に実施することと、買い物する店が偏らないようローテーションを構築することが必要と考えられます。
- これらのことを踏まえて、ニーズの声に対応を考えていきたいと思えます。

Ⅲ、ボランティア団体の拡充

- 標津町では社会福祉協議会が平成30年度に「標津町ボランティアセンター」を設立しましたが、会議はその1回に留まっているため、停滞していることは否めません。
- 前計画策定期に比べ、ボランティア団体登録も増加（14団体→16団体）し、登録者に至っては2倍以上に増加（103人→211人）しています。
- また、災害ボランティアも意見でもあったように実態が見えていないという意見もあります。
- 来期に向けて、社会福祉協議会とも協議し、ボランティアセンターの会議を早急に開催し、標津町のボランティアの意見共有と掘り起こしが必要と考えます。

Ⅳ、「みんなのひろば」の再開及び新たな集いの場の模索

- 第1期の際に開始した「みんなのひろば」は、新型コロナウイルスの影響により中止に追い込まれ、当時のボランティア団体である「いきいきシニアクラブ」のメンバーも転出等で実態がなくなっています。
- 団塊の世代が75歳になり、家に閉じこもりが懸念される中、老人クラブや高齢者サロンが機能しているが、意見でもあったように新たな集いの場も求められています。
- 新たな高齢者サロン等を始めるには新たな担い手も必要になります。今ある集いの場を盛り立てていきながらは大変困難ですが、これからも模索していきたいと思えます。

Ⅴ、高齢者等への支える側の担い手不足

- 前述のとおり、新たなことを始めるには新たな担い手も必要になります。ボランティアを含め世代が循環していくことは非常に望ましいことです。
- ただ、標津地区町内会連絡協議会でも意見が出ているとおり、担い手として参加してくれる若い世代の方が減少しており、町内会の運営にも支障が出てきております。
- そのような担い手づくりのための解決策は、人口が減少するなか難しい問題ですが、町民が安心して暮らし続ける町をつくるため、各団体とも協議しながら解決していく糸口を探していきたいと思えます。

VI、新たな福祉施策の開始と周知の重要性

- 意見の中にも、今まで出なかったような問題（こどもへの見守り、高齢者とペットとの関り 等）もでてきました。
- 今は一部の意見ですが、今後どのような流れになるかはわかりません。そのため事務局は常にアンテナを張っていかなければなりません。
- 意見の中に今までの福祉施策を全く知らなかった方もいました。いくら推進してきたとしても周知が徹底しなければ自己満足になり、本当に必要な方に行き届かない場合もあります。そのためにも周知の重要性を感じました。
- また、町の制度の発信や町民への疑問解決など、職員が町民に近い存在にいないと行けないと感じています。意見の中でも町民と職員の関係性の重要性が問われていました。今後も町民に頼られている意識をもって業務にあたっていきたいと思います。

(3)各推進委員の団体からの意見聴取について

(・各団体からの意見 ●事務局からの回答)

① 社会福祉法人 標津福祉会 (令和7年10月15日協議)

I、はまなす苑・デイサービスの運営

- ・6月に発生したノロウイルスにより、新規入所者のストップ、ショートステイの中止により、前期は、介護収入が減少しています。
- ・年末から風邪に似た症状のウイルスが蔓延し、入所者の入院も増えており経営は厳しいです。
- ・支出についても燃料費、光熱水費、給食費の物価高騰により支出が増えています。
- ・ショートステイも稼働できない時期がありました。
- ・デイサービスは加算がなかなか取れず、1日平均20人は超えていますが、臨時職員が多いため最低賃金引き上げにより支出が大きくなります。
- ・バスも老朽化しており経営の見直しを図っています。
- ・北海道の介護施設の7割は赤字になっています。
- ・毎年法人自体で15,000千円程度に赤字になる見込みで、今年度は前述の問題もありさらに厳しい状況であります。

●標津福祉会の経営状況を鑑みて、町でも協議し対応していきます。

II、配食サービスについて

- ・配食サービスについては、別会計になると振興局から指摘を受けており、新たな会計事務となると事務費や法人税など負担がかかる場合もあります。食事に関してはいいのですが、配達する職員がおりません。現在配達している職員も来年度退職予定です。
- ・また食事提供の委託業者も来年度以降値上げを申し出ています。
- ・これらのことから、これからの配食サービスについては運営が困難となっています。

●配食サービスについて、標津福祉会の業務の支障にならないよう、次年度からは別の業者に委託したいと思います。

② グループホーム 夢ふうせん空 (令和8年1月29日協議)

I、福祉施策の周知

- ・高齢者等でデイサービスなど介護保険サービスを利用しない人で、一人で暮らしている人たちなどは、ケアマネージャーなどの携わる方がいないため、町の施策等がわからない方がたくさんいると思われます。わからない人たちへの周知やツールなどが必要と考えます。

●施策を進めても老人クラブや高齢者サロン等の接点がない人にはわかりません。町としても周知の強化に努めていきます。

II、高齢者の足問題（特に通院）

- 町でも高齢者の通院ハイヤー制度がありますが、限られた方しか利用できず、親族等送迎も平日では難しいです。高齢者等がだれでも待たずに通院できるシステムの構築が必要と考えます。
- この問題は、前回開催された地域福祉計画推進委員会で大野院長が「これからの高齢者の通院については死活問題である。」と言っていた。町としてもなんらかの対策が必要だと思います。
- 業者云々ではなく、町民を基準に考えた足対策をしてほしいです。
- 通院の問題は、町としても重点的に解決していきたい問題です。町にハイヤー会社がある上で、無償で町や社協が送迎業務を実施することは営業妨害になるためできません。高齢者の足問題の解決するためハイヤー会社の撤退を引き合いに出して解決するには、首長の決断が必要になります。
- それ以外を解決すべく、今年度から高齢者サロンの送迎を開始し、来年度以降は老人クラブやいきいき百歳体操など、ハイヤー会社に影響がない送迎を推進しております。それ以外にも郡部内送迎なども考えておりますが、本質的な問題を解決するため、町長等にも問題提起を実施していきたいと思っております。

III、高齢者の新たな団体の構築

- 老人クラブや高齢者サロンの活動に参加できない高齢者が、複数人で新たなことを実施することに町として協力していただけることはありますか。
- 高齢者であれば、新たな老人クラブの設立も考えられます。担当は社会福祉協議会になりますが、会への助成金や集会場所の使用等恩恵があると思っております。ただし、標津町老人クラブ連合会参加になるため、連合会の活動等に参加していただくこととなります。
- その他にも、福祉的なボランティアを始めたい場合は、標津町社会福祉基金助成事業があり、経費の3/4が町から助成されます。町も新たな福祉的な団体・活動を応援しますので、いつでもご相談ください。

IV、外国人労働者の扱いについて

- グループホーム夢ふうせん空でもそうですが、外国人労働者の採用が増えております。標津町の人口でも百数十人が外国人であると認識しております。介護だけではなく、町の労働力として外国人が無くては困難な時代になり、中標津町では外国語学校があることも関係しておりますが、対応に前向きであると感じています。標津町でも商工観光課で年2回外国人に対してイベントをしている話も聞いております。町としても今後外国人労働者への対応について考えていかない時に来ていると思っております。
- わかりました。当該問題について、私自身認識が薄いため考えてみます。

VI、その他

- 上記の問題も含めて、他町では社会福祉協議会が担っていることが多いと思われます。社会福祉協議会の活動を精査し、見直しを図っていただきたいです。
- 今年度社協の職員体制も変わりました。体制が整えば新たな事業展開も考えられると思います。
- 施設の家賃助成については、グループホーム夢ふうせん空入所者も大変助かっております。ただ、はまなす苑や当該施設に入所出来ない方については中標津町等の介護施設に入所になり、本人や家族が高い負担をしています。今後も助成制度の継続と、高い負担を強いられている他町の施設入所者の負担についても考えてほしいです。
- 他町に入所されている方の助成は、町の単費で運用されるため困難だと思われます。
- グループホームカントの際にも提案しましたが、避難所の近くに備蓄倉庫を建設してほしいかがかかでしょうか。
- わかりました。

③ NPO法人 キラリ工房（令和7年12月24日協議）

I、障がい者の相談先

- 1人暮らしで不安である。今後病気になったりした場合に、誰に相談していいのかわからない。助けてくれる人がいないでしょうか。
- 障がい者が何かあった時に誰が解決を進めるのかが明確にしてほしい。そのためにも社会福祉協議会の業務である日常生活自立支援事業を進めてほしいです。
- 現在、町（ひまわり）やあくせす根室、そしてキラリ工房と相談してくれる人がいますが、今後年齢を重ねて心配になるのはよくわかります。障がい者でも健康に暮らせる環境づくりを模索していきます。
- 日常生活自立支援事業につきましても、社協の体制が整い次第進めていってほしいと町としても考えております。

II、障がい者とそれを取り巻く足問題

- 伊茶仁で暮らしていますが、自分達（両親）に障がいがあるため送迎が困難です。スクールバスが薫別から来ているのなら一緒に乗せてほしいです。
- 今まで高齢者の足問題解決に地域福祉計画推進委員会で進めていたと思うのですが、障がい者足問題については取り組んできていないと思います。前述と重複しますが、困った障がい者が病院に行く際の移動手段に特に実施している事業があるのでしょうか。
- 教育委員会から伊茶仁はスクールバスの範囲外と聞いています。このような相談があったことだけ連絡しておきます。

- 確かに高齢者には通院ハイヤー事業がありますが、障がい者に特化したものはなかったかと思います。現在日東ハイヤーの運転手が1月から不在になり、代わりに町職員が運送を実施する予定です。今後日東ハイヤーが撤退した場合に新たな運送態勢が整われる可能性も有りますが、今のところ何とも言えません。ただ、通院ハイヤーの拡充等も考えられるので協議していきたいと思います。

III、災害に伴う障がい者の避難について

- ・障がい者の避難の関係について、何年前に防災の拠点を建設することも考えると和田室長が言っていました。また障がい者に配慮した避難所とかは考えているのでしょうか。
- 私はそのような話は聞いていませんので確認しておきます。和田室長からは緊急避難所に避難するよりも、車であれば川北や中標津方面に避難することがいいとも聞いております。
- ・防災道路から逃げた場合、国道272号線の交点で国道からの車の通行で前に進めないのを考えてほしい。またベキシリ山に避難した際に冬季は車で避難になると思いますが、降雪で車を停めるところがないと思うのですが、どのようになっているかも聞いてほしいです。
- わかりました。

IV、障がい者を含めた共生社会

- ・カウモン号との協力で、新聞紙のトートバッグを寄付して共生社会を繋げている。カウモン号が今後も来ていただけたらありがたい。
- ・キラリ工房は障がい者と地域のつながりを重視していきたい。
- 先日標津町商工会ともカウモン号については協議しました。町としても共生社会の充実を推進していきたい。

V、障がい者へのサービスのニーズについて

- ・障がい者の施設外支援のニーズですが、今後どんどん利用が高まると思われます。前述の日常自立支援事業もそうですが、同行サービス（障がいのサービス）でどこまでできるかあくせす根室とも協議しております。障がい者のニーズと合わせた対応（受け皿）をお願いしたいです。
- 障がい者制度のことになりますと、一概に回答できないため、ニーズが高まった際に運用等の検討をしていきたいと思います。

④ NPO法人 クーパ (令和7年12月26日協議)

I、障がい者の足問題・買い物支援

- ・お休みの日に出かけようとしても来るが運転できないのでどこも行くこともできない。サーモン科学館は見飽きた。カラオケとか歌うところが欲しい。
- カラオケは12月の川北が楽しかったのではないかと思います。標津町には娯楽が少ないため、検討してみたいと思います。
- ・町内循環線はお休みの日に運行していないため、利用することができない。
- ・買い物支援が欲しい。歩いて買い物をして、帰りに大量の荷物を持っていくのがつらい。
- ・カウモン号がくるが、私たちには高すぎる。
- ・高齢者の仕事をしていない方は巡回バスを利用できるかもしれませんが、通所している障がい者は利用することが出来ません。利用できてもあまりにも待っている時間があり過ぎます。
- 巡回バスについてはご指摘のとおり利用しにくいことがあります。障がい者の皆さんのニーズは買い物がしやすい環境が多かったため、今後買い物ツアー的なものも検討してみたいと思います。
- ・高齢者も障がい者も含めて、もしニーズがあるのならばクーパで買い物ツアーを委託業務していただければ、大型車が2台ありますので検討します。
- まずは社会福祉協議会を含めた行政で検討してみたいと思います。その後委託方法も考えてみたいと思います。

II、就労B型事業所の今後について

- ・クーパは障がい者の就労B型事業所として運営していますが、通所者の中でも格差があり、すぐ働ける人もいれば、全く働くことに適していない方も通所されております。
- ・本来就労B型事業所は、一般就労に向けて準備をする場所です。もっと働きたい方もいます。事業所としても一般企業と協議し新たな就労する企業を探していますが、町としても就業体験の場や就労説明会などの機会を設けてほしいです。もちろんご承知のとおり来年度からクーパも新たな事業展開を行い、一般就労を希望している方に足しての就労の場を設ける予定です。
- ・そして、就労B型事業所でも難しい方については、その方の適した場所についても町と一緒に考えてほしいと思います。
(協議の中でも急に叫び声をあげる方もいて、職員が対応する場面もあった。)
- 私も月2~3日こちらに顔を出していますが、皆さんのおっしゃることは良くわかります。町としても計画に取り込み今後検討を考えていきます。

Ⅲ、引きこもりの家族について

- 私の娘が引きこもりで、先日も行方不明になるなど、皆さんにご迷惑をかけました。娘は自殺願望があり、何か対策をしないとダメと感じております。
- 先日の事件（当該者が家から出ていき警察と一緒に探したこと）は私も耳にしております。クープアに通所したり、地活（地域活動支援センターの略。障がい者等の方に自立した日常生活、社会との交流の場を提供する場所で、キラリ工房・クープアとも委託して事業を実施している）を利用することで解決できないでしょうか。
- 現在、その方の兄もクープアの地活を利用しております。自宅にも居づらい方も標津町にはいると思います。町も引きこもり対策としての居場所づくりについて検討してほしいです。
- 他の事業所でも、引きこもり対策について意見がありました。検討していきたいと思います。

Ⅳ、放課後等デイサービスの助成について

- マハ口の利用者は比較的金の余裕がない子供たちが多いです。何か助成制度はないでしょうか。例えば利用料の権限などは町では検討できませんか。
- 利用料は国で決められた制度のため、助成制度は難しいです。ただ考える余地としては、高齢者の施設助成もサービス部分ではなく居住費に対して一部助成しているケースはあります。例えば昼食代とかも考えることはできますが、非課税等の収入調査等も入ると思われます。

⑤ グループホーム カント（令和7年12月25日協議）

Ⅰ、障がい者災害関連

- 前回の災害で、対応が日曜日の朝方だったため対応に苦慮しました。施設がオール電化なので家事等が何もできませんでした。備蓄の大切さを感じました。
- 避難所の近くに備蓄倉庫を建設してほしいがいかがかでしょうか。
- いざ災害が起きたことにより、色々な問題点があがったと思います。普段からの備蓄意識が増したのではと思います。避難所の近くの備蓄倉庫については住民生活課に意見を出しておきます。
- またその災害であらわになったのが、障がい者の事業所（GHカント、キラリ工房、クープア）が3事業所で連携がとれていなかったと感じました。できれば避難時に連携がとれる体制を町が調整していただきたいと思います。またクープアに至っては緊急避難所外の総合体育館に避難していたと聞きました。共通認識が取れないといけないと思います。

- 提案としては、LINEで共有することも考えられますが、一番は避難に逸れるなどした場合の対応が必要と考えます。そこで、3事業所に関する者については要支援者台帳の登録をして、もしも逸れた場合に家族等に連絡が取れるようになればいいと考えます。
- その際は、協力員は各事業所として扱い、警察・消防・民生委員・町内会・町が障がい者の連絡先や家族の連絡先を情報共有ができます。
- もし要支援者台帳に登録できた場合は、要支援者台帳を利用した避難訓練の実施も必要になっていくと考えます。
- 緊急避難の場合は仕方ありませんが、長期間の避難になった場合、障がい者は大勢の中にいると混乱してしまう場合がありますので、配慮等がありますでしょうか。
- わかりました。住民生活課に確認と要望を出してみようと思います。

II、ひきこもり対策

- 標津町にも引きこもりの方がいると思われれます。その方で精神的な病を抱えている方がいると思いますが、町として把握はできているでしょうか。
- 標津町でも8050問題が起きており、ここ2年で8050問題に伴う生活保護申請が2件ありました。私であれば自宅に引きこもっている方についてはある程度把握しております。しかしその対象者が精神手帳を持っているかあるいはその類かまでは把握しておりません。また精神手帳の所持者は把握しております。しかしその予備軍的なものまでは把握しておりません。
- 町として、引きこもりの方の対応や正確な把握は必要だと思います。本来であれば社会福祉協議会が地域に赴き把握することとっていますが、現在の体制では難しいことも理解しております。
- 他の町村ではご指摘のとおり社会福祉協議会で実施している自治体が多数です。私自身大体はその家庭の内容を把握していますが、対応はかなり困難と感じます。私が把握している家庭も、どちらかと言えばその家族は関わって欲しくないと思っているのが大半と思われれます。また同様に高齢者夫婦世帯でも同様なことがあります。当該世帯は自分の家庭の恥部をさらしたくない気持ちがあるからです。とはいえご指摘のとおり指をくわえているわけにはいかないことも理解しております。相談があった場合には情報を共有し、町だけではなく関係機関と協議の上対応していきたいと考えます。
- ひきこもり者と障がい者の確認等の体制整備を整えていただきたいです。

III、GHカントの家賃助成について

- GHカントに居住している方の家賃助成ですが、現在対象者が2名です。GHとしては、町外から入所された方についての助成がありません。もう5年標津町民として籍をおいているので、対象になることはできませんか。

- この制度は介護事業所（GH、サ高住等）からはじまった制度ですので、住所地特例の方は介護保険料を払っていないことから対象としていません。しかし、介護保険と違いこの家賃助成制度は町の単独事業なことから、今後検討してみます。ただ、来年度に関してはすでに予算査定にも入っていることから再来年度以降となります。

⑥ 標津町商工会（令和7年12月23日協議）

I、どこでもカウモン号について

- ・コロナ禍で売り上げが下がったが、今年は売り上げがあがっています。販売員が変わったことも要因と考えております。
- ・新たに水産関係商店（島田商店・笹谷商店）の商品も搭載しています。
- ・洋服等の売り上げも上がっています。
- ・昨年度の決算報告を見て、販売手数料（商品の5%値上げ）が約50万円ある。利用者は値段が高いとの声はありません。
- ・ひまわりからの高齢者情報を得て新たな顧客も増えてきています。
- ・イベント（高齢者の集まり・平日運行であればいきいき百歳体操等）の情報をひまわりから受けたい。ただ巡回する日程と合わない場合が多いです。
- ・カウモン号の周知もカウモンシール通信として広報で折込しています。
- ・もっとカウモン号を知ってもらいたいです。きっと外観のトラックは知っている、中に入ってみたことない人は多いと思われます。ひまわりももっと周知していきたい。
- カウモン号の日誌を拝見しました。高齢者との会話や気になったこと（認知症の症状・エピソード等）が書いてありました。大変貴重な内容と感じました。

II、買い物ツアー

- ・浜中町では、高齢者に対して午前中にイベントを実施し、みんなで昼食をして、午後からAコープに買い物ツアーをしていると聞いています。（町ではなく農協でしているかも）
- ・社協で実施して、商品に対しての割引券を配布していることも聞いたことがあります。
- 標津町で買い物ツアーのニーズもあると思います。ただ、一部の商店に偏る可能性（ニコット・ツルハ等）があり、他の商店からすると不平不満が出る可能性も考えられます。

III、デマンドバス

- ・東京でデマンドバスを利用したことがあります。大変便利でした。（100円で乗車）標津町でも運用できればいいのではと思います。
- ・難しい部分もありますが、検討していきたいと思います。

標津町地域福祉計画推進の歩み

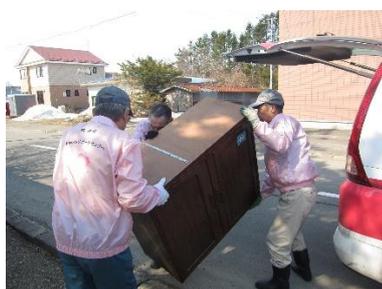
1 標津町地域福祉計画とは・・・

- ・社会福祉環境の変化により、地域福祉に対するニーズが多様化・複雑化しており、子どもから高齢者、障がい者の別に関わらず、誰もが安心して暮らすことの出来る生活環境づくりが必要で、全ての住民が等しく社会遺産化の機会を得て、ともに支え合い、住み慣れた地域で自立した生活を送ることの出来る地域福祉社会の実現を目指しております。
- ・町として、各福祉部局が策定している計画における課題の確認・解決に向けた横断的な仕組みの構築（ボランティアの活用）をします。（標津町の「人口ビジョン・地方版総合戦略」に基づくマスタープラン。）
- ・住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、現状を明らかにし、確保・提供する体制を計画的に整備します。
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を策定します。
- ・計画期は、第1期（平成28年度～令和2年度）、第2期（令和3年度～令和7年度）を推進され、第3期（令和8年度～令和12年度）に向けて、今年度策定します。
- ・策定のために、推進委員（各福祉関係団体の代表者）の団体に伺い、現場の現状を聞き取りし意見聴取します。また、それ以外の福祉団体にも同様に伺い意見聴取します。

2 これまでの標津町地域福祉計画で推進した事業について

（1）あんしんサポートセンター（平成28年度～）

- ・「蛍光灯を交換したい」「ゴミステーションまで粗大ごみを出したい」「高いところの窓を拭きたい」など、高齢者等が日常での困りごとがあった時に、気軽にお手伝いするのが「あんしんサポーター」を派遣する「あんしんサポートセンター」を開設しました。ちょっとした困りごとがあった時は、遠慮なくご相談ください。



- ★ 利用できる方
 - ・65歳以上の高齢者世帯の方
 - ・障がい手帳保有の方 等
- ★ 利用内容
 - ・介護サービスを除く掃除等の家事
 - ・重い荷物の移動、ちょっとした困り事
- ★ 利用料金 30分 200円
- ★ 申し込み方法・問合せ
 - ・「あんしんサポートセンター」（社協）
 - 電話（85-7776）にご相談ください

(2) いきいき百歳体操（平成28年度～）

- ・高齢者が住み慣れた地域において、いつもでもいきいきと過ごすことができるように、筋力づくり閉じこもり防止などの介護予防や健康づくりにつながるため、「いきいき百歳体操」が始まりました。椅子に座りながら、手首・足首におもりをつけて行う簡単な体操です。



- ★ 現在実施している地区
 - ・川北地区（平成28年～）
 - ・古多糠地区（平成28年～）
 - ・標津地区（平成29年～）
 - ・北標津地区（令和元年～）
 - ・住吉地区（令和7年～）
- ★ 実施していた地区
 - ・茶志骨地区（平成29年～令和元年）
 - ・薫別地区（平成30年～令和5年）
- ★ 問合先 地域包括支援センター

(3) 高齢者等見守り活動に関する協定の締結（平成28年度・平成29年度）

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、孤立の防止及び支援の必要な者を把握することにより、地域福祉の向上を図るために各団体と協定を締結しました。



- ★ 協定締結団体（6団体）
 - ・標津町商工会「どこでもカウモン号」
 - ・標津郵便局
 - ・川北郵便局
 - ・薫別郵便局
 - ・釧路地方道新二十会（川畑新聞店・林新聞店）
 - ・(株)セブソーイレブソ・ジャパン
- ★ 問合先 保健福祉センター 社会福祉担当

(4) みんなのひろば（平成29年度～令和元年度）

- ・気の合う仲間が集まったり、家に閉じこもりがちな高齢者などがふれあいの場として、標津市街地の中心にある「文化ホール」を会場に町民誰もが気軽に集う「みんなのひろば」を開設しました。みんなでお話したり、健康麻雀や花カルタ、卓球や文化ホール使用等の施設管理運営を、高齢者の有志で結成したボランティア団体の「いきいきシニアクラブ」が自主的に行っていました。



(5) 要支援者台帳を利用した避難訓練（平成30年度・令和6年度）

- ・高齢者等の生活弱者が、風水害等の災害が起こり、避難準備発令等があった際に、災害時要支援者台帳に基づきスムーズに避難できるよう、改めて避難までの手順を確認するため避難訓練を実施した。これからも住民生活課や標津町町内会連絡協議会と協力し実施していく。



- ★ H30.11.14開催（1回目 鳩ヶ丘体育館）
- ・町内会（H28大雨災害で避難指示が行われた町内会（4町内会 要支援者12人協力員12人）と標津福祉会、標津介護サービスの入所者と施設職員
- ★ R6.12.21開催（2回目 旧テニスコート）
- ・町内会（6町内会 要支援者10名 協力者10名）で冬期間を想定とした避難訓練

(6) 介護従事者確保・定着対策事業（令和4年度～）

- ・介護従事者の確保・定着を図るため、初任者研修及び実務者研修等の実施や研修費の半額負担、介護従事者を対象とした「介護のしごと魅力アップ講演会」を実施し、介護従事者の確保・定着を図っています。



- ★ これまでの活動
- ・R4 介護職員初任者研修 5名参加
- ・R5 介護職員実務者研修 5名参加
- ・R6 介護のしごと魅力アップ講演会 22名参加
- ・R7 介護福祉士実務者研修 5名参加
- ★ 初任者研修・実務者研修の自己負担を1/2町負担

(7) 高齢者の足問題解決キャラバン（令和5年度～令和6年度）

- ・高齢者の足問題が、2025年問題とも相成り喫緊の課題となっていました。推進委員会でも解決を模索していましたが実現可能の具体的な解決は出ませんでした。町はR5年度に高齢者及びそれに関わる方の生の声を聴取し、R6に調査結果書を作成。これをもとに標津町議会にも説明し、今後の高齢者の足問題解決の指針として活かしている。



- ★ 14団体訪問（老人クラブ・サロン等）
- ・写真のとおり、生活支援コーディネーターが各団体へ訪問
- ★ アンケート総数575件 内330人回答
- ・アンケート対象者は、キャラバンに参加せず、要介護認定を受けておらず、施設・長期入院をしていない75歳以上
- ・回答率57.4%
- ★ 対応は生活支援コーディネーターが実施

(8) 「しべつこども食堂れあれあの家」の子ども食堂の開始（令和6年度～）

- 子ども、保護者、地域の高齢者や障がい者など、多くの町民が集う多世代が交流する地域の居場所として、「しべつこども食堂れあれあの家」が開始。町も社会福祉基金を助成する等バックアップしている。今後も地域共生社会構築の礎として協力していく。



- ★ 毎月の第4日曜日11時から開催
- ★ 場所は文化ホール 和室
- ・ボランティアは、民生委員児童委員、漁協女性部、農協女性部等の有志で構成されている。また高校生のボランティアも参加している
- ・農協からは標津牛乳、漁協からはホタテが提供されている

(9) 榊上田組の屋根の雪下ろしボランティア（令和6年度～）

- （株）上田組のご厚意により、高齢で近くに親族がいない世帯の住宅に、ボランティアとして屋根の雪下ろしボランティアが開始されました。対象者については民生委員児童委員協議会から情報を提供しています。



- ★ 民児協広報「まごころ」で対象者への周知を実施。民生委員児童委員が対象者を集約し、（株）上田組に情報提供
- ★ （株）上田組は除雪作業の合間にボランティアを実施するため、積雪の日から3日後くらいに実施します。年間10件程度まで実施予定

(10) 高齢者サロンの送迎（令和7年度～）

- 各地域で活動している高齢者サロンへの足問題を解決するべく、社会福祉協議会主体の事業であることから専用車で自宅からサロン会場まで送迎を開始している。今後は老人クラブやいきいき百歳体操への送迎についても実施していきたい。



- ★ 現在4地区約15名が利用
- ★ 運転手はシルバー勤労会
吉田会計年度任用職員が実施

3 今後の標津町地域福祉計画の推進について

- 今後も標津町の福祉施策を推進するため、「何が標津町の福祉に足りないのか」「自助・共助・互助・公助の観点から町として何ができるのか」を模索しております。そのためにも町民皆様のご意見が必要です。
- 町民皆様の意見のもと、標津町地域福祉計画を推進しますのでご協力をお願いいたします。

★地域福祉計画の問合せ先：標津町保健福祉センター 参事 大垣まで

標津町地域福祉計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月発行

発行 標 津 町
(事務局：標津町保健福祉センター)

〒086-1631 標津町北1条西5丁目6番1-2号
TEL (0153) 82-1515
FAX (0153) 82-1530